

JPO – KIPO – SIPO

明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

に関する

比較研究報告書

2014 年 11 月

報告書は、“JPO–KIPO–SIPO COMPARATIVE STUDY OUTLINE ON AMENDMENT OF SPECIFICATION, CLAIMS OR DRAWINGS”の日本語仮訳です。

本仮訳と原文とに相違する記載があるときは、全て原文が優先します。

1. 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する法的根拠

- (1) 法律及び実施規則における関連条項
- (2) 審査ガイドライン、マニュアル、基準など
- (3) 補正に関する背景及び目的

2. 補正の概要

- (1) 特許法及び実施規則における主な条項
- (2) 補正の要件
 - (i) 手続上の要件
 - (ii) 実質的な要件
- (3) 許容される補正期間
 - (i) 自発補正（自己補正）
 - (ii) 拒絶理由通知に応答する補正（補正提出期間）
 - (iii) 再審査請求又は不服審判請求
 - (iv) 補正期間の延長

3. 補正の範囲

- (1) 出願当初の書類
 - (i) 一般的な実務（当初出願の範囲）
 - (ii) PCT 出願
 - (iii) 外国語で作成された明細書
 - (a) 外国語で作成された明細書の法的地位
 - (b) 許容される外国語
 - (c) 翻訳文の提出
 - (d) 誤訳の訂正

(2) 新規事項の追加の禁止

- (i) 関連条項
- (ii) 明示的な新規事項
- (iii) 明示的でない新規事項
- (iv) 新規事項の評価
 - (a) 原則
 - (b) 優先権主張を伴う出願
 - (c) PCT ルートを介した出願
 - (d) 要約書に記載される事項
 - (e) 要約書の補正
 - (f) 不完全な発明の完成
 - (g) 抵触する要素の補正
 - (h) 除くクレーム
 - (i) 数値限定の範囲の変更
- (j) 発明における下位概念の上位概念化の変更
- (k) 発明における上位概念の下位概念化の変更
 - (l) 実施態様の追加
 - (m) 出願後の実験データの提出
 - (n) 発明の技術分野の補正
 - (o) 発明の目的若しくは効果の変更又は追加
 - (p) 明細書に記載した先行技術の補正
 - (q) 周知の先行技術の追加
 - (r) 最初の出願書類に記載していない先行技術で、後でサーチされた技術の追加

(3) 特別な分野の発明に関する新規事項の評価

- (i) バイオテクノロジー関連の発明
- (ii) 化学物質の発明
- (iii) その他

4. 補正の種類

- (1) 自発補正（自己補正）
 - (i) 補正の範囲
 - (ii) 複数の補正の取扱い
 - (iii) PCT 第 19 条または第 34 条に基づいて国際段階で行われた補正
- (2) 最初の拒絶通知に応答した補正
 - (i) 補正の範囲
 - (ii) 複数の補正の取扱い
 - (iii) その他
- (3) 最後の拒絶通知に応答した補正、若しくは再審査請求又は不服審判請求時の補正
 - (i) 補正の範囲
 - (ii) 複数の補正の取扱い
 - (iii) 特許請求の範囲の補正に関する制約
 - (iv) その他
- (4) その他

5. 追加の通信手段

- (1) 意見書/出願人の記載
 - (i) 通信の法的地位
 - (ii) 出願後に提出された実験データ

- (iii) その他
- (2) 電話、ファクシミリ、メール、面接など
 - (i) 通信の法的地位
 - (ii) その他
- (3) 審査官による補正の提案

6. 補正の却下

- (1) 特許法及び実施規則における関連条項
- (2) 補正の却下理由
- (3) 複数の補正の取り扱い
- (4) 補正の却下手続
- (5) 補正却下に対する不服申立

7. 職権による訂正

- (1) 職権による訂正の背景と目的
- (2) 職権による訂正の範囲
- (3) 職権による訂正の手続
- (4) その他

補正に関する特許実務の比較研究			
項目及びサブ項目	JPO	KIPO	SIPO
1. 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する法的根拠			
(1) 法律及び実施規則における関連条項	特許法 第5条（期間の延長等） 第17条（手続の補正） 第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 第17条の3（要約書の補正） 第36条（特許出願） 第36条の2（特許出願） 第48条の7（文献公知発明に係る情報の記載についての通知） 第50条（拒絶理由の通知） 第50条の2（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知） 第53条（補正の却下） 第126条（訂正審判） 第184条の3（国際出願による特許出願） 第184条の4（外国語でされた国際特許出願の翻訳文） 第184条の6（国際出願に係る願書、明細書等の効力等） 第184条の7（日本語国際特許出願に係る条約第19条に基づく補正） 第184条の8（条約第34条に基づく補正） 第184条の12（補正の特例） 第184条の18（拒絶理由等の特例） 特許法施行規則 第11条（手続補正書の様式等） 第11条の2（誤訳訂正書の様式） 第25条の4（外国語書面の様式） 第30条（特許出願の分割をする場合の補正） 第33条（補正の却下の決定の記載事項）	特許法 第42条（特許出願） 第42条の3（外国語特許出願等） 第43条（要約書） 第47条（特許出願の補正） 第51条（補正却下） 第200条の2（国際特許出願の出願書等） 第201条（国際特許出願の韓国語翻訳文） 第208条（補正の特例） 特許法施行令 第2条（微生物の寄託） 第3条（微生物に係る発明の特許出願明細書の記載） 第4条（微生物試料の分譲） 特許法施行規則 第13条（書類等の補正） 第21条（特許出願等） 第22条の2（核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ特許出願） 第22条（微生物に係る特許出願） 第37条の2（再審査請求） 第42条（補正の却下決定）	専利法 第33条（補正の範囲） 第37条（拒絶理由の通知） 第38条（拒絶） 第41条（再審査及び審判） 実施細則第6条（期間の延長） 実施細則第43条（特許出願の分割をする場合の補正） 実施細則第44条（予備審査） 実施細則第51条（補正の却下） 実施細則第52条（補正の差替え頁） 実施細則第53条（拒絶の理由） 実施細則第61条（再審査のための補正） 実施細則第65条（無効の理由） 実施細則第68条（無効請求手続時の通知、当該通知に対する応答） 実施細則第69条（無効請求のための補正） 実施細則第71条（無効請求の期間の延長） 実施細則第99条（期間延長の手数料） 実施細則第104条（中国国内段階に移行するための方式） 実施細則第106条（補正の中国語訳を提出する期限） 実施細則第112条（国際出願の自己補正） 実施細則第113条（誤訳の訂正）
(2) 審査ガイドライン、マニュアル、基準など	特許・実用新案の審査基準 第III部 明細書、特許請求の範囲又は図面の	審査基準 -第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 -第V部	専利審査指南第I部第1章： 発明特許出願の予備審査 専利審査指南第II部第2章：

	補正 第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準 第Ⅷ部 外国語書面出願 第Ⅸ部 審査の進め方	・第Ⅷ部 ・第Ⅸ部	明細書と特許請求の範囲 専利審査指南第Ⅱ部第8章： 実体審査手続 専利審査指南第Ⅲ部第1章： 国内段階に移行された国際出願の予備 審査と事務処理 専利審査指南第Ⅲ部第2章： 国内段階に移行された国際出願の実体 審査 専利審査指南第Ⅳ部第2章： 再審査請求の審査 専利審査指南第Ⅳ部第3章： 無効請求の審査 専利審査指南第Ⅴ部第7章： 期限、権利の回復、中止 専利審査指南第Ⅴ部第11章： 電子出願に関する規定
(3) 補正の背景及び目的	先願主義を実質的に確保するために、いかなる補正も「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内」で行わなければならない。この原則は、 (1)出願時点で発明の十分な開示を確保し、 (2)権利の迅速な付与を保証し、 (3)出願時点で発明を十分に開示する出願と出願時点で発明を十分に開示しない出願との間の公平さを確保し、 (4)出願時点で開示される発明の範囲に基づいて行動する第三者が不測の不利益を受けるのを予防する。 (特許法第17条の2第3項)) (審査基準第Ⅲ部第1節第2項)	明細書又は図面の補正制度は、同一発明については先に出願した者のみが特許を受けることができる先願規則下において、出願を急いだことにより発生する明細書作成の不完全性を解消して、出願人の権利を保護することができる手段を用意するために導入された制度である。 出願後に、特定の期間及び条件下において明細書を補正する場合、その補正事項は当初出願の日に遡及して効果が発生する。 一方、審査が着手された以降に補正する場合、審査結果が無効に帰し、審査が遅れるおそれがあるため、審査の円滑な進行のために審査の着手前までは自由に補正することができるようにするが、拒絶理由を通知した後は補正の時期を厳格に制限して審査処理の遅延を防止している。また、明細書等の補正により当初明細書等に記載されていなかった発明が追加される場合、その内容は元の出願日に遡及して効果が生ずるものであるため、先願規則に反して第三者に不測の損害を与えるおそれがあるため、補正の範囲を厳格に制限している。 (審査基準第Ⅳ部第1章第2項)	2人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権は最も早く出願した者に付与する(専利法第9条)
2. 補正の概要			

(1) 特許法及び実施規則における主な条項	特許法 第 17 条の 2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正) 第 48 条の 7 文献公知発明に係る情報の記載についての通知) 第 50 条 (拒絶理由の通知) 第 53 条 (補正の却下) 第 126 条 (訂正審判)	特許法 第 42 条 (特許出願) 第 42 条の 3 (外国語特許出願等) 第 43 条 (要約書) 第 47 条 (特許出願の補正) 第 51 条 (補正却下) 第 200 条の 2 (国際特許出願の出願書等) 第 201 条 (国際特許出願の韓国語翻訳文) 第 208 条 (補正の特例)	出願人は、その特許出願に対して補正を行うことができるが、発明特許の出願に対する補正は、元の明細書及び請求項に記載した範囲を超えてはならない。(専利法第 33 条) 国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に準拠していないと判断した場合、出願人に通知し、指定の期限内に回答を送付するか、又はその出願を補正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。(専利法第 37 条) 特許出願について、出願人が意見陳述又は補正を行った後も依然として本法の規定に準拠していないと国務院専利行政部門が判断した場合、当該出願は拒絶される。(専利法第 38 条) 特許出願人は国務院専利行政部門の出願拒絶の決定に対して不服がある場合、拒絶通知を受領した日から 3 月以内に、特許再審査委員会に再審査を請求することができる。特許再審査委員会は再審査後に決定を下し、かつ特許出願人に通知する。 特許出願人は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。(専利法第 41 条) 実施細則第 6 条： 関係当事者は、不可抗力により専利法又は本実施細則に規定する期限又は国務院特許行政部門が指定した期限を遵守できなかったためにその権利を消失した場合、障害が取り除かれた日から 2 月以内に、遅くとも期限の満了日から 2 年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。 前項に規定される状況を除き、関係当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本実施細則に規定する期限又は国務院特許行政部門が指定した期限を遵守できなかったためにその権利を消失した場合、国務院特許行政部
------------------------------	--	--	--

			門の通知を受領した日から 2 月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。 関係当事者が本条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消失前に行うべき関連手続を完了しなければならない。本条第 2 項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合は、さらに権利回復請求手数料を納めなければならない。 関係当事者は、国務院特許行政部門が指定した期限の延長を申請する場合、期限の満了日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、関係手続を取らなければならない。 本条第 1 項及び第 2 項の規定は、専利法第 24 条、第 29 条、第 42 条及び第 68 条に規定する期限には適用されない。 本細則第 42 条の規定に基づいて提出される分割出願は、最初の出願の出願日を維持することができる。優先権を主張する場合は優先日を維持することができる。ただし、当該分割出願は、最初の出願に記載された内容の範囲を超えてはならない。（実施細則第 43 条第 1 項） 発明特許出願人は、実体審査を請求する場合又は発明特許出願が実体審査段階に入る旨の国務院特許行政部門からの通知を受領した日から 3 月以内に、発明特許出願を自発的に補正することができる。（実施細則第 51 条第 1 項） 出願人は、国務院特許行政部門が発行する実体審査の意見通知を受領した後に出願を補正する場合、通知で指摘された欠陥のみに対して補正を行うものとする。（実施細則第 51 条第 3 項） 国務院特許行政部門は、特許出願書内の文字と記号における明らかな誤りを自発的に補正することができる。国務院特許行政部門が自
--	--	--	--

			発的に補正する場合は、出願人にその旨を通知するものとする。（実施細則第 51 条第 4 項） 発明特許出願の明細書又は特許請求の範囲を補正する場合、数個の単語のみの変更、挿入又は削除を除き、規定の書式による差替え頁を提出しなければならない。（実施細則第 52 条） 実施細則第53条: 専利法第 38 条の規定に基づいて、国務院特許行政部門が実体審査を経て発明特許出願を拒絶する場合は、以下の通りである。 (1) 出願が専利法第 5 条又は第 25 条の規定に該当するか、又は専利法第 9 条の規定によって出願人が特許権の資格を有しない場合 (2) 出願が専利法第 2 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 4 項若しくは第 5 項、第 31 条第 1 項、又は本実施細則第 20 条第 2 項の規定に準拠しない場合 (3) 出願の補正が専利法第 33 条の規定に準拠しないか、又は分割出願が本実施細則第 43 条第 1 項の規定に準拠しない場合 請求人は再審査を請求するか、又は特許再審査委員会の再審査通知に回答する時に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は出願の拒絶決定又は再審査通知で指摘された欠陥の除去に限るものとする。（実施細則第 61 条） 実施細則第65条: 専利法第45条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効を請求する場合は、請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効請求書には、提出するすべての証拠を参照して、請求の提出理由を具体的に説明すると共に、各理由の根拠となる証拠を指示しなければならない。 前項に言う無効請求の理由とは、特許権が付与された発明創造が、専利法第 2 条、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 3
--	--	--	---

			項若しくは第 4 項、第 27 条第 2 項、第 33 条、又は本実施細則第 20 条第 2 項、第 43 条第 1 項の規定に準拠しない、専利法第 5 条若しくは第 25 条の規定に該当する、あるいは専利法第 9 条の規定に基づいて特許権を付与できないことを意味する。 実施細則第68条: 特許再審査委員会は、特許権無効請求書と関係書類の写しを特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効請求人は指定の期限内に特許再審査委員会が発行した書類転送通知又は無効請求審査通知に回答しなければならない。指定の期限内に回答しなくても、特許再審査委員会の審査には影響しない。 実施細則第69条: 無効請求の審査過程において、当該発明の特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。 発明の特許権者は特許明細書と図面を補正することはできない。意匠特許の特許権者は意匠の図面、写真又は簡単な説明を補正することはできない。 実施細則第99条: 権利回復請求手数料は本実施細則に規定される当該期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求は提出されなかったとみなす。 期限延長請求手数料は当該期限が満了する前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合、請求は提出されなかったとみなす。 書誌データ変更手数料、特許評価報告書請求手数料、特許権無効請求手数料は、当該請求の提出日から1月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合、請求は提出されなかったとみなす。
--	--	--	---

			実施細則第104条： 出願人は本実施細則第103条の規定に基づいて中国国内段階移行手続を行う場合、下記の要件を満たすものとする。 (1) 中国語で作成された中国国内段階移行の声明書を提出し、国際出願番号と付与を求めの特許の種類を明記する。 (2) 本実施細則第93条第1項に規定する出願手数料、公開の印刷手数料を納付し、必要に応じて本実施細則第103条に規定した期限延長手数料を納付する。 (3) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳を提出する。 (4) 中国国内段階移行の声明書には、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称と住所、及び発明者の氏名を明記し、前記内容は世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」という）の記録と一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明書において発明者の氏名を明記する。 (5) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出する。図面及び要約図がある場合、図面の写しと要約図の写しを提出する。図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換える。国際出願が中国語で提出された場合、国際公開書類の中の要約と要約図の写しを提出する。 (6) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続を行った場合は、国際出願の変更後に当該出願人が権利を有していることを立証する証明書を提出する。 (7) 必要に応じて本実施細則第93条第1項に規定される追加の出願手数料を納付する。 本条第1項第1号～第3号に規定された要件が満たされた場合、国务院特許行政部門は出願番号を発行し、国際出願が中国国内段階に移行した日付（以下「移行日」という）を明確に指示し、かつ当該国際出願が中国国内段階に移行した旨を出願人に通知するものとする。 国際出願が中国国内段階に移行した後、本条
--	--	--	--

			第1項第4号～第7号の要件を満たしていないことが認められた場合、国务院特許行政部門は、指定期限内に補正を行うよう出願人に通知する。出願人が期限内に補正しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなす。 実施細則第106条： 国際出願が国際段階において補正され、出願人が補正された出願書類に基づいた審査を求める場合、移行日より2月以内に補正の中国語訳を提出しなければならない。当該期限内に中国語訳が提出されない場合、国際段階において行われた補正は、国务院特許行政部門によって考慮されない。 実施細則第112条第2項： 発明特許の国際出願については、本実施細則第 51 条第 1 項の規定を適用するものとする。 実施細則第113条： 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中の文字の中国語訳に誤りがあることを発見した場合、次に規定される期限内に、国際出願に基づいて翻訳文を訂正することができる。 (1) 国务院特許行政部門が発明特許出願を公開するための技術的な準備作業を完了する前 (2) 国务院特許行政部門が送付した、発明特許出願が実体審査段階に移行した旨の通知の受領日から3月以内 出願人は誤訳を訂正したい場合、請求書を提出し、かつ規定された訳文訂正手数料を納付しなければならない。 出願人は国务院特許行政部門からの通知の要求に従って訳文を訂正する場合、指定期限内に本条第 2 項に規定された手続を行わなければならない。期限が満了になっても所定の手続が行われない場合、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。
(2) 補正の要件			

(i) 手続上の要件	手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。 (特許法第 17 条第 1 項) 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。 (特許法第 17 条の 2 第 1 項) 手続の補正をするには、手続補正書を提出しなければならない。(特許法第 17 条第 4 項) 二人以上が共同して手続をしたときは、補正の手続については、各人が全員を代表するものとする。(特許法第 14 条)	明細書又は図面を補正できる者は、補正時の当該特許出願の出願人である。同一の出願に対して出願人が複数存在する場合、必ずしも出願人全員が補正手続を行う必要はなく、各出願人が明細書を個別に補正することができる。 明細書、特許請求の範囲、又は図面を補正するには、補正の対象となる特許出願が KIPO に係属中でなければならない。したがって、出願が無効、取り下げ若しくは放棄されるか、又は拒絶決定が確定した場合は補正することができない。 出願が KIPO に係属中である場合とは、出願について KIPO が特許を付与する(特許法第 87 条第 2 項による特許権の確定の登録をいう)のに必要な行政措置を取ることができる状態をいう。したがって、出願が無効、取下げ、放棄、権利の確定の登録、又は拒絶査定が確定した時には、出願は係属中ではない。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 3.1 項)	国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に準拠していないと判断した場合、出願人に通知し、指定の期限内に回答を送付するか、又はその出願を補正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。 (専利法第 37 条) 特許出願について、出願人が意見陳述又は補正を行った後も依然として本法の規定に準拠していないと国務院専利行政部門が判断した場合、当該出願は拒絶される。 (専利法第 38 条) 国務院専利行政部門は特許再審査委員会を設置する。特許出願人は国務院専利行政部門の出願拒絶の決定に対して不服がある場合、拒絶通知を受領した日から 3 月以内に、特許再審査委員会に再審査を請求することができる。特許再審査委員会は再審査後に決定を下し、かつ特許出願人に通知する。特許出願人は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。 (専利法第 41 条) 発明特許出願人は、実体審査を請求する場合又は発明特許出願が実体審査段階に入る旨の国務院特許行政部門からの通知を受領した日から 3 月以内に、発明特許出願を自発的に補正することができる。 (実施細則第 51 条第 1 項) 出願人は、国務院特許行政部門が発行する実体審査の意見通知を受領した後に、出願を補正する場合、通知で指摘された欠陥のみに対して補正を行うものとする。 (実施細則第 51 条第 3 項) 国務院特許行政部門は、特許出願書内の文字と記号における明らかな誤りを自発的に補正
-------------------	--	--	--

			することができる。国務院特許行政部門が自発的に補正する場合は、出願人にその旨を通知するものとする。 (実施細則第 51 条第 4 項) 発明特許出願の明細書又は特許請求の範囲を補正する場合、数個の単語のみの変更、挿入又は削除を除き、規定の書式による差替え頁を提出しなければならない。 (実施細則第 52 条) 請求人は再審査を請求するか、又は特許再審査委員会の再審査通知に回答する時に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は出願の拒絶査定又は再審査通知で指摘された欠陥の除去に限るものとする。 特許出願の補正は写しを 2 部提出しなければならない。 (実施細則第 61 条) 特許再審査委員会は、特許権無効請求書と関係書類の写しを特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効請求人は指定の期限内に特許再審査委員会が発行した書類転送通知又は無効請求審査通知に回答しなければならない。 指定の期限内に回答しなくても、特許再審査委員会の審査には影響しない。 (実施細則第 68 条) 無効請求の審査過程において、当該発明の特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。 発明の特許権者は特許明細書と図面を補正することはできない。 (実施細則第 69 条) 国際出願が国際段階において補正され、出願人が補正された出願書類に基づいた審査を求める場合、移行日より 2 月以内に補正の中国語訳を提出しなければならない。当該期限内
--	--	--	--

			に中国語訳が提出されない場合、国際段階において行われた補正は、國務院特許行政部門によって考慮されない。 （実施細則第 106 条） 発明特許の国際出願については、本実施細則第 51 条第 1 項の規定を適用するものとする。 （実施細則第 112 条） 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中の文字の中国語訳に誤りがあることを発見した場合、国際出願に基づいて翻訳文を訂正することができる。 （実施細則第 113 条） 出願人の応答は、意見陳述書だけでもよいが、さらに、補正された出願書類（差替え頁及び/又は補正書）を含めてもよい。 （專利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1 項） 特許再審査委員会は、必要に応じて関連の書類を当該当事者に転送する。回答提出期限の指定が必要な場合は、期限を 1 月に指定する。当事者が期限内に回答しない場合、当該当事者は転送された書類に記載された事実、理由及び証拠をすでに了承し、異議申立を提起していないものとみなす。 当該当事者が提出する意見陳述書及びその添付資料は、1 式 2 部とする。 （專利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.4.1 項） 無効手続において、以下に挙げる状況の何れか 1 つに該当する場合、特許再審査委員会は当事者双方に対して、無効請求審査通知を発行することができる。 当事者が審査通知を受領した場合、受領日から 1 月以内に回答しなければならない。期限内に回答がない場合、当事者は転送された書類に記載された事実、理由及び証拠をすでに了承し、異議申立を提起していないものとみなす。 （專利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.4.3 項）
--	--	--	---

			審査の基礎に関する声明で言及した、国際段階における特許協力条約第 19 条に基づいた補正は、国際公開文書に相応の内容が記載されなければならない。特許協力条約第 34 条に基づいた補正は、特許性に関する国際予備審査報告書に相応の内容が添付されなければならない。審査の基礎に関する声明で言及した国際段階における補正が存在しないと判断された場合、審査官は補正通知を発行し、移行声明における審査の基礎欄の中の該当する内容を補正するように出願人に通知しなければならない。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.1.6 項) 出願人の声明に従って、特許協力条約第 19 条に基づいて補正された特許請求の範囲を審査の基礎とし、かつ当該補正の国際公開が中国語以外の言語である場合、出願人は国内段階移行時、又は遅くとも移行日から 2 月以内に翻訳文を提出しなければならない。専利法実施細則第 106 条に従って、当該期限以降に翻訳文が提出された場合、補正部分は考慮されないものとし、審査官は、補正を考慮しない旨の通知を発行しなければならない。国際公開文書の中に特許協力条約第 19 条第 1 項に基づいた補正に関する声明が含まれ、かつ出願人が審査官に当該声明を考慮するよう要求した場合、出願人は、補正された特許請求の範囲の翻訳文を提出する際に当該声明の翻訳文も同時に提出されなければならない。 補正が国際段階で提出されたが、PCT 実施細則第 46 条の規定に準拠していないために国際事務局により拒絶された場合、国内段階移行時に特許協力条約第 19 条に基づいた補正として提出することはできない。 国内段階移行後に補正書類の翻訳文を提出する場合、出願人は、補正書類の翻訳文又は補正書類の追加表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。 補正書類の翻訳文が要件を満たさない場合、審査官は補正書類欠陥通知を発行し、出願人
--	--	--	---

			に補正を行うように通知しなければならない。出願人が期限内に補正しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行する。 特許協力条約第 19 条に基づいて補正された特許請求の範囲が国際予備審査の基礎としても使用され、かつ国内段階移行時に、出願人がそれを特許性に関する国際予備報告書の附属書類の翻訳文として提出した場合、当該翻訳文は国内公開時に公開されないものとする。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.1 項) 出願人の声明に従って、特許協力条約第 34 条に基づいて補正された特許請求の範囲を審査の基礎とし、かつ当該補正の国際公開が中国語以外の言語である場合、出願人は国内段階移行時、又は遅くとも移行日から 2 月以内に翻訳文を提出しなければならない。当該期限以降に翻訳文が提出された場合、補正部分は考慮されないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行しなければならない。 国内段階移行後に、特許性に関する国際予備審査報告書の附属書類の翻訳文を提出する場合、補正書類の翻訳文又は補正書類の追加表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。 補正書類の翻訳文が要件を満たさない場合、審査官は補正書類欠陥通知を発行し、出願人に補正を行うように通知しなければならない。補正が所定の期限内に提出されない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行する。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.2 項) 専利法実施細則第 112 条の規定に従って、出願人は国内段階移行手続を取った後、所定の期限内に特許出願書の補正申請書を提出することができる。このような補正は、国内段階移行における補正と呼ばれる。 国際出願が発明の特許権を求める場合、出願人は、専利法実施細則第 51 条第 1 項の規定に基づき、出願書を自発的に補正することが
--	--	--	--

			できる。 国際出願が国内段階に移行したときに出願人が特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づいた補正を審査の基礎とすることを明確に要求した場合、元の出願の翻訳文と共に補正を提出することができる。このような補正は専利法実施細則第 112 条の規定に基づいた自発補正とみなす。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 5.7 項)
(ii) 実質的な要件	(1)自発補正 (i)新規事項を追加する補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項) (2)最初の拒絶通知に応答する補正 (i)新規事項を追加する補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項) (ii)発明の特別な技術的特徴を変更する特許請求の範囲の補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項) (3)最後の拒絶通知に応答する補正又は拒絶査定不服審判請求時の補正 (i)新規事項を追加する補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項) (ii)発明の特別な技術的特徴を変更する特許請求の範囲の補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項) (iii).次に掲げる目的以外の特許請求の範囲の補正は禁止される。 (a)特許請求の範囲の削除 (b)特許請求の範囲の限定的減縮 (c)明細書内の誤記の訂正 (d)明瞭でない明細書の釈明 (特許法第 17 条の 2 第 5 項) (iv)特許請求の範囲の限定的減縮を目的とし、独立特許要件を満たさない特許請求の範囲の補正は禁止される。 (特許法第 17 条の 2 第 6 項)	明細書又は図面の補正範囲は、補正期間に応じて異なる。審査が着手される前の自発補正期間内又は最初の拒絶理由通知に対する意見書提出の指定期間内に補正を行う場合、新規事項の追加が禁止される。(特許法第 47 条第 1 項第 1 号) 一方、最後の拒絶理由通知に対する意見書提出の指定期間内に補正を行う場合(特許法第 47 条第 1 項第 2 号)及び再審査を請求する時に補正を行う場合は、補正の範囲は、出願への新規事項の追加が禁止されるばかりでなく、特許請求の範囲を減縮しなければならないなど、補正の範囲がより制限される。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 3.2 項) 4102	出願書の補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容の範囲を超えてはならない。 最初の明細書及び特許請求の範囲には、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容と、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容に従って直接かつ一義的に確定できる内容と明細書に添付された図面が含まれる。 出願人が出願日に提出した最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容は、補正が専利法第33条の規定に準拠しているか否かを判断する審査の基礎となる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.1 項)
(3) 許容される補正期間			

(i) 自発補正（自己補正）	特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、出願人が拒絶理由通知を受領していない場合に限られる。（特許法第 17 条の 2 第 1 項）	自発補正期間とは、特許法第 47 条第 1 項に指定された補正期間のうち、韓国特許庁長官が特許付与の決定の謄本を送達する前までの期間をいう。ただし、特許法第 47 条第 1 項各号に指定された期間を除く。ここで、特許庁長官が特許付与の査定の謄本を送達した時とは、審査官が特許付与の査定の謄本を送付した時である。したがって、審査官が特許付与の査定の謄本を発送した後、出願人が特許査定の写しを受領する前に補正書を提出した場合、その補正は認められない。 自発補正期間とは、審査官が発送した最初の拒絶理由通知の謄本を出願人が受領する前までの期間をいう。 （審査基準第 IV 部第 1 章第 4.1 項） 4103	発明特許出願人は、実体審査を請求する場合又は発明特許出願が実体審査段階に入る旨の国务院特許行政部門からの通知を受領した日から 3 月以内に、発明特許出願を自発的に補正することができる。 （実施細則第 51 条第 1 項） 当該（拒絶）査定又は（特許権を付与する旨の）通知が発行されると、出願人からの意見書、応答又は補正は一切考慮されない。 （專利審査指南第 II 部第 8 章第 6 項） 国際出願が国際段階において補正され、出願人が補正された出願書類に基づいた審査を求める場合、移行日より 2 月以内に補正の中国語訳を提出しなければならない。当該期限内に中国語訳が提出されない場合、国際段階において行われた補正は、国务院特許行政部門によって考慮されない。 （実施細則第 106 条） 発明特許の国際出願については、本実施細則第 51 条第 1 項の規定を適用するものとする。 （実施細則第 112 条） 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中の文字の中国語訳に誤りがあることを発見した場合、次に規定される期限内に、国際出願に基づいて翻訳文を訂正することができる。 (1) 国务院特許行政部門が発明特許出願を公開するための技術的な準備作業を完了する前 (2) 国务院特許行政部門が送付した、発明特許出願が実体審査段階に移行した旨の通知の受領日から3月以内 （実施細則第 113 条） 審査の基礎に関する声明で国際段階における補正に言及した場合、移行日から 2 月以内に当該補正の翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が期限内に提出されない場合、声
-----------------------	---	--	---

			明で言及された補正は考慮されないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行する。 （専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.1.6 項） 出願人の声明に従って、特許協力条約第 19 条に基づいて補正された特許請求の範囲を審査の基礎とし、かつ当該補正の国際公開が中国語以外の言語である場合、出願人は国内段階移行時、又は遅くとも移行日から 2 月以内に翻訳文を提出しなければならない。専利法実施細則第 106 条に従って、当該期限以降に翻訳文が提出された場合、補正部分は考慮されないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行しなければならない。国際公開文書の中に特許協力条約第 19 条第 1 項に基づいた補正に関する声明が含まれ、かつ出願人が審査官に当該声明を考慮するよう要求した場合、出願人は補正された特許請求の範囲の翻訳文を提出する際に当該声明の翻訳文も同時に提出しなければならない。 （専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.1 項） 出願人の声明に従って、特許協力条約第 34 条に基づいて補正された特許請求の範囲を審査の基礎とし、かつ当該補正の国際公開が中国語以外の言語である場合、出願人は国内段階移行時、又は遅くとも移行日から 2 月以内に翻訳文を提出しなければならない。当該期限以降に翻訳文が提出された場合、補正部分は考慮されないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行しなければならない。 （専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.2 項） 専利法実施細則第 112 条の規定に従って、出願人は国内段階移行手続を取った後、所定の期限内に特許出願書の補正申請書を提出することができる。このような補正は国内段階移行における補正と呼ばれる。 国際出願が発明の特許権を求める場合、出願人は、専利法実施細則第 51 条第 1 項の規定に基づき、出願書を自発的に補正することが
--	--	--	---

			できる。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 5.7 項) 出願人は、専利局による発明特許出願の公開のための技術的な準備作業が完了する前まで、誤訳の補正手続を取ることができる。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 5.8 項) 出願人が提出した特許請求の範囲、明細書又は図面の文字の翻訳文に誤訳があることを自ら認めた場合、以下の期限内に補正を請求することができる (1) 専利局による発明特許出願を公開するための準備作業が完了する前 (2) 専利局が発行した発明特許出願の実体審査段階移行通知を受領した日から 3 月以内 国内段階に移行された後に分割出願を提出する際、実体審査段階において、出願人が元の出願に誤訳があったために分割出願にも誤訳があることを自ら認めた場合、出願人は誤訳の補正手続を行い、特許出願時に提出した国際出願の文を基に誤訳を補正することができる。 (専利審査指南第 III 部第 2 章第 5.7 項)
(ii) 拒絶理由通知に応答する補正 (補正提出期間)	拒絶理由の通知を受領した出願人は、特許法第 48 条の 7 又は特許法第 50 条に規定された期限内に補正を提出しなければならない。(特許法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号～第 3 号) 通常、国内出願の場合は 60 日、外国出願の場合は 3 月が特許審査官によって指定される。(方式審査便覧 04.10)	出願人は、特許法第 63 条に規定された最初の拒絶理由通知を受領した場合、又は特許法第 47 条第 1 項第 2 号に規定された拒絶理由通知(最後の拒絶理由通知)以外の拒絶理由通知を受領した場合には、意見書提出の指定期間内のみ、当該拒絶理由通知に応答して、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正書を提出することができる。 特許法第 47 条第 1 項第 2 号に指定された拒絶理由通知(最後の拒絶理由通知)がある場合でも、出願人は、意見書提出の指定期間内のみ、明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができる。ただし、この期間中の補正の範囲はより制限される。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 4.2 項)	国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に準拠していないと判断した場合、出願人に通知し、指定の期限内に回答を送付するか、又はその出願を補正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。 (専利法第37条) 審査官はオフィスアクションで、出願人が回答を提出する期限を指定する。当該期限は、審査官により出願に関連する要素を考慮した上で確定される。これらの要素には、審査意見の数と性質、出願で補正となり得る作業量及び複雑さなどがある。1 回目のオフィスアクションに対する回答期限は 4 月である。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.10.3 項)

			審査手続を加速させるために、2 回目のオフィスアクションでは、出願の審査結果を出願人に明確に告知しなければならない。2 回目のオフィスアクションに対する回答期限は 2 月である。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.11.3.2 項)
(iii) 再審査請求又は不服審判請求	出願人は、拒絶の決定から 3 月以内に審査官の拒絶査定に対して不服を申し立てることができ、不服審判の請求と同時に補正することができる。 (特許法第 17 条の 2 第 1 項第 4 号、第 121 条)	出願人は、拒絶査定 of 謄本の受領日から 30 日以内に再審査を請求することができ、再審査の請求と同時に、願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができる。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 4.3 項)	特許出願人は国務院専利行政部門の出願拒絶査定に対して不服がある場合、拒絶通知を受領した日から 3 月以内に、特許再審査委員会に再審査を請求することができる。特許再審査委員会は再審査後に決定を下し、かつ特許出願人に通知する。 特許出願人は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。 (専利法第 41 条) 特許再審査委員会は、特許権無効請求書と関係書類の写しを特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効請求人は指定の期限内に特許再審査委員会が発行した書類転送通知又は無効請求審査通知に回答しなければならない。 (専利法第 68 条) 再審査請求人は、再審査請求の提出時、再審査通知（再審査請求の口頭手続通知を含む）に応答して、又は口頭手続に出頭する際に、出願を補正することができる。 (専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項) 特許再審査委員会は、必要に応じて関連の書類を当該当事者に転送する。回答提出期限の指定が必要な場合は、期限を 1 月に指定する。当事者が期限内に回答しない場合、当該当事者は転送された書類に記載された事実、理由及び証拠をすでに了承し、異議申立を提起していないものとみなす。 (専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.4.1 項)

			無効手続において、以下に挙げる状況の何れか 1 つに該当する場合、特許再審査委員会は当事者双方に対して、無効請求審査通知を発行することができる。 当事者が審査通知を受領した場合、受領日から 1 月以内に回答しなければならない。期限内に回答がない場合、当事者は転送された書類に記載された事実、理由及び証拠をすでに了承し、異議申立を提起していないものとみなす。 (専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.4.3 項)
(iv) 補正期間の延長	特許法第 48 条の 7 又は第 50 条に基づいて期限を指定した審査官は、請求により、その期限を延長することができる。 (特許法第 5 条第 1 項) 出願人に、指定された期限内に回答できない正当な理由がある場合、期限の延長が認められる。この場合の正当な理由とは次の 2 つである。 (1) 本願発明と引用先行技術との対比実験を行う必要がある。 (2) JPO によって発行された拒絶理由通知及び JPO に提出する書類を翻訳する必要がある。 出願人が日本に居住し、理由(1)により延長を請求する場合、1 月の期限延長が認められる。 出願人が海外に居住し、理由(1)又は(2)により延長を請求する場合、応答の期限について延長が認められる。1 通の請求書で 1 月の延長が認められ、最大 3 通の請求書を提出することができる(最長 3 月の延長が認められる)。ただし、理由(1)の場合は、提出できる請求書は 1 通に限られる。 (方式審査便覧 04.10)	意見書の提出期間は通常 2 月であるが、特許法第 15 条第 2 項に従って出願人が指定期間の延長を申請した場合には延長される。ただし、意見書提出の指定期間が 4 月を超える場合は、審査官が期間延長を許可するかどうかに応じて延長が決定される。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 4.2 項) 拒絶決定に対する不服申立の指定期間は、特許法第 15 条第 1 項に規定された要件が満たされた場合に延長することができる。したがって、出願人は、拒絶決定に対する不服申立の延長期間内に、再審査請求と同時に明細書を補正する。 (審査基準第 IV 部第 1 章第 4.3 項)	関係当事者は、不可抗力により専利法又は本実施細則に規定する期限又は国務院特許行政部門が指定した期限を遵守できなかったためにその権利を消失した場合、障害が取り除かれた日から 2 月以内に、遅くとも期限の満了日から 2 年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。 前項に規定される状況を除き、関係当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本実施細則に規定する期限又は国務院特許行政部門が指定した期限を遵守できなかったためにその権利を消失した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した日から 2 月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。 関係当事者が本条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消失前に行うべき関連手続を完了しなければならない。本条第 2 項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合は、さらに権利回復請求手数料を納めなければならない。 関係当事者は、国務院特許行政部門が指定した期限の延長を申請する場合、期限の満了日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、関係手続を取らなければならない。 本条第 1 項及び第 2 項の規定は、専利法第 24 条、第 29 条、第 42 条及び第 68 条に規定する期限には適用されない。 (実施細則第 6 条)

			無効請求の審査手続において、特許再審査委員会が指定した期限を延長することはできない。 (実施細則第 71 条) 期限延長請求手数料は当該期限が満了する前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合、請求は提出されなかったとみなす。 (実施細則第 99 条第 2 項) 不可抗力又は正当な理由のために専利法若しくはその実施細則に規定する期限、又は専利局が指定した期限が遵守されなかったことにより、出願は取り下げられたものとみなし、出願手続が終了した場合、専利法実施細則第 6 条第 1 項及び第 2 項に従って、出願人は終了された実体審査手続の再開を専利局に請求することができる。権利が回復された場合、専利局は実体審査手続を再開する。 (専利審査指南第 II 部第 8 章 7.3) 関係当事者は、特定の行為又は手続を期限内に実行又は完了できない正当な理由がある場合、期限の延長を請求することができる。期限の延長の請求は、所定の期限に限定される。ただし、無効手続においては、特許再審査委員会が指定した期限を延長してはならない。 期限の延長を請求する場合、期限が満了になる前に、理由を付した期限の延長請求を提出し、期限延長手数料を納付しなければならない。期限延長手数料は月単位で計算される。 (専利審査指南第 V 部第 7 章第 4.1 項) 期限の延長請求は、対応する通知を発行した若しくは決定を行った部門、又は手続管理部門によって審査され、承認される。 期限の延長が 1 月未満である場合は、1 月として計算される。期限の延長は 2 月を超えてはならない。通常、同じ通知又は決定で指定された期限については、1 回しか延長するこ
--	--	--	--

			とはできない。 期限の延長請求が要件を満たさない場合、期限延長に関する決定通知を発行し、期限の延長請求が認められない理由を説明する。期限の延長請求が要件を満たす場合、期限延長に関する決定通知を発行し、コンピュータシステム内の当該期限の満了日を変更する。これは、監視対象の期限が再設定されたことを意味する。 (専利審査指南第Ⅴ部第7章第4.2項)
3.補正の範囲			
(1) 出願当初の書類			
(i) 一般的な実務（当初出願の範囲）	明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 (特許法第17条の2第3項) 分割出願又は変更出願の場合、当該分割出願又は変更出願に添付された明細書等に基づいて、補正が新規事項を追加するかどうかを決定する。	願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面は、新規事項が明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に追加されているか否かを判断するための比較対象である。ここで、「特許出願書に最初に添付された」とは、明細書、特許請求の範囲又は図面が出願日までに願書とともに提出されたことを意味する。 分割出願又は変更出願の場合、「特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項」とは、分割出願日又は変更出願日に当該分割出願書又は当該変更出願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された要素をいい、分割出願又は変更出願の基礎となった元の出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項ではない。 (審査基準第Ⅳ部第2章第1.1項第3号)	明細書と特許請求の範囲は発明を記載し、発明の保護範囲を確定するための法律書類である。 要約書は明細書の記載内容の要約である。技術情報に過ぎず、法的効力を有しないものである。 要約書の内容は発明に記載された最初の内容に該当せず、以降に行われる明細書又は特許請求の範囲の補正の根拠になることはなく、特許権の保護範囲の解釈にも用いることができない。 (専利審査指南第Ⅱ部第2章第1項及び第2.4項) 出願人が出願日に提出した最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容は、補正が専利法第33条に準拠しているか否かを審査する根拠となる。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第5.2.1.1項) 本細則第42条の規定に基づいて提出される分割出願は、最初の出願の出願日を維持することができ、優先権を主張する場合は優先日を維持することができる。ただし、当該分割出願は、最初の出願に記載された内容の範囲を超えてはならない。 (専利法実施細則第43条)
(ii) PCT 出願	国際出願日における日本語による国際特許出願の明細書と国際出願日における外国語	国際特許出願の場合、「願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事	国際出願が中国語以外の言語で国際公開された場合、実体審査はその中国語翻訳文を対象

	による国際特許出願の明細書の翻訳文は、特許法第 36 条第 2 項に基づいて願書とともに提出された明細書とみなす。国際出願日における日本語による国際特許出願の特許請求の範囲と国際出願日における外国語による国際特許出願の特許請求の範囲の翻訳文は、特許法第 36 条第 2 項に基づいて願書とともに提出された特許請求の範囲とみなす。国際出願日における日本語による国際特許出願の図面、国際出願日における外国語による国際特許出願の図面（図面中の説明文を除く）、及び図面中の説明文の翻訳文は、特許法第 36 条第 2 項に基づいて願書とともに提出された特許請求の範囲とみなす。国際出願日における日本語による国際特許出願の要約書と国際出願日における外国語による国際特許出願の要約書の翻訳文は、特許法第 36 条第 2 項に基づいて願書とともに提出された要約書とみなす。（特許法第 184 条の 6 第 2 項）	項」は、「国際出願日までに提出された明細書、請求の範囲及び図面」である。（特許法第 200 条の 2 第 2 項）	に行うものとする。通常、審査官は、原文を照合する必要はない。ただし、最初に提出された国際出願書が法的効力を有し、以降の補正の根拠となる。 国際出願については、専利法 33 条でいう元の明細書と特許請求の範囲とは、最初に提出された国際出願の特許請求の範囲、明細書及び図面を意味する。（専利審査指南第 III 部第 2 章第 3.3 項）
(iii) 外国語で作成された明細書			出願人が専利局に提出した外国語による出願の内容は、補正が専利法第33条の要件を満たすか否かを判断する根拠にすることはできない。ただし、最初に外国語で提出された国際出願が国内段階に移行された場合は除く。（専利審査指南第II部第8章第5.2.1.1項）
(a) 外国語で作成された明細書の法的ステータス	特許を受けようとする者は、特許法第 36 条第 2 項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、特許法第 3 項から第 6 項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したもの並びに特許法第 36 条第 7 項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面を願書に添付することができる。（特許法第 36 条の 2 第 1 項） 外国語書面の翻訳文は、願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面とみなし、外国語要約書面の翻訳文は願書に	特許出願人は、特許出願時にその趣旨を特許出願書に記載した場合、明細書及び図面（図面中の説明部分に限定）を韓国語ではなく産業通商資源部令で定める言語で記載することができる。（特許法第 42 条の 3 第 1 項）	専利法実施細則第3条: 専利法及び本実施細則に基づいて提出される各種の書類は中国語で作成されなければならない。国により規定された標準の科学技術用語がある場合には、それらの用語を使用することができる。外国語の人名又は科学技術用語であって、一般的に認められている中国語訳がない場合には、その旨を明記しなければならない。 専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書又は証明書類が外国語によるものであって、国务院特許行政部門が必要と認める場合、国务院特許行政部門は、指定の期限内に当該証明書又は証明書類の中国語訳文を提出するように要求することができる。期限内に提出されなかった場合、当該証明書と証明

	添付して提出した要約書とみなす。 (特許法第 36 条の 2 第 6 項)		書類は提出されなかったとみなす。
(b) 許容される外国語	経済産業省令で定める外国語は、今のところ英語である。 (特許法第 25 条の 4)	産業通商資源部令で定める言語は、今のところ英語である。	専利法及び本実施細則に基づいて提出される各種の書類は中国語で作成されなければならない。国により規定された標準の科学技術用語がある場合には、それらの用語を使用することができる。外国語の人名又は科学技術用語であって、一般的に認められている中国語訳がない場合には、その旨を明記しなければならない。 (専利法実施細則第 3 条)
(c) 翻訳文の提出	外国語書面出願の出願人は、出願日から（優先権を主張する場合は優先日から）1 年 2 月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出しなければならない。 翻訳文の提出は翻訳文提出書により行い、翻訳文提出書中の「【確認事項】」の欄に、翻訳文は外国語書面等に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載する。 出願人は、翻訳文としては、日本語として適正な逐語訳による翻訳文(外国語書面の語句を一对一に文脈に沿って適正な日本語に翻訳した翻訳文)を提出しなければならない。 翻訳文の提出がなかった場合の審査官による取扱い (i)「外国語書面(図面を除く)」の翻訳文図面を除く外国語書面には、特許を受けようとする発明の内容についての記載の主要な部分が含まれており、その翻訳文は明細書等とみなされて、その後の審査、権利設定の対象となる。したがって、その翻訳文が提出されないときは、願書に添付した明細書等の提出がなかったことと等しいので、その外国語書面出願は取り下げられたものとみなされる。 (ii)「図面に含まれる説明を外国語で記載し	韓国語翻訳文は、出願日から 14 月になる日までに提出しなければならない。条約に基づいた優先権主張または国内優先権主張に係る出願の公開期限については、最初の出願が提出された国における出願日又は先の出願の出願日（又は出願が複数の優先権主張に係る場合は最も早い出願日）から起算する。 (特許法第 42 条の 3 第 2 項) ただし、出願人以外の者が審査請求を提出した場合は、その通知を受けた日から 3 月となる日から出願日から 14 月の間の最も早い日までに翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第 42 条の 3 第 2 項) 韓国語翻訳文を期限内に提出した場合は、期限が満了になるまでに新しい韓国語翻訳文を提出することができる。 (特許法第 42 条の 3 第 3 項) 出願人が韓国語翻訳文を提出した場合、外国語出願の特許出願書に最初に添付した明細書及び図面を当該韓国語翻訳文に従って補正したものとみなす。ただし、複数の韓国語翻訳文を提出した場合は、最後の韓国語翻訳文以前に提出された韓国語翻訳文に従って補正したものとみなされたすべての補正は無効とみなされる。 (特許法第 42 条の 3 第 5 項)	専利法実施細則第 3 条: 専利法及び本実施細則に基づいて提出される各種の書類は中国語で作成されなければならない。 専利法実施細則第104条: 出願人は本実施細則第103条の規定に基づいて中国国内段階移行手続を行う場合、下記の要件を満たすものとする。 (省略) (3)国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳文を提出する。 (省略) (5)国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出する。図面及び要約図がある場合、図面の写しと要約図の写しを提出する。図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換える。国際出願が中国語で提出された場合、国際公開書類の中の要約と要約図の写しを提出する。 (省略) 本条第1項第1号～第3号に規定された要件が満たされた場合、国务院特許行政部門は出願番号を発行し、国際出願が中国国内段階に移行した日付（以下「移行日」という）を明確に指示し、かつ当該国際出願が中国国内段階に移行した旨を出願人に通知するものとする。 国際出願が中国国内段階に移行した後、本条第1項第4号～第7号の要件を満たしていない

	た図面」の翻訳文 外国語書面出願制度では、出願日に提出した図面に説明が含まれない場合であっても、当該図面全体を翻訳文として提出することが必要である。そして、図面が翻訳文として提出されていない場合は、出願が取り下げられたものとはみなされないものの、願書に図面が添付されていないこととして取り扱われる。 この結果、明細書、特許請求の範囲又は図面の記載要件や特許要件を満たさないこととなり、誤訳訂正が必要となる場合がある点に留意が必要である。 (iii)外国語要約書の翻訳文 要約書は、権利関係に影響を与えるものではないため、出願日から 1 年 2 月以内に提出されなくとも出願のみなし取下げとはしない。しかし、出願公開に必須の書類であるため、その翻訳文の提出がない場合は補正命令及び手続却下の対象となる。 (審査基準第 VIII 部第 1.4 項第 1 号～第 4 号)		ことが認められた場合、国务院特許行政部門は、指定期限内に補正を行うよう出願人に通知する。出願人が期限内に補正しなかった場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。
(d) 誤訳の訂正	手続の補正（手数料の納付を除く）をするには、第 17 条の 2 第 2 項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。 (特許法第 17 条第 4 項) 外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。 出願人は、期限内又は特許第 17 条の 2 第 1 項に従って明細書、特許請求の範囲若しくは図面を補正できる期間に語訳を訂正することができる。 (特許法第 17 条の 2 第 2 項)	出願人は、自発補正期間内又は拒絶理由の通知に関する意見書の期限内に最終韓国語翻訳文の誤訳を訂正することができる。 (特許法第 42 条の 3 第 6 項)	専利法実施細則第113条： 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中の文字の中国語訳に誤りがあることを発見した場合、次に規定される期限内に、国際出願に基づいて翻訳文を訂正することができる。 (1) 国务院特許行政部門が発明特許出願を公開するための技術的な準備作業を完了する前 (2) 国务院特許行政部門が送付した、発明特許出願が実体審査段階に移行した旨の通知の受領日から3月以内 出願人は誤訳を訂正したい場合、請求書を提出し、かつ規定された訳文訂正手数料を納付しなければならない。 出願人は国务院特許行政部門からの通知の要求に従って訳文を訂正する場合、指定期限内に本条第2項に規定された手続を行わなければならない。期限が満了になっても所定の手続が行われない場合、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。

(2) 新規事項の追加の禁止			
(i) 関連条項	明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項)	特許法第 47 条第 2 項は、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、特許出願書に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内においてしなければならないと定めている。したがって、第 47 条第 1 項及び第 47 条第 1 項第 1 号の主文に基づく補正であっても、新規事項を追加することは禁止される。所定期間内における明細書、特許請求の範囲又は図面の補正には、範囲の制限はない。ただし、新規事項を追加することはできない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.1 項)	出願書の補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容の範囲を超えてはならない。 最初の明細書及び特許請求の範囲には、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容と、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容に従って直接かつ一義的に確定できる内容と明細書に添付された図面が含まれる。 出願内容の一部の追加、変更又は削除の後、当業者が目にした情報と最初の出願に記載された情報が異なり、当該情報が最初の出願に記載された内容から直接かつ一義的に確定できない場合、当該補正は許されない。
(ii) 明示的な新規事項	「当初明細書等に明示的に記載された事項」だけではなく、明示的な記載がなくても、「当初明細書等の記載から自明な事項」に補正することは、新たな技術的事項を導入するものではないから、許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 3.1 項第 1 号)	出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲を超える事項を「新規事項」という。ここで、出願書に添付された明細書又は図面（以下「当初明細書等」という）に記載された事項とは、当初明細書等に明示的に記載された事項をいう。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.1 項)	出願書の補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容の範囲を超えてはならないのが原則であり、これは実質的に「新規事項の追加の禁止」と同じである。
(iii) 明示的でない新規事項	「当初明細書等に明示的に記載された事項」だけではなく、明示的な記載がなくても、「当初明細書等の記載から自明な事項」に補正することは、新たな技術的事項を導入するものではないから、許される。 (a) 補正された事項が、「当初明細書等の記載から自明な事項」といえるためには、当初明細書等に記載がなくても、これに接した当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、その意味であることが明らかであって、その事項がそこに記載されているのと同然であると理解する事項でなければならない。 (審査基準第 III 部第 1 節第 3.1 項第 1 号、第 2 号)	当初明細書等に記載される事項が明示的に記載されていない場合でも、最初の出願書、特許請求の範囲又は当該事項が記載された図面の事項を評価することにより当業者にとって自明である場合、当該事項は新規事項ではない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.1 項)	3. (2) (ii) 「明示的な新規事項」と同じ。
(iv) 新規事項の評価			
(a) 原則	「当初明細書等に記載した事項」の範囲を超える内容を含む補正(新規事項を含む補正)は、許されない。「当初明細書等に記載し	新規事項の追加であるか否かの評価の対象は、補正された明細書、特許請求の範囲又は図面である。明細書、特許請求の範囲又は図面のいずれへ	明細書（及び図面）と請求の範囲の補正が専利法33条の規定に準拠しない場合、原則としてこのような補正は認められない。

	た事項」とは、当業者が理解できる技術的事項である。したがって、補正が、このようにして理解できる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、「当初明細書等に記載した事項」の範囲内においてするものといえることができる。 (審査基準第 III 部第 1 節第 3 項)	の新規事項の追加も許されない。 特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面は、新規事項が明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に追加されているか否かを判断するための比較対象である。 補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に新規事項が追加されたか否かは、補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項(評価の対象)が明細書等に記載された事項(比較の対象)の範囲内であるか否かによって決定される。 ここで、「明細書等に記載された事項の範囲内」とは、特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内において外形上まったく同一であるという意味ではない。また、特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項から判断して当業者にとって自明である事項も、明細書等に記載された事項の範囲内とみなす。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.1 項)	具体的に、出願内容の一部の追加、変更又は削除の後、当業者が目にした情報と最初の出願に記載された情報が異なり、当該情報が最初の出願に記載された内容から直接かつ一義的に確定できない場合、当該補正は許されない。 ここでいう出願内容とは、最初の明細書(及び図面)と特許請求の範囲に記載された内容をいい、優先権に係わる書類の内容は含まれない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3 項)
(b) 優先権主張を伴う出願	優先権証明書(第 43 条第 2 項及び第 43 条の 2 に規定するパリ条約優先権等の場合の優先権証明書及び第 41 条に規定する国内優先権の場合の先の出願の出願書類をいう。)は、明細書等に含まれないので、新規事項が追加されているか否かの判断の基礎とすることはできない。 (審査基準第 III 部第 1 節第 3.2 項第 1 号)	優先権主張の基礎となった第一国出願又は先の出願は、特許出願書に最初に添付された明細書、特許出願の範囲又は図面に該当しないので、新規事項の追加であるかの否かの評価の基礎として用いることができない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	出願人が専利局に提出した優先権書類の内容は、出願書類の補正が専利法第 33 条の規定に準拠しているか否かを判断する根拠にすることはできない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.1 項)
(c) PCT ルートを介した出願	(1)外国語書面出願及び外国語による国際特許出願の場合の原文新規事項 外国語書面や国際出願日における明細書等に記載されていない事項を含んだ翻訳文を提出すること、その後の補正手続により明細書、特許請求の範囲又は図面に原文新規事項を追加することは認められない。 通常の日本語出願において新規事項を追加した場合と同様、外国語書面出願及び PCT 外国語特許出願についても、「原文新規事項」を有することは拒絶理由となる(特許法第 49 条第 6 項、特許法第 184 条の	PCT ルートを介した出願の明細書又は図面の補正は、国際出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項、すなわち国際出願日までに提出した明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された事項の範囲内でなければならない。 (特許法第 47 条第 2 項、特許法第 200 条の 2 第 2 項)	PCT ルートを介した出願の補正は、当初提出された国際出願の特許請求の範囲、明細書及び図面に記載された事項の範囲を超えてはならない。

	18)。 (審査基準第 VIII 部第 5.1.1 項) (2)外国語書面出願及び外国語による国際特許出願の場合の翻訳文新規事項 一般補正が、第 17 条の 2 第 3 項の要件を満たしていない場合、すなわち、次の①または②のいずれかの場合、翻訳文新規事項を追加する補正とみなす。 (i)誤訳訂正書が提出されていない場合にあっては、一般補正が、明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた第 36 条の 2 第 2 項に規定する翻訳文に記載した事項の範囲内でない事項を明細書、特許請求の範囲又は図面に追加する補正であるとき。 (ii)誤訳訂正書が提出された場合にあっては、その後された一般補正が、明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた第 36 条の 2 第 2 項に規定する翻訳文又は当該誤訳訂正書により補正された後の明細書、特許請求の範囲及び図面のいずれかに記載した事項の範囲内でない事項を明細書、特許請求の範囲又は図面に追加する補正であるとき。 翻訳文新規事項を追加する一般補正がなされた場合は、拒絶の理由(第 17 条の 2 第 3 項、第 49 条第 1 号)となる。 誤訳訂正書による補正の場合は、翻訳文新規事項の規定は適用されない。 (3)日本語による国際特許出願の場合の補正 日本語による国際特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、当初国際出願に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内でなされるものとする。		
(d) 要約書に記載される事項	明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項) したがって、新規事項の追加か否かを決定	要約書は、明細書又は図面に該当しないので、新規事項の追加を判断する基準となる明細書等に含まれない。要約書にのみ記載された事項は、補正により明細書に追加することは許容されない。 (審査基準第 II 部第 2 章第 3 項、第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	要約書は明細書の記載内容についての概略である。技術情報に過ぎず、法的効力を有しないものである。 要約書の内容は、発明に関する当初の開示内容に含まれない。したがって、以降に行われる明細書又は特許請求の範囲の補正の根拠とすることはできず、特許権の保護範囲の解釈に用いることもできない。

	する際の基準として要約書を使用することはできない。		(専利審査指南第 II 部第 2 章第 1 項及び第 2.4 項)
(e) 要約書の補正	特許出願人は、特許出願の日（優先権の主張を伴う場合は、優先日）から 1 年 3 月以内（出願公開の請求があった後を除く）に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。 (特許法第 17 条の 3)	要約書が特許法施行規則別紙第 16 号書式の要約書の作成方法に従わずに不十分に作成された場合、特許法第 46 条による補正要求の対象となり得る。 出願人は、KIPO で係属中の出願の要約書を補正することができる。したがって、出願が無効、取下げ若しくは放棄されるか、又は拒絶査定が確定した場合は補正することができない。 (審査基準第 II 部第 2 章第 3 項、第 IV 部第 1 章第 3.1 項)	要約書の補正。発明の名称及び発明が属する技術分野を明記し、解決される技術的課題や当該課題を解決するための技術的解決策の要点を明瞭に反映させる。商業的な宣伝用語を削除する。要約書の添付図面を変更することにより、発明の主要な技術的特徴を最も反映させることができるようにする。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項)
(f) 不完全な発明の完成	不完全な発明を完成させる補正は、「当初明細書等に記載した事項」の範囲外の内容が含まれる（補正に新規事項が含まれる）ので、認められない。	未完成発明を完成させる補正をした場合、その補正は新規事項を追加したものとする。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	許可されない追加： i) 元明細書（添付図面を含む）及び/又は特許請求の範囲から直接かつ一義的に確定することができない技術的特徴を請求項及び/又は明細書に書き込む場合。 ii) 公開される発明を明瞭にする、若しくは特許請求の範囲を完成するために、最初の明細書（添付図面を含む）及び/又は特許請求の範囲から直接かつ一義的に確定することのできない情報を追加する場合。 iii) 追加内容が、添付図面を測定して得られる寸法パラメーターに関係する技術的特徴である場合。 iv) 最初の出願書類では言及しなかった追加成分を導入し、それが最初の願書になかった特殊な効果をもたらす場合。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3.1 項)

(g) 抵触する要素の補正	当初明細書等に記載した事項と関係のない事項や矛盾する事項を追加する補正が許されないことはいうまでもない。 明細書等の中に矛盾する 2 以上の記載がある場合であって、そのうちのいずれが正しいかが、当初明細書等の記載から、当業者にとって明らかな場合は、当該正しい記載に整合させる補正が許される。 また、それ自体では明瞭でない記載であっても、その本来の意味が、当初明細書等の記載から、当業者にとって明らかな場合は、これを明瞭化する補正が許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 5.2 項第 4 号、第 5 号)	明細書及び図面の中に相反する 2 以上の記載のうちいずれが正しいかが、明細書又は図面の記載から当業者にとって自明である場合、正しい記載に一致させる補正は新規事項の追加とはみなされない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	許可される補正： 「発明内容」に記載され、当該発明の技術的解決策に関連している内容に対する補正により、独立請求項で保護を請求する主題に適應させること。独立請求項について、専利法及びその実施細則の要件を満たすための補正を行う場合、当該部分での対応する補正も許可する。独立請求項の補正がない場合、最初の技術的解決策を変更しないことを条件として、文言の校正、用語の標準化、技術用語の統一などの補正は許可される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項)
(h) 除くクレーム	「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみを当該請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいう。 補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、補正により当初明細書等に記載した事項を除外する「除くクレーム」は、除外した後の「除くクレーム」が当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合には、許される。 次の(i)、(ii)の「除くクレーム」とする補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。 (i) 請求項に係る発明が、先行技術と重なるために新規性等(第 29 条第 1 項第 3 号、第 29 条の 2 又は第 39 条)を失う恐れがある場合に、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、当該重なりのみを除く補正。 (ii) 請求項に係る発明が、「ヒト」を包含しているために、特許法第 29 条第 1 項柱書の要件を満たさない、あるいは、同法第 32 条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」が除かれれば当該拒絶の理由が解消される場合に、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、	いわゆる「除くクレーム」に対する補正は、ほとんどの場合、新規事項の追加とはみなされない。 例えば、請求項に係る医療方法の発明の対象がヒト又は動物のいずれであるかが明記されていない場合、当該発明の対象が特定の動物のみに限定されることが自明であれば、ヒトに関連する部分を削除するための補正は、新規事項の追加とみなされない。 (例)「哺乳動物の治療方法」を「ヒト以外の哺乳動物の治療方法」又は「家畜の治療方法」に補正する場合 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	特定の技術的特徴の最初の数値範囲内の数値以外の数値が最初の明細書及び特許請求の範囲に記載されていない場合に、参照文献で開示された内容により発明の新規性及び進歩性が損なわれる場合、又は当該特徴が当初の数値範囲の特定の部分を採用すると、発明が実施できないことに鑑みて、出願人が特定の「除くクレーム」を使用して、前述の当初数値範囲から当該部分を排除することにより、請求項に係る技術的解決策の数値範囲を、全体から見ると、明らかに当該部分を含まないようにした場合、このような補正は、当初の明細書及び請求項の範囲に記載された範囲を超えるため認められない。ただし、出願人が、当初の出願の記載内容に基づき、当該特徴が「除かれた」数値を採用すると、同発明が実施できなくなること、又は当該特徴が「除くクレーム」後の数値を採用すると、当該発明に新規性と進歩性を有するということが証明できる場合を除く。例えば、請求項に係る技術的解決策の数値範囲が$X_1=600\sim 10000$で、参照文献で公開された技術的内容と当該技術的解決策との違いが、前者の数値範囲が$X_2=240\sim 1500$であるということだけであるとする。X_1とX_2が部分的に重複しているため、当該請求項は新規性を有しない。出願人は特定の「除くクレーム」を使用

	当該「ヒト」のみを除く補正。 (審査基準第 III 部第 1 節第 4.2 項第 4 号)		して、X ₁ を補正し、X ₁ のうちのX ₂ と重なった部分である600～1500を除外して、請求項に係る技術的解決策の当該数値範囲をX ₁ >1500からX ₁ =10000に変更した。出願人が当初の記載内容と先行技術に基づいて、X ₁ >1500からX ₁ =10000までの数値範囲内の発明が、参照文献に記載されたX ₂ =240～1500内の数値に関して進歩性を有することも、X ₁ が600～1500である場合には、当該発明が実施できないことも証明できない場合、このような補正は許可されない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3.3 項)
(i) 数値限定の範囲の変更	数値限定を追加する補正は、その数値限定が、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合は、許される。 24℃と 25℃の実施例が記載されている場合は、そのことをもって直ちに「24～25℃」の数値限定の補正が許されることにならないが、当初明細書等の記載全体からみて 24～25℃の特定の範囲についての言及があったものと認められる場合(例えば、24℃と 25℃が、課題・効果等の記載からみて、ある連続的な数値範囲の上限・下限等の境界値として記載されていると認められるとき)もある。このような場合は、実施例のない場合と異なり、数値限定の記載が当初からなされていたものと評価でき、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。 また、補正により、例えば、請求項に記載された数値範囲の最小値を変更して新たな数値範囲とした場合、新たな数値範囲の最小値が当初明細書等に記載されており、かつ、補正後の数値範囲が当初明細書等に記載された数値範囲に含まれている場合は、当該補正は許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 4.2 項第 3 号)	補正された事項が明細書又は図面に記載された事項から自明でない場合、補正は新規事項の追加とみなされる。このような補正としては、数値限定の範囲を変更する補正、発明の構成要素を上位概念又は下位概念に変更する補正、図面を変更する補正、実施例を追加する補正、発明の目的や効果を追加又は変更する補正がある。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	数値範囲により定義される技術的特徴を含む請求項の当該数値範囲に対する補正については、補正後の数値範囲の開始値及び終了値が当初の明細書及び/又は特許請求の範囲において実際に記載されており、補正後の数値範囲が当初の数値範囲内にある場合のみ許可される。例えば、請求項の技術的解決策の温度範囲が20℃～90℃であるとする。参照文献で開示された技術的内容と当該技術的解決策の違いは、参照文献で開示された対応する温度範囲が0℃～100℃であり、参照文献では特定値 40℃も開示されているという点である。したがって、審査官はオフィスアクションにおいて、当該請求項が新規性を有していないことを指摘した。発明出願の明細書又は特許請求の範囲で20℃～90℃の範囲内の特定値 40℃、60℃及び80℃も記載されていた場合には、出願人が請求項における当該温度範囲を60℃～80℃又は60℃～90℃に補正することが許可される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.1 項)
(j) 発明における下位概念の上位概念化の変更	請求項の発明特定事項を概念的に上位の事項に補正する(発明特定事項を削除する場合を含む)場合であって当初明細書等に記載し	上記参照	許可されない変更: (1)請求項の技術的特徴を変更し、当初特許請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超え

	た事項以外のものが追加されることになる場合、当初明細書等に記載した事項の範囲内とする補正とはいえず、補正は許されない。 請求項の発明特定事項を変更することにより当初明細書等に記載した事項以外のものが追加されることになる場合も、当初明細書等に記載した事項の範囲内とする補正とはいえず、補正は許されない。 請求項の発明特定事項の一部を削除して概念的に上位の事項に補正する場合、補正事項が、「当初明細書等に明示的に記載された事項」、「当初明細書等の記載から自明な事項」のいずれにも該当しない場合であっても、この補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合は新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 4.2 項第 1 号)	る場合。 [実施例 2] 当初請求項で保護を求めているものがゴムを製造するための成分である場合、当初明細書において明記されている場合を除き、これを、弾性材料を製造するための成分に置き換えることはできない。 [実施例 3] 当初請求項で自転車のブレーキの種類について保護を求めており、出願人が車両のブレーキの種類に補正し、当初特許請求の範囲及び明細書からでは、補正後の技術的解決策を直接的に導出できない場合。このような補正も、当初特許請求の範囲及び明細書に記載された開示の範囲を超える。 [実施例 4] 特定の構造的特徴を有する部品やパーツが、当初出願書類から直接的に導出できない 「means-plus-function」形式により置き換えられる場合。このような補正は、当初特許請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超える。 (4)明細書に記載された特定の特徴を変更することにより、変更された技術的内容が当初出願書類と異なる場合。このような補正は、当初明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超える。 [実施例 2] 「螺旋ばねの支持物など」の内容が当初出願書類に記載されているが、補正後、明細書の前記内容が「弾性支持物」に変更されたことにより、特定の螺旋ばねによる支持物の範囲が考えられるすべての弾性支持物に拡大されることになる場合。このような補正により、技術的内容は当初明細書及び特許請求の範囲
--	---	--

			に開示された範囲を超えることになる。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第5.2.3.2項) 次に掲げる状況では、補正の内容が当初明細書及び特許請求の範囲に記載された開示範囲を超えない場合でも、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する補正と見なされないため、認められない。 (2)出願人が独立請求項の技術的特徴の1つ以上を自発的に変更し、それにより、請求項で保護を求める範囲が拡大される場合。 例えば、出願人が「螺旋ばね」を「弾力部品」に自発的に置き換えたとする。「弾力部品」の技術的特徴が当初明細書に記載されていても、こうした変更は保護の範囲を拡大するため、認められない。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第5.2.1.3項)
(k) 発明における上位概念の下位概念化の変更	概念的に下位の事項に補正する(発明特定事項を付加する場合を含む)場合であって当初明細書等に記載した事項以外のものが個別化されることになる場合は、当初明細書等に記載した事項の範囲内とする補正とはいえず、補正は許されない。 請求項の発明特定事項を変更することにより当初明細書等に記載した事項以外のものが追加されることになる場合も、当初明細書等に記載した事項の範囲内とする補正とはいえず、補正は許されない。 請求項の発明特定事項の一部を限定する補正であって限定した事項が当初明細書に記載された事項の概念的に上位の事項に該当する場合において、補正事項が、当初明細書等に明示的に記載された事項、当初明細書等の記載から自明な事項のいずれにも該当しない場合であっても、この補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合は新たな技術的事項を導入す	上記参照	許可されない変更: (2)明確でない内容を明確で具体的な内容に変更することにより新しい内容を導入する。 例えば、高分子化合物の合成に関する発明出願があるとする。当初出願書類では、「高めの温度」で重合反応が進行するとだけ記載されている。出願人は、審査官が引用した参考文献に、同一の重合反応が40℃で進行すると記載されていることを知り、「高めの温度」を「40℃以上の温度」に変更した。「40℃以上の温度」は「高めの温度」の範囲に含まれているが、当業者は、当初出願書類から「高めの温度」が「40℃以上の温度」を意味するという結論を導出することはできない。したがって、このような補正は新しい内容を導入したものである。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第5.2.3.2項)

	るものではないので、補正は許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 4.2 項第 1 号)		
(l) 実施態様の追加	一般に、発明の具体例を追加したり、材料を追加したりすることは、当初明細書等に記載した事項の範囲を超えた補正となる。 (審査基準第 III 部第 1 節第 5.2 項第 2 号)	上記参照	許可されない追加： 発明が請求項で保護を求める範囲ないで実施可能であることを証明するために、発明を実施するための特定のモード、すなわち実施形態を追加する。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3.1 項)
(m) 出願後の実験データの提出	拒絶理由通知に対して提出される意見書、実験報告書等は、明細書に代わるものではないが、出願当初の明細書又は図面に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを出願人が釈明又は立証するためのものである場合、審査官はこれらの内容を十分に考慮する。 (審査基準第 IX 部第 2 節第 4.3.2 項第 3 号)	上記参照	許可されない追加： 発明の有益な効果を例示するための実験データを明細書に追加することは認められない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3.1 項)
(n) 発明の技術分野の補正		上記参照	公衆や審査官が発明及び関連の先行技術を明瞭に理解できるようにするために、出願人が、発明が属する技術分野を、IPC の最も下位の分類で定義される分野に関連づけられるように補正することは認められる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項)
(o) 発明の目的若しくは効果の変更又は追加	一般に、発明の効果を追加する補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲を超えた補正となる。しかしながら、当初明細書等に発明の構造や作用・機能が明示的に記載されており、この記載から当該効果が自明な事項である場合は、補正は許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 5.2 項第 3 号)	上記参照	許可される補正： i) 「発明内容」に記載され、当該発明によって解決される技術的課題に関連している内容に対する補正により、請求項に係る主題に適応させること。つまり、最も隣接している従来技術に対して、当該発明の技術方案で解決される技術的課題を反映させること。言うまでもないが、補正後の内容は、当初明細書及び特許請求の範囲に記載された開示範囲を超えてはならない。 ii) 「発明内容」に記載され、当該発明の有益な効果に関連している内容の補正。このような補正は、技術的特徴は当初出願書類に明記されるが、その有益な効果は明瞭には言及されず、当業者が当初出願書類から直接かつ一義的にこの効果を推定することができる場

			合にのみ許可される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項) 許可されない追加： 当業者が当初出願から直接導出できない有用な効果の追加。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.3.1 項)
(p) 明細書に記載した先行技術の補正	特許法第 36 条第 4 項第 2 号の規定により、先行技術文献情報(その関連する発明が記載されていた刊行物の名称、その他のその文献公知発明に関する情報の所在)の記載が求められるところ、先行技術文献情報を発明の詳細な説明に追加する補正及び当該文献に記載された内容を発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に追加する補正は新たな技術的事項を導入するものではないので許される。しかし、出願に係る発明との対比等、発明の評価に関する情報や発明の実施に関する情報を追加する補正や、先行技術文献に記載された内容を追加して特許法第 36 条第 4 項第 1 号の不備を解消する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるので許されない。 (審査基準第 III 部第 1 節第 5.2 項第 1 号)	先行技術文献の名称を追加するだけの補正は、新規事項の追加とみなされない。 ただし、当初から引用されているが、当該先行技術文献にのみ記載されていて当初明細書には記載されていなかった事項を追加する補正は、その追加された事項が、当業者にとって特許出願に当初添付された明細書、特許請求の範囲、図面から自明ではない場合、新規事項の追加とみなされる。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	「背景技術」の欄の補正により、保護を請求する主題に適応させること。独立請求項が、専利法実施細則第 21 条の規定に従って作成された場合、明細書の「背景技術」の欄に、当該独立請求項の前提部分に記述した先行技術と関連している内容を記載し、これら背景技術を反映している文献を引用しなければならない。審査官が検索した結果、請求項に係る主題との関連性が、出願人が当初明細書で引用した先行技術よりも高い参考文献を見つけた場合、出願人は明細書の内容を追加して文献を引用することにより、当該部分を補正することができると同時に、関連しない先行技術を説明した内容を削除する。こうした補正では実際、当初の特許請求の範囲及び明細書に記載されていない内容を導入することになるので注意しなければならない。ただし、当該補正は発明自体ではなく、背景技術のみに関係があり、追加内容は出願日以前に公知になった先行技術であるため、許可される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項)
(q) 周知の先行技術の追加	「当初明細書等に明示的に記載された事項」だけではなく、明示的な記載がなくても、「当初明細書等の記載から自明な事項」に補正することは、新たな技術的事項を導入するものではないから、許される。周知・慣用技術についても、その技術自体が周知・慣用技術であるということだけでは、「当初明細書等の記載から自明な事項」とはいえない。 (審査基準第 III 部第 1 節第 3.1 項第 1 号 (b))	補正によって追加された事項が周知の先行技術であつても、当業者にとって、明細書又は図面に記載された事項と同一の事項であることが自明ではない場合、当該周知の先行技術を追加する補正は、明細書又は図面に記載された事項の範囲外の新規事項の追加とみなされる。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	明細書の「背景技術」の欄に公知の技術を追加することはできる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項第 3 号) ただし、当該追加が発明自体を参照する場合、すなわち、追加が技術的課題、解決策又は技術的效果に影響を与える場合、追加は許可されない。
(r) 出願当初の書類に記載していない先行	特許法第 36 条第 4 項第 2 号の規定により、	先行技術文献の名称を追加するだけの補正は、新	審査官が検索した結果、請求項に係る主題と

技術で、後でサーチされた技術の追加	先行技術文献情報(その関連する発明が記載されていた刊行物の名称、その他のその文献公知発明に関する情報の所在)の記載が求められるところ、先行技術文献情報を発明の詳細な説明に追加する補正及び当該文献に記載された内容を発明の詳細な説明の【背景技術】の欄に追加する補正は新たな技術的事項を導入するものではないので許される。しかし、出願に係る発明との対比等、発明の評価に関する情報や発明の実施に関する情報を追加する補正や、先行技術文献に記載された内容を追加して特許法第36条第4項第1号の不備を解消する補正は、新たな技術的事項を導入するものであるので許されない。 (審査基準第III部第1節第5.2項第1号)	規事項の追加とみなされない。 ただし、先行技術文献に記載された事項に基づく補正は、その追加された事項が、当業者にとって特許出願に当初添付された明細書、特許請求の範囲、図面から自明ではない場合、新規事項の追加とみなされる。 (審査基準第IV部第2章第1.2項)	の関連性が、出願人が当初明細書で引用した先行技術よりも高い参考文献を見つけた場合、出願人は明細書の内容を追加して文献を引用することにより、当該部分を補正することができると同時に、関連しない先行技術を説明した内容を削除する。こうした補正では実際、当初特許請求の範囲及び明細書に記載されていない内容を導入することになるので注意しなければならない。ただし、当該補正は発明自体ではなく、背景技術のみに関係があり、追加内容は出願日以前に公知になった先行技術であるため、許可される。 (専利審査指南第II部第8章第5.2.2.2項第3号)
(3) 特別な分野の発明に関する新規事項の評価			
(i) バイオテクノロジー関連の発明	出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に微生物が特定できるに足る菌学的性質が記載されており、かつ寄託機関名などの記載によりその微生物の寄託が特定できる場合には、受託番号を変更又は追加する補正は新たな技術的事項を導入するものではないから許される。 利用した微生物が信用できる公的保存機関に保存されており、その保存番号が出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に明示してあるものについて、微生物の同一性が失われないことが明らかな場合に限り、その後にその保存番号を特許手続上の寄託機関への寄託に基づく受託番号に変更する補正は新たな技術的事項を導入するものではないから許される。 この場合、受託番号の補正は、速やかに行う。 出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に、特許庁長官の指定する機関が発行する受領番号が記載されている場合、それと対応する受託番号に補正することは当然許	核酸又はアミノ酸の配列表 ・核酸配列又はアミノ酸配列(以下「配列」という)を含む特許出願をしようとする者は、特許出願に次の書類を添付し、韓国知的財産庁長に提出する。 ・明細書に添付する配列表を拒絶通知後に提出する場合、新規事項の追加禁止の規定に基づいて決定される。 (審査基準第II部第6章第5項) 微生物の寄託番号と証明書 ・微生物の寄託が必要な出願の最初の明細書に、寄託番号が記載されておらず、後でその番号が補正によって開示される場合、新規事項の追加とみなされる。 ・出願前に微生物を寄託して寄託証明書を添付し、明細書にも寄託番号等の関連事実を記載したが、寄託微生物の特許分類が調整され、名称が変わった場合、寄託機関により発行された証明書の写しを提出すれば、当該微生物の名称を変更する補正を行っても新規事項の追加とはみなされない。ただし、新たに調整された特許分類に属する微生物の科学的性質が、最初に添付された明細書	新規事項か否かの評価には、専利審査指南第II部第8章第5.2項が適用される。 登記票の内容は当初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容に属さないため、明細書の公開が十分であるか否かの判断基準としても、また明細書及び特許請求の範囲を補正する理由としても使用することはできない点に注意する必要がある。 (専利審査指南第II部第10章第9.5.3項) 出願人が専利法実施細則24条の規定に準拠した申請書、寄託証明書及び生存証明書を遅滞なく提出したが、寄託に関する情報を明細書に明記しなかった場合、出願人は実体審査段階で申請書の関連情報を明細書に追加することが許可される。 (専利審査指南第II部第10章第9.2.1項) 配列表は、明細書の最後に別個の書類として添付する。出願人が、ヌクレオチド酸又はアミノ酸の配列表の写しをコンピュータ読み取り可能な媒体に記録して提出する場合、それが明細書及び特許請求の範囲に添付される配列表書と一致しなければ、配列表書が優先さ

	される。(特許庁長官の指定する機関においては、受領番号は受託番号の先頭に「A」を付加したものに相当する。) 出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された受託番号を変更せず、かつ当初明細書、特許請求の範囲又は図面に当該微生物の分類学上の種が特定できる程度に菌学的性質が記載されている場合であっても、菌学的性質の追加補正は出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載から自明な事項でない場合には、通常、新たな技術的事項を導入するものとなるから、その補正は許されない。 微生物、植物及び動物等の寄託に関する明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、上記の通りに処理される。 (審査基準第 VII 部第 2 章第 2.3 項)	で開示されていなかった場合、その性質を記載することは、新規事項の追加とみなされる。 (審査基準第 II 部第 6 章第 4 項)	れる。 (専利審査指南第 II 部第 10 章第 9.2.3 項) 遺伝資源の由来を指示する登記票中の内容は最初の明細書及び特許請求の範囲の記載内容に該当しないため、明細書が請求項に係る発明を十分に開示しているか否かを判断する基礎として使用することはできず、明細書と特許請求の範囲を修正するための根拠として使用することもできない。 (専利審査指南第 II 部第 10 章第 9.5.3 項)
(ii) 化学物質の発明	マーカッシュ形式などの択一形式で記載された請求項において、一部の選択肢を削除する補正は、残った発明特定事項で特定されるものが、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合は、許される。 当初明細書等に化学物質が多数の選択肢群の組み合わせの形で記載されている場合に、当初明細書等に記載された多数の選択肢の範囲で特定の選択肢の組み合わせを請求項に追加するとき、あるいは選択肢を削除した結果として特定の選択肢の組み合わせが請求項に残るときに、その特定の選択肢の組み合わせが当初明細書等に記載されていたとは認められない場合がある。とりわけ、補正の結果、出願当初に複数の選択肢を有していた置換基について選択肢が唯一となり、選択の余地がなくなる場合には、そのような特定の選択肢の組み合わせを採用することが当初明細書等に記載されている場合を除き、選択肢としての当初記載は特定の選択肢の採用を意味していたとは認められないので、その補正は許されない。	化学分野の物質発明については、当業者が出願時の技術水準に基づいて明細書に開示された化学反応を容易に理解できる場合を除いて、化学物質そのものの説明だけではなく、その化学物質の詳細な製造方法を記載しなければならない。 化学分野の物質発明の場合、出発物質、温度、圧力、流入及び流出量など、当該物質発明を製造するために必要な詳細な反応条件と、その条件下で直接実施した結果を実施例として記載する。 (審査基準第 II 部第 3 章第 2.3.2 項) 補正された事項が明細書又は図面に記載された事項から自明でない場合、補正は新規事項の追加とみなされる。このような補正としては、数値限定の範囲を変更する補正、発明の構成要素を上位概念又は下位概念に変更する補正、図面を変更する補正、実施例を追加する補正、発明の目的や効果を追加又は変更する補正がある。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1.2 項)	新規事項か否かの評価には、専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2 項が適用される。

	一方、選択肢の削除が実施例の記載を伴った選択肢が残るように行われることにより、このようにして残った選択肢が、実施例等の当初明細書等全体の記載をもとに判断した場合には当初明細書等に記載されていた事項と認められる場合がある。例えば、当初明細書等に複数の選択肢を有する置換基の組み合わせの形で化学物質群が記載されていた場合には、出願当初の明細書中の実施例等で記載されていた「単一の化学物質」に対応する特定の選択肢の組み合わせからなる化学物質(群)の記載のみを請求項に残す補正は許される。 (審査基準第 III 部第 1 節第 4.2 項)		
(iii) その他	「プログラムリスト」は、参考資料として提出することもできる。ただし、参考資料の記載に基づいて明細書を補正することはできない。 (審査基準第 VII 部第 1 章第 1.2.2 項第 3 号)	コンピュータプログラム 当業者が知っている言語で作成された短いプログラムリストが発明を十分に説明し、発明を理解するのに役立つ場合、明細書又は図面に記載することができる(リストを参考資料として提出することができる。ただし、参考資料の記載に基づいて明細書を補正することはできない)。 (審査基準第 IX 部第 1 章第 2.1.3 項) 食品 人体の安全性に疑問があるために食品に関する実施可能要件に違反するという拒絶理由に対して、出願人は、食品として安全であることを説明した意見書とその客観的な証拠を提出することによって回答することができる。この際、安全性の説明及び資料を発明の詳細な説明に追加することで補正する場合、最初に提出された明細書の記載から明らかに導出できる事項でない限り、新規事項の追加に該当する可能性があるため十分に注意しなければならない。 (審査基準第 IX 部第 4 章第 3 項) 合金 合金発明は数値限定発明が主流をなしており、数値限定発明はその技術的範囲が比較的明確なので、明細書又は図面を補正すれば新規事項の追加になる可能性が高い。 出願書に最初に添付された明細書を基準にして、成分の削除、新たな成分の追加、組成範囲の変	出願人は、明確に説明するために、必要に応じて、コンピュータソースプログラムから重要な部分を簡潔に抽出し、慣用のマークアッププログラミング言語で参考資料として提出することができる。 (専利審査指南第 II 部第 9 章第 5.1 項)

		更、及び新たな性質又は用途の追加若しくは拡張等の補正は、明細書に新規事項が追加されたものと認められる。 ただし、組成範囲を減縮することによって性質及び用途に変更がない場合は、新規事項の追加とはみなされない。 (審査基準第 IX 部第 7 章第 2 項)	
4. 補正の種類			
(1) 自発補正 (自己補正)	特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、拒絶理由通知を受領していないことを条件とする。 (特許法第 17 条の 2 第 1 項)	特許出願人は、韓国知的財産庁長官が特許付与査定の謄本を送達するまでの期間内に、特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。ただし、拒絶理由通知を受領した場合は、当該拒絶理由通知後の意見書提出期間内にのみ補正することができる。 (特許法第 47 条第 1 項)	発明特許出願人は、実体審査を請求する場合、又は発明特許出願が実体審査段階に入る旨の国務院特許行政部門からの通知を受領した日から 3 月以内に、発明特許出願を自発的に補正することができる。 (実施細則第 51 条第 1 項) 国際出願が国際段階において補正され、出願人が補正された出願書類に基づいた審査を求める場合、移行日より 2 月以内に補正の中国語訳を提出しなければならない。当該期限内に中国語訳が提出されない場合、国際段階において行われた補正は、国務院特許行政部門によって考慮されない。 (実施細則第 106 条) 発明特許の国際出願については、本実施細則第 51 条第 1 項の規定を適用するものとする。 (実施細則第 112 条) 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中の文字の中国語訳に誤りがあることを発見した場合、次に規定される期限内に、国際出願に基づいて翻訳を訂正することができる。 出願人は誤訳を訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正手数料を納めなければならない。 (実施細則第 113 条) 国際出願が国内段階に移行した場合も、出願人は、特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づいて補正を提出することができる。

			(専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.1.6 項)
(i) 補正の範囲	明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項)	特許法第 47 条第 2 項において、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、「特許出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内においてこれを行うことができる」と規定しており、特許法第 47 条第 1 項主文及び同項第 1 号の規定に基づく補正においても新規事項の追加が禁止されている。 この期間にする明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、新規事項の追加禁止を除いて補正の範囲に制限はない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1 項)	出願人は、その特許出願に対して補正を行うことができるが、発明特許の出願に対する補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載した開示の範囲を超えてはならない。 (第 33 条) 出願書類の補正が出願人の自発補正か、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する補正かを問わず、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えてはならない。明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲は、最初の明細書及び特許請求の範囲には、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容と、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容に従って直接かつ一義的に確定できる内容と明細書に添付された図面が含まれる。出願人が出願日に提出した最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容は、補正が専利法第 33 条の規定に準拠しているか否かを判断する審査の基礎となる。 出願人が専利局に提出した出願書類の外国語書類と優先権書類の内容は、出願書類の補正が専利法第 33 条の規定に準拠しているか否かを判断する基礎にすることはできない。ただし、国内段階に移行された国際出願で最初に提出した外国語書類を除く。その法的効力については本指南第 3 部第 2 章第 3.3 項を参照すること。 補正の内容と範囲が専利法第 33 条に準拠しない場合、当該補正は許可されない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.1 項) 審査の基礎に関する声明で言及した、国際段階における特許協力条約第 19 条に基づいた補正は、国際公開文書に相応の内容が記載されなければならない。特許協力条約第 34 条に基づいた補正は、特許性に関する国際予備審査報告に相応の内容が添付されなければならない。審査の基礎に関する声明で言及した国際段階における補正が存在しないと判断さ

			れた場合、審査官は補正通知を発行し、移行声明における審査の基礎欄の中の該当する内容を補正するように出願人に通知しなければならない。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.1.6 項) 出願人の声明に従って、特許協力条約第 19 条に基づいて補正された特許請求の範囲を審査の基礎とし、かつ当該補正の国際公開が中国語以外の言語である場合、出願人は国内段階移行時、又は遅くとも移行日から 2 月以内に翻訳文を提出しなければならない。専利法実施細則第 106 条に従って、当該期限以降に翻訳文が提出された場合、補正部分は考慮されないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行しなければならない。国際公開文書の中に特許協力条約第 19 条第 1 項に基づいた補正に関する声明が含まれ、かつ出願人が審査官に当該声明を考慮するよう要求した場合、出願人は補正された特許請求の範囲の翻訳文を提出する際に当該声明の翻訳文も同時に提出されなければならない。 補正された特許請求の範囲（請求項の補正、追加、削除を含む）の翻訳文は、国際公開文書に記載された相応の部分の内容と一致しなければならない。補正が国際段階で提出されたが、PCT 実施細則第 46 条の規定に準拠していないために国際事務局により拒絶された場合、国内段階移行時に特許協力条約第 19 条に基づいた補正として提出することはできない。 補正の翻訳文は、最初の出願の翻訳文の対応した部分と差し替え可能な補正頁として作成しなければならない。補正された特許請求の範囲の訳文の第 1 頁の上方に、「特許請求の範囲（特許協力条約 19 条に基づいた補正）」を表記しなければならない。 国内段階移行後に補正書類の翻訳文を提出する場合、出願人は、補正書類の翻訳文又は補正書類の追加表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。 特許協力条約 19 条に基づいて補正した特許
--	--	--	--

			請求の範囲の翻訳文は、最初の出願の特許請求の範囲の翻訳文と共に公開され、当該翻訳文は本指南で既定された公開の様式に関する要件を満たさなければならない。 補正書類の翻訳文が要件を満たさない場合、審査官は補正書類欠陥通知を発行し、出願人に補正を行うように通知しなければならない。出願人が期限内に補正を提出しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行する。 特許協力条約第 19 条に基づいて補正された特許請求の範囲が国際予備審査の基礎としても使用され、かつ国内段階移行時に、出願人がそれを特許性に関する国際予備報告書の付属書類の翻訳文として提出した場合、当該翻訳文は国内公開時に公開されないものとする。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.1 項) 出願人が特許協力条約 34 条に基づいた補正を審査の基礎とすることを声明し、かつ当該補正が外国語でなされた場合、国内段階移行時に、遅くても移行日から起算する 2 ヶ月以内にその翻訳文を提出しなければならない。 当該期限以降に翻訳文を提出する場合、補正部分を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。 補正部分の翻訳文の内容は、特許性に関する国際予備審査報告に添付して国際事務局から転送された補正頁の内容と一致しなければならない。国際段階において出願人が特許協力条約 34 条に基づいて補正したことを声明したが、当該補正が審査官により認められなかったために、特許性に関する国際予備審査報告の附属書類として転送されていない場合、国内段階移行時に出願人は当該内容を特許協力条約 34 条に基づいた補正として専利局に提出することはできない。 補正の翻訳文は、最初の出願の翻訳文の対応した部分と差し替え可能な補正頁として作成しなければならない。補正の結果としてその頁の内容が増加した場合、当該頁の後に 1 頁
--	--	--	---

			以上を補入することができる。その頁番号は「Xa」、「Xb」又は「X・1」、「X・2」とする。補正の結果として 1 頁全体が完全に削除された場合、補正の説明にその旨を明記しなければならない。 特定の請求項を削除した場合、元の番号をそのままにして、「削除」と表記することができる。 また、補正後に請求項に連続する番号を新たに付け直して、説明を付記することもできる。補正の翻訳文の前に補正の簡単な説明を添付する。当該説明の上方に、「特許性に関する国際予備審査報告の附属書類の翻訳文」と表記しなければならない。補正の説明には、補正に関連する部分のみ明記する。 国内段階移行後に、特許性に関する国際予備審査報告の附属書類の翻訳文を提出する場合、補正書類の翻訳文又は補正書類の追加表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。 補正書類の翻訳文が要件を満たさない場合、審査官は補正書類欠陥通知を発行し、出願人に補正を行うように通知しなければならない。補正が所定の期限内に提出されない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知を発行する。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 4.2 項) 専利法実施細則第 112 条の規定に従って、出願人は国内段階移行手続を取った後、所定の期限内に特許出願書の補正申請書を提出することができる。このような補正は国内段階移行における補正と呼ばれる。 国際出願が発明の特許権を求める場合、出願人は、専利法実施細則第 51 条第 1 項の規定に基づき、出願書を自発的に補正することができる。 国際出願が国内段階に移行したときに出願人が特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づいた補正を審査の基礎とすることを明確に要求した場合、出願当初の書類の翻訳文と共に補正を提出することができる。このような補正は専利法実施細則第 112 条の規定に基づいた
--	--	--	---

			自発補正とみなす。 出願人は補正書類を提出する際に、補正の詳細な説明を添付しなければならない。補正の説明は、補正前及び補正後の内容の対比表でも、原文書の写しに補正の注記を記したものでよい。補正を国内段階移行時に提出する場合、補正の説明の上方に「特許協力条約第 28 条（又は第 41 条）に基づいた補正」と表記しなければならない。 補正の内容は、差替え頁の形で提出しなければならない。差替え頁の内容は、差し替えられる頁の内容に対応し、意味の文脈が一致していなければならない。 （専利審査指南第 III 部第 1 章第 5.7 項）
(ii) 複数の補正の取り扱い		審査対象となる明細書等は、明細書、特許請求の範囲及び図面に補正を反映させた後、特許ネット（国内審査サポートツール）により自動的に決定される。明細書の全文に対する補正は、審査対象となる最終明細書として取って代わる。 自発補正の場合、提出される補正はすべて、審査開始まで明細書、特許請求の範囲及び図面に累積的に反映される。 （審査基準第 V 部第 3 章第 6.3 項）	実体審査の請求を提出した時、又は発明特許出願が実体審査段階に入った旨の専利局による通知書を受領した日から 3 月以内に、出願人が発明特許出願に対して自発補正を行った場合、補正の内容が最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えている否かを問わず、出願人が提出した補正後の出願書類は審査の基礎として使用される。 前述の所定期間内に、出願人が出願文書に対して複数回自発補正を行った場合、最後に提出された出願書類を審査の基礎として使用する。通常、出願人が前述の所定期間以外の期間に行った出願書類に対する自発補正は認められず、出願人によって提出された補正後の出願書類は、審査の基礎として使用することはできない。審査官はオフィスアクションに、補正後の書類を審査の基礎としない理由を記載し、その前に認められた書類を審査の基礎として使用する。出願人が行った補正が、専利法実施細則第 51 条第 1 項の規定に準拠していない場合でも、審査官が、補正後の書類が、最初の出願書類にあった欠陥を取り除き、かつ専利法 33 条の要件を満たし、補正後の書類を審査の基礎とすることにより審査手続を早めることができると判断した場合には、当該補正後の出願書類を認めることができる。

			(専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.1 項) 国際出願の国内段階移行時の実体審査は、出願人の請求に基づき、移行声明書に明記された書類及び後の段階で提出され、関連する要件を満たすその他の書類を基礎として行わなければならない。 (専利審査指南第 III 部第 2 章第 3.1 項) :実体審査の基礎として使用する書類に、以下のものを含めふことができる。 (2)中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約 19 条に基づいて補正及び提出される特許請求の範囲。外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約 19 条に基づいて補正及び提出される特許請求の範囲の中国語翻訳文。 (3)中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約 34 条に基づいて補正及び提出される特許請求の範囲、明細書及び図面。外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約 34 条に基づいて補正及び提出される特許請求の範囲、明細書及び図面の中国語翻訳文。 (4)専利法実施細則第 44 条及び/又は第 104 条に基づいて補正及び提出される書類。 (5)専利法実施細則第 112 条第 2 項及び/又は第 51 条第 1 項に基づいて補正及び提出される書類。 特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づいて補正及び提出される特許請求の範囲、明細書及び図面は、専利法実施細則第 112 条 2 項又は 51 条 1 項に基づいて補正及び提出された書類とみなす。 実体審査の基礎として使用される書類は、審査の基礎についての声明で明記されたものでなければならない。 審査の基礎についての声明には、国内段階移行時に国内段階移行の声明書（以下、移行声明という）の所定の欄に明記した内容、及び国際出願が国内段階に移行した後に審査の基礎に関する補足声明における補足的に明記した内容という形式により審査の基礎に対して
--	--	--	---

			補足的に明記した内容が含まれる。後者は前者に対する補足と訂正である。 出願人が移行声明において、出願書類で引用により挿入する要素又は部分があることを明記し、かつ予備審査段階において中国への出願日が再確定された場合、引用により挿入された要素又は部分は、最初に提出された出願書類の一部とみなされる。実体審査の過程において、出願人は、中国への国際出願日の補正を請求することにより、引用により挿入されるよう要素又は部分を保持することはできない。 国際段階で行われた補正が国内段階移行時に審査の基礎として明記されていない場合、又は明記されているが、補正の中国語翻訳文が規定に従って提出されない場合、実体審査の基礎として使用することはできない。 審査の基礎として使用される書類の決定については、専利審査指南第 2 部第 8 章第 4.1 項の規定を適用する。前述の補正後の書類及び専利法実施細則 51 条の規定に基づいて提出される補正後の書類の審査については、本専利審査指南第 2 部第 8 章第 5.2 項の規定を適用する。 (専利審査指南第 III 部第 2 章第 3.2 項)
(iii) PCT 第 19 条または第 34 条に基づいて国際段階で行われた補正	(1)日本語国際特許出願に係る PCT 第 19 条に基づく補正 PCT 第 19 条第 1 項の規定に基づく補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について PCT 第 17 条の 2 第 1 項の規定による補正がされたものとみなす。(特許法第 184 条の 7 第 2 項) (2)日本語国際特許出願に係る PCT 第 34 条に基づく補正 PCT 第 34 条第 2 項第 b 号の規定による補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について特許法第		国際出願が国内段階に移行する際に、最初の出願書類に加えて、1 つ又は複数の補正後の書類を含むことができる。出願人は移行声明の審査の基礎の欄に、以降の手続において基礎とする書類を明記しなければならない。つまり、審査の基礎に関する記載を行わなければならない。 国際段階又は国内段階移行時において補正を行い、かつ当該補正が審査の基礎となる書類の声明において明記されている場合、審査に使用される書類は、対応する部分が補正後の書類で差し替えられた出願でなければならない。国際段階において補正が行われたが、審査の基礎に関する声明には明記されていない場合、当該補正は放棄されたものとみなされ、専利局では考慮されない。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.1.6 項)

	17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなす。 (特許法第184条の8第2項) (3)外国語でされた国際特許出願に係る PCT 第19条に基づく補正 外国語国際特許出願の出願人が PCT 第19条第1項の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。 (特許法第184条の4第2項) 出願人は、PCT 第19条第1項の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。 (特許法第184条の4第6項) PCT 第19条第1項の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、特許法第184条の6第2項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。 (特許法第184条の6第3項) (4)外国語でされた国際特許出願に係る条約第34条に基づく補正 PCT 第34条第2項の規定に基づく補正書の写しが提出されたときは、その補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなす。 (特許法第184条の8第2項) 外国語国際特許出願に係る願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてされた PCT 第34条第2項に基づく補正		明細書及び特許請求の範囲の翻訳文は、国際事務局が転送した国際公開文書内の明細書及び特許請求の範囲の内容と一致しなければならない。翻訳文は完全で、かつ原文に忠実でなければならない。出願人は、最初の出願の翻訳文にいかなる内容の補正も追加してはならない。 (専利審査指南第III部第1章第3.2.1項) 要約書の翻訳文は、国際公開文書のフロントページに掲載された要約の内容と一致しなければならない。国際調査機関の審査官が、出願人から提出された要約書を補正した場合、補正後の要約書の翻訳文を提出しなければならない。例えば、国際調査報告書が最初に公開された国際公開文書 A2 ではなく、後で再公開された国際公開文書 A3 に含まれ、かつ国際公開文書 A3 のフロントページに掲載された要約書の内容と国際公開文書 A2 のフロントページに掲載された要約書の内容が異なる場合、国際公開文書 A3 の要約書の内容に基づいて翻訳しなければならない。 (専利審査指南第III部第1章第3.2.2項) PCT に基づく規則に従うと、出願人が国際出願の提出時に、ある要素又は部分の記載に漏れがあった場合、先の出願の対応する部分を引用により含めることができ、最初の国際出願日は維持される。ここで、「要素」は、すべての明細書又は請求項をいい、「部分」は、一部の明細書、一部の請求項又は全部若しくは一部の図面をいう。 中国は特許協力条約及びそれに基づく規則の上記規定を留保しているため、国際出願が中国国内段階に移行するとき、先の出願からの引用により、欠落している要素又は部分を含めることのできる最初の国際出願日を維持する場合、専利局はこれを認めない。 (専利審査指南第III部第1章第5.3項) 特許協力条約の規定に従うと、国際出願は、個々の指定国において、国際出願日から通常の国内出願の効力を有する。したがって、国
--	---	--	--

	が、第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づいてされたものとみなされたときは、その補正は誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。 (特許法第 184 条の 8 第 4 項)		際事務局から指定官庁又は選択官庁に転送される国際出願は、法的効力を有する書類である。当該書面に基づいて、国内段階移行時に提出された翻訳文に誤りがあることが認められた場合、出願人は、専利法実施細則第 113 条の規定を満たすことを条件として、誤訳を訂正することができる。 誤訳とは、国際事務局から転送された原文と比較して、翻訳文の用語、文又は段落が省略されたり、正確ではなかったりする場合をいう。翻訳文と国際事務局から転送された原文の間に明らかな矛盾がある場合、誤訳の訂正という形で訂正することは認められない。 出願人は、専利局による発明特許出願の公開のための技術的な準備が完了する前であれば、誤訳の訂正手続を取ることができる。 出願人は、誤訳の訂正時に、訂正頁を提出するだけでなく、書面による誤訳の訂正請求を提出し、所定の翻訳訂正手数料を納付しなければならない。これらの要件が満たされない場合、審査官は、請求は提出されなかったとみなす旨の通知を発行しなければならない。 翻訳文の訂正頁は、最初の翻訳の対応する頁と相互に差し替え可能なものでなければならない。つまり、訂正された内容は意味の文脈が一致しなければならない。 数学式や化学式などの言語以外の部分に矛盾がある場合、誤訳として処理することはできない。出願人に対して訂正のみを要求する。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 5.8 項) 出願人が提出した特許請求の範囲、明細書又は図面の文字の翻訳文に誤訳があることを自ら認めた場合、以下の期限内に誤訳の訂正を請求することができる (1) 専利局による発明特許出願を公開するための準備作業が完了する前 (2) 専利局が発行した発明特許出願の実体審査段階移行通知を受領した日から 3 月以内 出願人は誤訳を訂正したい場合、書面による訂正請求を提出し、翻訳文の訂正頁を提出し、所定の誤訳訂正手数料を納付しなければならない。手数料を規定通りに納付しない場
--	---	--	--

			合、訂正請求は提出されなかったものとみなす。訂正請求が提出され、かつ手数料が納付された場合、審査官は誤訳か否かを判断する（この部の第1章第5.8項を参照）。誤訳でない場合、訂正請求は拒絶される。誤訳の場合、審査官は訂正後の翻訳文が正確であるか否かを確認する。訂正後の翻訳文が正確であることが確認された場合、当該訂正後の書類を、以降の審査の基礎として使用する。翻訳文が訂正後も原文と矛盾する場合、審査官は原文と一致する訂正後の翻訳文を提出するように出願人に通知する。 国際出願が国内段階に移行された後に分割出願を提出する際、実体審査段階において、出願人が出願当初の書類に誤訳があったために分割出願にも誤訳があることを自ら認めた場合、出願人は誤訳の訂正手続を行い、特許出願時に提出した国際出願の文を基に誤訳を訂正することができる。 審査官は前述の規定に基づいて訂正後の翻訳文に対して審査を行う。 （専利審査指南第III部第2章第5.7項）
(2) 最初の拒絶通知に応答した補正	拒絶理由通知を受領した出願人は、特許法第48条の7又は特許法第50条の規定により指定された期間内に補正を提出する。 （特許法第17条の2第1項第1号、第2号）	特許出願人は、韓国知的財産庁長官が特許付与決定の謄本を送達するまでの期間内に、特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。ただし、拒絶理由通知を受領した場合は、当該拒絶理由通知後の意見書提出期間内にのみ補正することができる。 （特許法第47条第1項第1号）	出願人は、国務院特許行政部門が発行する実体審査の意見通知を受領した後に補正する場合、通知で指摘された欠陥のみに対して補正を行うものとする。 （実施細則第51条第3項） 出願人は、国務院特許行政部門からの通知の要求に従って翻訳文を訂正する場合、指定期限内に本条第2項に規定された手続を行わなければならない。期限が満了になっても所定の手続が行われない場合、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。 （実施細則第113条）
(i) 補正の範囲	明細書、特許請求の範囲又は図面の補正について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 （特許法第17条の2第3項） 特許法第17条の2第1項各号に掲げる場合	特許法第47条第2項において、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、「特許出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内においてこれをすることができる」と規定しており、特許法第47条第1項主文及び同項第1号の規定に基づく補正においても新規事項の追加が禁止されている。	専利法実施細則第51条第3項の規定に従うと、オフィスアクションに回答する際、補正を行う場合、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答の範囲内で補正する。補正の方法が専利法実施細則第51条第3項の規定に準拠しない場合、通常、当該補正は認められない。 ただし、補正の方法が専利法実施細則第51

	において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項)	この期間にする明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、新規事項の追加禁止を除いて補正の範囲に制限はない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 1 項)	条第 3 項の要件を満たしていないが、補正の内容と範囲は専利法第 33 条に準拠している場合、最初の出願書類に存在した欠陥が取り除かれ、出願が認められる見込みがあることを条件として、当該補正はオフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答の範囲内でなされたものとみなされ、このようにして補正された出願書類は認められる。こうすることにより、審査手続を早める効果がある。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.3 項)
(ii) 複数の補正の取り扱い		1 つの拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正書が提出された場合、旧特許法（2013 年 3 月 22 日付けで改正された法律第 11654 号以前の法律）に基づく出願と新特許法（2013 年 3 月 22 日に交付され、2013 年 7 月 1 日施行された法律第 11654 号）に基づく出願では、処理方法が異なる。 a. 旧特許法に基づいて2013年6月30日以前に提出された出願については、最初の拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正が提出された場合、各補正は、累積的に反映される。 b. 新特許法に基づいて2013年7月1日以降に提出された出願については、拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正が提出された場合、最後の補正以前に提出された補正はすべて取り下げられたものとみなされる。 (審査基準第V部第3章第6.3.1項)	1 回目のオフィスアクションに対する回答が提出された後、審査官は出願の審査を継続し、回答及び/又は補正を考慮する。同じ審査基準が審査の様々な段階で適用される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.11 項)
(iii) その他			1 回目のオフィスアクションに対する回答が出願人によって提出された後、審査官は出願の審査を継続し、回答及び/又は補正を考慮する。同じ審査基準が審査の様々な段階で適用される。 出願人が補正後の明細書及び/又は特許請求の範囲を同時に提出する場合、審査官は、専利法第 33 条及び専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に従い、補正が最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えていないかどうか、及び補正がオフィスアクションの要求に基づいてなされたかどうかをそれぞれ

			審査する（本章第 5.2 項を参照） （専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.11 項） 出願人の回答は意見書のみでもよいが、補正後の出願書類（差替え頁及び/又は訂正）を含めてもよい。出願人が回答で、オフィスアクションの見解に対して異議を記載するか、又は出願書類の補正を行う場合、意見書に自身の意見を詳細に記載するか、又は補正が対応する規定に準拠しているか否か及び最初の出願書類に存在していた欠陥をどのように克服したかを説明する。例えば、出願人は、オフィスアクションで指摘された進歩性の欠如の欠陥を克服するために、補正後の特許請求の範囲に新たな技術的特徴を導入した場合、意見書で、当該技術的特徴を導出できる明細書の部分を具体的に示し、補正後の特許請求の範囲が進歩性を有する理由を記載する。 （専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1 項） 出願人は、専利局が要求した意見書又は訂正という形で、指定された期限内にオフィスアクションに回答する（専利審査指南第 V 部第 1 章第 4 項を参照）。出願人が提出した意見書又は補正は、具体的な回答内容がない場合でも出願人からの正式な応答になる。この場合、審査官は、出願人がオフィスアクションに記載した見解に対して特に異議を申し立ておらず、オフィスアクションで指摘した出願書類に存在する欠陥を克服していないとみなす。 （専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1.1 項） 要約の翻訳文は、最初の出願の内容を変えないという条件で、簡潔なものでなければならない。不要な単語又は文がない限り、審査官は、専利法実施細則第 23 条第 2 項に規定された要約の単語数に関する要件を満たしていないという理由で、翻訳文の補正を出願人に要求したり、自身で職権により補正したりすることはできない。 国際公開文書に要約がない場合、出願人は国内段階移行時に、国際出願の最初の要約の翻
--	--	--	---

			訳文を提出する。 (専利審査指南第 III 部第 1 章第 3.2.3 項) 国際出願が外国語で公開されている場合、実体審査はその中国語翻訳に従って行う。審査官は一般的に、原文を確認する必要はない。ただし、審査官は、実体審査中に、誤訳に起因した欠陥が、最初に提出された国際出願書類又は国際段階で補正された原文には存在しないが、翻訳文には存在していることを発見した場合、例えば、明細書が専利法第 26 条第 3 項の規定に準拠していない、又は特許請求の範囲が専利法第 26 条第 4 項の規定に準拠していないなど、存在している欠陥をオフィスアクションで指摘し、明確にすること、又は誤訳の訂正請求手続を行うことを出願人に要請する。出願人が、最初の中国語翻訳文に記載された範囲を超えた補正書類を回答時に提出したにもかかわらず、誤訳の訂正請求手続を行っていない場合、審査官は誤訳の訂正通知を発行する。出願人が所定の期限内に誤訳の訂正手続を行っていない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。 (専利審査指南第 III 部第 2 章第 5.7 項)
(3) 最後の拒絶通知に応答した補正、又は再審査請求若しくは不服審判請求時の補正	拒絶理由通知を受領した出願人は、特許法特許法第 50 条の規定により指定された期間内又は審判の請求と同時に補正を提出する。 (特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号)	(審査基準第 II 部第 3 章第 2.3.2 項)	
(i) 補正の範囲	特許法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づいて明細書、特許請求の範囲又は図面の補正について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 3 項) 特許法第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通	最後の拒絶理由通知に対応した補正、又は再審査請求時に行った補正は、特許法第 47 条第 2 項(新規事項の追加禁止)の要件に加えて同条第 3 項の要件をさらに満たさなければならない。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 2 項) 第 1 項第 2 号及び第 3 号に基づく補正のうち、特許請求の範囲に対する補正は、次の各号のいずれか 1 つに該当する場合にのみすることができる <2009 年 1 月 30 日付の法律第 9381 号による改正>。	請求人は再審査を請求するか、又は特許再審査委員会の再審査通知に回答する時に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は出願の拒絶査定又は再審査通知で指摘された欠陥の除去に限るものとする。 (実施細則第 61 条) 請求人は、再審査請求の提出時、再審査通知(再審査請求の口頭手続通知を含む)に応答して、又は口頭手続に出頭する際に、出願を補正することができる。ただし、補正は専利

	知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項) 特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 (i) 特許法第 36 条第 5 項に規定する請求項の削除 (ii) 特許請求の範囲の減縮 (第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。) (iii) 誤記の訂正 (iv) 明瞭でない記載の釈明 (拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。) (特許法第 17 条の 2 第 5 項) 特許法第 17 条の 2 第 5 項第 2 号の目的でされる補正の場合、補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際、独立して特許を受けることができるものでなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 6 項)	1. 請求項を限定、削除又は追加して特許請求の範囲を減縮する場合 2. 明細書の誤記を訂正する場合 3. 明瞭ではない記載を明確にする場合 4. 第 2 項で言及される範囲を超えた補正について、その補正前の特許請求の範囲に戻すか、又は当該特許請求の範囲に戻す際に第 1 号から第 3 号の規定に従って特許請求の範囲を補正する場合	法第 33 条および専利法実施細則第 61 条第 1 項の要求を満たさなければならない。 専利法実施細則第 61 条第 1 項に従うと、請求人による補正は、拒絶の査定で又は合議体により指摘された欠陥の克服に限られる。 (専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項) 特許再審査委員会は、特許権無効請求書と関係書類の写しを特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効請求人は指定の期限内に特許再審査委員会が発行した書類転送通知又は無効請求審査通知に回答しなければならない。指定の期限内に回答しなくても、特許再審査委員会の審査には影響しない。 (実施細則第 68 条) 無効請求の審査過程において、当該発明の特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。 発明の特許権者は明細書と図面を補正することはできない。 (実施細則第 69 条) 無効手続において、以下に挙げる状況の何れか 1 つに該当する場合、特許再審査委員会は当事者双方に対して、無効請求審査通知を発行することができる。 当事者が審査通知を受領した場合、受領日から 1 月以内に回答しなければならない。期限内に回答がない場合、当事者は転送された書類に記載された事実、理由及び証拠をすでに了承し、異議申立を提起していないものとみなす。 (専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.4.3 項)
(ii) 複数の補正の取り扱い	最後の拒絶理由通知に対する応答期間内に数回にわたり明細書、特許請求の範囲又は図面の補正がされる場合、第 2 回目以降の補正が第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定する要件を満たしているかどうかを判断す	1 つの拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正書が提出された場合、旧特許法 (2013 年 3 月 22 日付けで改正された法律第 11654 号以前の法律) に基づく出願と新特許法 (2013 年 3 月 22 日に交付され、2013 年 7 月 1 日施行された法律第	

	るときの基準となる明細書、特許請求の範囲又は図面は、当該第 2 回目以降の補正の直前に適法に補正がなされた明細書、特許請求の範囲又は図面とする。ただし、第 17 条の 2 第 3 項については、当初明細書、特許請求の範囲又は図面である。 (審査基準第 III 部第 3 節第 4.4 項)	11654 号)に基づく出願では、処理方法が異なる。 a. 旧特許法に基づいて2013年6月30日以前に提出された出願については、最初の拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正が提出された場合、各補正は、累積的に反映される。 b. 新特許法に基づいて2013年7月1日以降に提出された出願については、拒絶理由通知による指定期間内に複数の補正が提出された場合、最後の補正以前に提出された補正はすべて取り下げられたものとみなされる。 (審査基準第V部第3章第6.3.1項) 再審査請求の旨が記載された補正書が同日付で複数回提出された場合、2 回目以降の補正書は、所定の期間内（特許法第 47 条、第 67 条の 2 第 1 項）に提出された補正書とはみなさない。審査官は、2 回目以降の補正書を、特許法又は特許法施行令（特許法実施規則第 11 条）に基づく法令期間後に提出された補正書とみなすため、釈明の機会を与え、2 回目以降の補正を返却する。 (審査基準第 V 部第 4 章第 3 項)	
(iii) 特許請求の範囲の補正に関する制約	特許法第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項) 特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 (i) 特許法第 36 条第 5 項に規定する請求項の削除 (ii) 特許請求の範囲の減縮（第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するもので	特許法第 47 条第 3 項に従って、最後の拒絶理由通知に対応した補正、又は再審査の請求時に行う補正のうち、特許請求の範囲についての補正は、請求項を限定することにより特許請求の範囲を減縮するための補正、誤記を訂正するための補正、明瞭ではない記載を明確にするための補正、又は新規事項を削除するための補正のいずれかでなければならない。 特許法第 47 条第 3 項に規定する補正要件は、補正後の特許請求の範囲にのみ適用する。この場合、独立項が補正された場合、その独立項を引用する従属項も補正されたものとみなす。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 2 項)	請求人は再審査を請求するか、又は特許再審査委員会の再審査通知に回答する時に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は出願の拒絶査定又は再審査通知で指摘された欠陥の除去に限るものとする。 (実施細則第 61 条) 請求人は、再審査請求の提出時、再審査通知（再審査請求の口頭手続通知を含む）に回答して、又は口頭手続に出頭する際に、出願を補正することができる。ただし、補正は専利法第 33 条および専利法実施細則第 61 条第 1 項の要求を満たさなければならない。 専利法実施細則第 61 条第 1 項に従うと、請求人による補正は、拒絶査定で又は合議体により指摘された欠陥の克服に限られる。通常、次の場合、前記の要件が満たされていないとみなされる。 (1)補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒

	あつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。) (iii) 誤記の訂正 (iv) 明瞭でない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。） （特許法第 17 条の 2 第 5 項） 特許法第 17 条の 2 第 5 項第 2 号の目的でされる補正の場合、補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際、独立して特許を受けることができるものでなければならない。 （特許法第 17 条の 2 第 6 項）		絶された請求項と比べて保護の範囲を超えている (2)補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒絶された請求項との単一性を有しない技術的解決策から派生している (3)請求項の種類を変更し、又は請求項を増加した (4)補正が、明らかな誤記の訂正、又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質を持つ欠陥の補正のみを目的とする場合は除いて、拒絶査定で指摘されていない特許請求の範囲又は明細書を対象としている。 （専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項） 無効請求の審査過程において、当該発明の特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。 （実施細則第 69 条） 特許書類の補正は、請求項に限られ、次の原則に従わなければならない。 (1)請求項の主題の名称を変更することはできない (2)保護の範囲は、付与された特許の保護の範囲を超えることはできない (3)補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えてはならない (4)通常、特許を付与された請求項に記載されていない技術的特徴の追加は認められない （専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.6.1 項） 前記の補正の原則を条件として、通常、個々の補正方法は、請求項の削除、請求項の組み合わせ、及び技術的解決策の削除に限られる。 請求項の削除とは、独立請求項又は従属請求項などの 1 つ（又は複数）の請求項を特許請求の範囲から削除することを意味する。 請求項の組み合わせとは、同一の独立請求項に従属し、かつ従属関係を有しない 2 つ以上の請求項を組み合わせることを意味する。この場合、組み合わせられた従属請求項の技術
--	--	--	--

			的特徴はすべて新規の請求項を構成する。当該新規請求項には、このように組み合わせられた各従属請求項のすべての技術的特徴が含まれるものとする。同一の独立請求項に従属する独立請求項は、当該独立請求項が補正されない限り、組み合わせることはできない。技術的解決策の削除とは、同一の請求項に定義されているいくつかの並列技術的解決策から 1 つ以上の技術的解決策を削除することを意味する。 (専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.6.2 項) 特許再審査委員会が無効請求に対する決定を下すまで、特許権者は請求項又は請求項に記載された技術的解決策を削除することができる。 特許権者は、次のいずれかの場合に限り、回答期限内に、組み合わせによって特許請求の範囲を補正することができる。 (1) 無効請求に対する回答 (2) 請求人が追加した無効理由又は証拠に対する回答 (3) 請求人は言及していないが特許再審査委員会によって導入された無効理由又は証拠に対する回答。 (専利審査指南第 IV 部第 3 章第 4.6.3 項)
(iv) その他		特許請求の範囲を補正した事項が上記に列挙したいずれの場合に該当するかは、最後の拒絶理由通知の際に審査の対象となる請求項と同じ番号の請求項を比較して判断する。ただし、番号が異なっても、補正後の請求項が異なる番号の請求項を補正したという状況が自明であった場合限り、番号が異なる請求項と比較をし、補正の有効性を判断する。 出願人が 1 つの語句又は請求項全体のいずれを補正するかにかかわらず、当該請求項の補正が特許法第 47 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合、当該補正は第 47 条第 3 項に基づく補正とみなす。ただし、この場合においても、1 つの請求項に 2 つ以上の発明がある場合（マーカッシュタイプの請求項又は複数の請求項を引用する請求	いったん前記（拒絶）査定又は（特許権付与）通知が発行されると、出願人からの意見、回答又は補正は一切考慮されない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 6 項) 再審査手続において、請求人が提出した出願書類が専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠していない場合、通常、合議体はこの受理を拒絶し、当該補正後の書類が認められない理由を再審査通知書で説明して、事前に受理した書類を審査する。補正後の書類の内容の一部が専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠している場合、合議体は当該部分について審査見解を提示し、請求人に対して、専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠していない当該書類の他の部分を補正し、当該規定に準拠する

		項)、このような発明を個々に評価する。 (審査基準第 IV 部第 2 章第 2 項)	書類を提出すること、そうしなければ合議体は事前に受理した書類を審査の基礎とする旨を通知することができる。 (専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項)
(4) その他	審査官は、特許法第 50 条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に特許法第 44 条第 2 項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつているものに限る。）についての特許法第 50 条の規定による通知（当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。）に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。 (特許法第 50 条の 2)		本細則第 42 条の規定に基づいて提出される分割出願は、最初の出願の出願日を維持することができ、優先権を主張する場合は優先日を維持することができる。ただし、当該分割出願は、最初の出願に記載された内容の範囲を超えてはならない。 (実施細則第 43 条第 1 項)
5. 追加の通信手段			
(1) 意見書/出願人の記載			国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に準拠していないと判断した場合、出願人に通知し、指定の期限内に回答を送付するか、又はその出願を補正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。 (第37条) 出願人の回答は意見書のみでもよいが、補正後の出願書類（差替え頁及び/又は訂正）を含めてもよい。出願人が回答で、オフィスアクションの見解に対して異議を記載するか、又は出願書類の補正を行う場合、意見書に自身の意見を詳細に記載するか、又は補正が対応する規定に準拠しているか否か及び最初の出願書類に存在していた欠陥をどのように克服したかを説明する。例えば、出願人は、オフィスアクションで指摘された進歩性の欠如の欠陥を克服するために、補正後の特許請求の

			範囲に新たな技術的特徴を導入した場合、意見書で、当該技術的特徴を導出できる明細書の部分を具体的に示し、補正後の特許請求の範囲が進歩性を有する理由を記載する。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1 項)
(i) 通信の法的地位	審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。 (特許法第 50 条) 審査官は、特許出願が第 36 条第 4 項第 2 号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。 (特許法第 48 条の 7) 拒絶理由通知に対して提出される意見書、実験報告書等は、明細書における発明の詳細な説明に代わるものではないが、出願当初の明細書に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを出願人が釈明又は立証するためのものであるもので、これらの内容を十分に考慮する。 (審査基準第 IX 部第 2 節第 4.3.2 項第 3 号)	拒絶理由通知に対する意見書は、出願の明細書の一部にすることはできない。 出願人が意見書に補正しようとする事項を記載しているが、補正を提出しない場合、拒絶理由通知時の明細書及び請求項に対して審査する。また、意見書に記載された補正の内容と実際の補正に矛盾がある場合、審査は、明細書及び請求項に対する実際の補正を基礎として審査する。 (審査基準第 V 部第 3 章第 6.2 項)	出願人が提出した意見書又は補正は、具体的な回答内容がない場合でも出願人からの正式な応答になる。この場合、審査官は、出願人がオフィスアクションに記載した見解に対して特に異議を申し立ておらず、オフィスアクションで指摘した出願書類に存在する欠陥を克服していないとみなす。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1.1 項)
(ii) 出願後に提出された実験データ	拒絶理由通知に対して提出される意見書、実験報告書等は、明細書に代わるものではないが、出願当初の明細書に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを出願人が釈明又は立証するためのものであるもので、これらの内容を十分に考慮する。 (審査基準第 IX 部第 2 節第 4.3.2 項第 3 号)	拒絶理由通知に対して提出される実験報告書は、出願の明細書の一部にすることはできない。ただし、これらの書類は、明細書に記載された事項の正当性を釈明又は立証するためのものであるため、審査官は当該出願の特許性を決定するために参照することができる。 (審査基準第 V 部第 3 章第 6.2 項)	後で提出された実験データを明細書に追加することはできないが、後で提出された実験データについて意見書で説明されている場合、審査官は、審査において当該データを考慮しなければならない。ただし、最初の出願から判断される事実を、後で提出された実験データによって変更することはできないので注意する必要がある。
(iii) その他			
(2) 電話、ファクシミリ、メール、面接な			

ど (i) 通信の法的地位	出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段としては、技術説明、面接等がある。迅速・的確な審査に資すると認められる場合には、面接又は電話・ファクシミリによる連絡を活用する。面接等は「面接ガイドライン」に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録・応対記録を作成して公衆の閲覧に供する。 (審査基準第 IX 部第 2 節第 4.4 項第 2 号)	出願人又は代理人（以下「当事者」という）の申請があるか、又は審査官が迅速かつ公正な審査のために必要であると認める場合、審査官は、補助的審査手段として、当事者と面接をすることができる。 (審査基準第 V 部第 3 章第 10 項)	出願人が審査官からの意見に従って補正を行って、当該出願の拒絶につながる恐れのある欠陥が解消されたことにより、補正後の出願に特許権が付与される可能性が生じても依然として出願に欠陥が存在する場合、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接（本章第 4.12 項を参照）により審査を加速させることができる。可能であれば、審査官は本章第 4.13 項で説明した方法により、電話で出願人と話し合うこともできる。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権による補正（本章第 5.2.4.2 項及び第 6.2.2 項を参照）を行う場合を除いて、補正の提案方法にかかわらず、出願人から正式に提出された書面による補正を審査の基礎としなければならない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.11.1 項第 1 号) 本章第 4.11.1 項第 1 号で説明する状況などの一部の状況において、審査官は、審査手続を加速するために、出願人に面接を要請することができる。また、出願人が面接を要請することもできる。その場合、当該面接により有益な目的を果たされると審査官が確信すれば、出願人からの面接要請は認められる。それ以外の場合は面接要請を拒絶することができる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.12 項) 面接記録は、出願人によるオフィスアクションに対する正式な回答又は補正に代わるものではない。面接において、どのように補正するかについて双方が合意に達した場合でも、出願人は補正後の書類を正式に提出しなければならない。審査官は出願人に代わって補正を行うことはできない。 面接で出願書類の補正について合意に達しない場合、さらに意見書を発行して審査を継続する。 面接後、出願人が補正後の書類又は意見書を
-----------------------------	--	---	--

			再度提出する必要がある場合、最初に指定された期限内であれば、面接を理由に当該期限を変更する必要はないが、状況に応じて1月延長することができる。最初に指定された期限内でなければ、審査官は面接記録に補正又は意見書の提出期限をあらためて指定する。この期限内に提出された補正又は意見書は、オフィスアクションに対する回答とみなされる。出願人が期限内に回答しない場合、出願は取り下げられたとみなされる。 面接時に出願人が提出した補正後の書類を審査官が面接前に受け取っていない場合、審査官は面接の中断を決定することができる。 (専利審査指南第II部第8章第4.12.3項) 審査官は出願書類に存在する問題について、電話で出願人と話し合うことができる。ただし、電話での通信は、軽微な又は誤解を招く恐れのない形式上の欠陥に係わる問題にのみ利用する。審査官は、話し合った事項を記録し、出願ファイルに保管する。電話での話し合いで審査官が同意した補正内容については、通常、出願人は、補正後の書類を書面で正式に提出する。審査官は当該書面による補正書類に基づいて結論を下さなければならない。電話での話し合いで審査官が同意した補正内容が、本章第5.2.4.2項及び第6.2.2項で説明した範囲に該当する場合、審査官は、明らかな誤りを職権により補正することができる。 (専利審査指南第II部第8章第4.13項)
(ii) その他			面接が実施される場合は次の通りである。 (1)審査官が1回目のオフィスアクションを発行した場合 (2)出願人がオフィスアクションに対する回答時又はその後、面接請求を提出している、又は審査官が面接を行うために出願人を召喚する必要があると考えている場合 面接を行う場合、審査官からの召喚又は出願人からの請求のいずれであるかにかかわらず、面接通知を発行するか又は電話であらか

		じめ日時を決定する。面接通知書の写し又は面接の予約に関する電話通信記録を出願ファイルに保管する。当該面接通知書又は通信記録には、審査官が確認した面接の内容、日時及び場所を明記する。審査官又は出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定している場合、面接の前に当該書類を相手側に提出する。 通常、面接日は、いったん確定したら、変更することはできない。変更する必要がある場合、事前に相手側に通知する。出願人が正当な理由なく面接に出席しない場合、審査官は新たな面接の手配を拒絶し、さらに意見書を送付することにより審査を継続することができる。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第4.12.1項) 面接は専利局で指定された場所で行わなければならない。審査官はそれ以外の場所での面接に関する事項について出願人との面接を行ってはならない。 面接には、当該出願の審査を担当している審査官が進行役を務めなければならない。必要に応じて、経験者であるほかの審査官に協力を要請することができる。研修中の審査官が面接の進行役を務める場合、指導担当審査官が同席する。 出願人が特許代理業者を任命している場合、特許代理人は面接に出席し、特許代理人証を提示する。出願人は特許代理人を変更する場合、登録データの変更手続きを行い、新しい特許代理人は、前記手続通過後、面接に参加する。 出願人が特許代理業者を任命している場合、出願人はその特許代理人と共に面接に出席することができる。 出願人が特許代理業者を任命していない場合、出願人が面接に出席する。出願人が法人の場合、当該法人によって任命された者が面接に出席する。当該任命を受けた者は、身分証明書及び当該法人が発行した紹介状を提示する。 前述の規定は、他の声明があるか、又は他の
--	--	--

			特許代理業者が任命されている場合を除いて、共同出願人にも適用される。共同出願人である法人又は個人は全員面接に出席する。必要に応じて、出願人から指名又は委任を受けた場合、発明者は、特許代理人と共に面接に出席することができる。また、出願人が特許代理業者を任命していない場合は、出願人の委任を受けて、出願人に代わって面接に出席することもできる。 面接に出席する出願人又は代理人の総数は通常、2 名を超えないものとする。2 社以上の事業者又は 2 名以上の個人が 1 件の特許出願を所有し、特許代理事業者が任命されていない場合、面接の出席者数は、共同出願人の数に応じて決定することができる (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.12.2 項) 面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定した標準様式を用いる。記録は 2 部作成し、審査官と面接に出席した出願人（又は代理人）が署名若しくは押印した後、1 通は出願人に渡し、もう 1 通は出願ファイルで保管する。 通常、面接記録には、討論した事項、結論又は合意に達した補正を明記する。 新規性、進歩性又は補正が新規の内容を導入するかどうかなど、面接において討論した事項が多い場合、審査官は討論した事項及び合意に達した内容をすべて記録する。 面接記録は、出願人によるオフィスアクションに対する正式な回答又は補正に代わるものではない。 面接において、どのように補正するかについて双方が合意に達した場合でも、出願人は補正後の書類を正式に提出しなければならない、審査官は出願人に代わって補正を行うことはできない。 面接で出願書類の補正について合意に達しない場合、さらに意見書を発行して審査を継続する。 面接後、出願人が補正後の書類又は意見書を再度提出する必要がある場合、最初に指定さ
--	--	--	--

		れた期限内であれば、面接を理由に当該期限を変更する必要はないが、状況に応じて 1 月延長することができる。最初に指定された期限内でなければ、審査官は面接記録に補正又は意見書の提出期限をあらためて指定する。この期限内に提出された補正又は意見書は、オフィスアクションに対する回答とみなされる。出願人が期限内に回答しない場合、出願は取り下げられたとみなされる。 面接時に出願人が提出した補正後の書類を審査官が面接前に受け取っていない場合、審査官は面接の中断を決定することができる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.12.3 項) 一般的に、審査官の主要な職責は、専利法及びその実施細則の規定に準拠しない出願書内の問題を出願人に指摘することであるため、実体審査手続において、審査官が出願人に証拠の提出を要求する必要はない。出願人が審査官の見解に同意しない場合、事件を裏付ける証拠を提出する必要があるかどうかを決定するのは出願人である。出願人が証拠を提出すると決定した場合、証拠が提出されても有益な目的は果たされないと審査官が確信した場合を除いて、関連する可能性のあるいかなる証拠でも提出できる適切な機会が与えられる。 出願人が提出する証拠は、書類又は模型のいずれでもよい。例えば、出願人は、出願の進歩性を証明するために、発明の技術的長所に関する資料を提出することができる。別の例として、出願人は、出願の実用性を証明するために、模型のデモンストレーションを行うことができる、などがある。 審査官が現場で調査しない限り解決できない問題が出願に含まれる場合、出願人は当該調査を請求する。審査官による現場の調査は、実体調査の関連部門の部長が請求を承認した場合に限り実施される。調査に必要な費用は全額専利局で負担する。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.14 項) 出願人は所定のファイル形式、データ標準、
--	--	---

			操作仕様及び伝送方式に従って電子出願書類を提出する。これらの要件が満たされる場合は、受信された書類の電子出願受領書が送信される。要件が満たされない場合は、電子書類は拒絶される。 法人又は個人は、特許出願が秘密特許出願として処理する必要があると確信する場合、電子特許出願システムを介して出願を提出してはならない。 (専利審査指南第Ⅴ部第11章第4.1項)
(3) 審査官による補正の提案	拒絶理由を通知する際、出願人の対応をより容易なものとし、もって迅速・的確な審査に寄与すると認められる場合には、補正・分割等の示唆をすることができる。ただし、この示唆により何らかの法律的效果が生じるというものではなく、補正・分割等については、出願人の意思、責任においてなされるべきものである。 (審査基準第Ⅸ部第2節第4.4項第1号)	要件 出願が次の1)～3)の要件を満たす場合、審査官は、拒絶理由の通知時に補正方向を提示して、出願人が適正な権利を迅速に確保できるようにすることができる。 1)発明の内容を理解することができる場合 2)先行技術の調査が十分に実施された場合 3)出願の発明が、先行技術と区別される技術的特徴を有する場合 補正方向の提示は、明細書の欠陥を訂正できることを前提として、代理人に関係なく実施される。 方法 a. 新規性又は進歩性 理由を説明するために、発明の詳細に記載された特許可能な従属請求項又は技術構成を特定する。補正を必要とする請求項に構成を追加又は制限する補正方向を提示する。 b.明細書の欠陥 欠陥の削除や表現の変更などの補正方向を明確に提示する必要がある。 (審査基準第Ⅱ部第3章第2.3.2項)	特許権を付与できるが、いくつかの軽微な欠陥が出願に存在する場合、審査手続の加速化のために、審査官はオフィスアクションで補具体的示唆を与えるか、又はオフィスアクションの添付書類として使用される出願書類の写しで示唆する補正を直接行い、当該示唆の理由を記載することができる。その場合、出願人は審査官の示唆した補正に同意する場合は補正後の書類又は補正の差替え頁を正式に提出することを指摘する。 (専利審査指南第Ⅱ部第8章第4.10.2.2項第2号)
6.補正の却下			
(1) 特許法及び実施規則における関連条項	特許法 第53条(補正の却下) 第17条の2(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正) 第37条(発明の単一性) 第50条(拒絶理由の通知)	特許法 第47条(特許出願の補正) 第51条(補正却下) 第63条(拒絶理由通知) 第67条(特許性決定の方式) 第132条の3(特許拒絶決定等に対する審判)	発明特許出願人は、実体審査を請求する場合又は発明特許出願が実体審査段階に入る旨の国務院特許行政部門からの通知を受領した日から3月以内に、発明特許出願を自発的に補正することができる。 (実施細則第51条第1項)

	第 126 条（訂正審判）		出願人は、国务院特許行政部門が発行する実 体審査の意見通知を受領した後に出願を補正 する場合、通知で指摘された欠陥のみに対し て補正を行うものとする。 （実施細則第 51 条第 3 項） 請求人は再審査を請求するか、又は特許再審 査委員会の再審査通知に回答する時に、特許 出願を補正することができる。ただし、補正 は出願の拒絶査定又は再審査通知で指摘され た欠陥の除去に限るものとする。 （実施細則第 61 条第 1 項）
(2) 補正の却下理由	第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げ る場合（同項第 1 号に掲げる場合にあつて は、拒絶の理由の通知と併せて第 50 条の 2 の規定による通知をした場合に限る。）に おいて、願書に添付した明細書、特許請求 の範囲又は図面についてした補正が第 17 条 の 2 第 3 項から第 6 項までの規定に違反し ているものと特許をすべき旨の査定の謄本 の送達前に認められたときは、審査官は、 決定をもつてその補正を却下しなければならない。 （特許法第 53 条） 特許法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づいて 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に ついて補正をするときは、願書に最初に添 付した明細書、特許請求の範囲又は図面に 記載した事項の範囲内においてしなければ ならない。 （特許法第 17 条の 2 第 3 項） 特許法第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合 において特許請求の範囲について補正をす るときは、その補正前に受けた拒絶理由通 知において特許をすることができないもの か否かについての判断が示された発明と、 その補正後の特許請求の範囲に記載される 事項により特定される発明とが、特許法第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の	最後の拒絶理由通知に対する意見書の提出期限内 の補正若しくは再審査請求時の補正が、特許法第 47 条第 2 項及び第 3 項に違反する場合、又は補正 によって新たな拒絶理由が生じることが認められ る場合、第 51 条第 1 項に従って補正は拒絶され る。 この文脈において、「補正によって新たな拒絶理 由が生じる場合」とは、補正の提出に起因して、 それまで存在していなかった拒絶理由が新たに生 じる場合（補正に起因して明細書に欠陥が生じる 場合又は新規性及び進歩性の拒絶理由が新たに認 められる場合など）を意味する。補正前に明細書 に存在したが通知されなかった拒絶理由及び当該 補正以前に通知された拒絶理由は、新しい拒絶理 由とみなされない。 （審査基準第 IV 部第 2 章第 2 項）	専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に従う と、オフィスアクションに回答する際、補正 を行う場合、オフィスアクションで指摘され た欠陥に対する回答の範囲内で補正する。補 正の方法が専利法実施細則第 51 条第 3 項の 規定に準拠しない場合、通常、当該補正は認 められない。 ただし、補正の方法が専利法実施細則第 51 条第 3 項の要件を満たしていないが、補正の 内容と範囲は専利法第 33 条に準拠している 場合、最初の出願書類に存在した欠陥が取り 除かれ、出願が認められる見込みがあること を条件として、当該補正はオフィスアクシ ョンで指摘された欠陥に対する回答の範囲内で なされたものとみなされ、このようにして補 正された出願書類は認められる。こうするこ とにより、審査手続を早める効果がある。た だし、次の場合、補正が最初の出願の範囲を 超えない場合でも、補正は、オフィスアクシ ョンで指摘された欠陥に対する回答で行われ たとみなされないため、受け入れられない。 (1)出願人が独立請求項のから 1 つ以上の技術 的特徴を自発的に削除し、それによって保護 の範囲が拡大される。 例えば、出願人が独立請求項から技術的特 徴、関連する技術用語、または特定の出願範 囲を定義するために使用される技術的特徴を 自発的に削除したとする。この場合、当該補 正の内容が最初の出願書類及び特許請求の範囲

	発明に該当するものとなるようにしなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 4 項) 特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 (i) 特許法第 36 条第 5 項に規定する請求項の削除 (ii) 特許請求の範囲の減縮（第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。） (iii) 誤記の訂正 (iv) 明瞭でない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。） (特許法第 17 条の 2 第 5 項) 特許法第 17 条の 2 第 5 項第 2 号の目的でされる補正の場合、補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際、独立して特許を受けることができるものでなければならない。 (特許法第 17 条の 2 第 6 項)		に記載された範囲を超えなくても、補正により、請求項で請求される保護の範囲を拡大することになる限り、補正は認められない。 (2)出願人が独立請求項の 1 つ以上の技術的特徴を自発的に変更し、それによって、請求項で請求される保護の範囲が拡大される。 例えば、出願人が「螺旋ばね」を「弾力部品」に自発的に置き換えたとする。「弾力部品」の技術的特徴が当初明細書に記載されていても、こうした変更は保護の範囲を拡大するため、認められない。 また、本章第 5.2.3.2 項第 1 号の例 1 から実施例 4 では、これら 4 種類の変更の内容が最初の明細書に記載されていても、こうした変更は保護の範囲を拡大する可能性があるため、認められない。 (3)出願人が自発的に、明細書のみに記載され、最初の請求項に係る主題との単一性を有していない技術的内容を補正後の請求項の主題にした。 例えば、出願人が、自転車の新型ハンドルに係る発明出願の明細書に新型ハンドルだけでなく自転車のサドルなど別の部品についても記載しているとする。実体審査の結果、請求項で定義された新型ハンドルが進歩性を有しないことが判明した。そこで、出願人は自発的に、請求項の主題をサドルに補正した。補正後の主題と請求項に係る主題の間に単一性が存在しないため、このような補正は認められない。 (4)出願人が新しい独立請求項を自発的に追加し、定義された技術的解決策は最初の特許請求の範囲に記載されていない。 (5)出願人が新しい従属請求項を自発的に追加し、当該従属請求項で定義された技術的解決策は最初の特許請求の範囲に記載されていない。 出願人がオフィスアクションに対する回答で提出した補正の書類は、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答ではなく、前記のような受け入れない状況に該当する場合、審査官はオフィスアクションを発行し、当該補正が認められない理由を記載し、指定
--	--	--	--

			の期限内に専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠した補正を提出するように出願人に要請する。一方、指定の期限が満了しても、出願人が提出した補正の書類が依然として専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠しないか、又は補正に、専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠しないような別の内容が含まれる場合、審査官は補正前に提出された書類の審査を続行し、権利の付与又は拒絶を決定する。 審査官は、最新の補正後の書類のうち、専利法実施細則第 51 条第 3 項の要件を満たしている部分について新たな意見がある場合、このオフィスアクションに記載することができる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.3 項) 請求人は、再審査請求の提出時、再審査通知(再審査請求の口頭手続通知を含む)に応答して、又は口頭手続に出頭する際に、出願を補正することができる。ただし、補正は専利法第 33 条および専利法実施細則第 61 条第 1 項の要求を満たさなければならない。 専利法実施細則第 61 条第 1 項に従うと、請求人による補正は、拒絶査定で又は合議体により指摘された欠陥の克服に限られる。通常、次の場合、前記の要件が満たされていないとみなされる。 (1)補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒絶された請求項と比べて保護の範囲を超えている (2)補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒絶された請求項との単一性を有しない技術的解決策から派生している (3)請求項の種類を変更し、又は請求項を増加した (4)補正が、明らかな誤記の訂正、又は拒絶決定で指摘された欠陥と同一の性質を持つ欠陥の補正のみを目的とする場合は除いて、拒絶決定で指摘されていない特許請求の範囲又は明細書を対象としている。 (専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項)
--	--	--	--

(3) 複数の補正の取り扱い	最後の拒絶理由通知に対する応答期間内に数回にわたり明細書、特許請求の範囲又は図面の補正がされる場合、第 2 回目以降の補正が第 17 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定する要件を満たしているかどうかを判断するときの基準となる明細書、特許請求の範囲又は図面は、当該第 2 回目以降の補正の直前に適法に補正がなされた明細書、特許請求の範囲又は図面とする。ただし、第 17 条の 2 第 3 項については、当初明細書、特許請求の範囲又は図面である。 (審査基準 III 部第 3 節第 4.4 項)		実体審査の請求を提出した時、又は発明特許出願が実体審査段階に入った旨の専利局による通知書を受領した日から 3 月以内に、出願人が発明特許出願に対して自発補正を行った場合、補正の内容が最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えているか否かを問わず、出願人が提出した補正後の出願書類は審査の基礎として使用される。前述の所定期間内に出願人が出願文書に対して複数回自発補正を行った場合、最後に提出された出願書類を審査の基礎として使用する。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.1 項) 1 回目のオフィスアクションに対する回答が出願人によって提出された後、審査官は出願の審査を継続し、回答及び/又は補正を考慮する。同じ審査基準が審査の様々な段階で適用される。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 4.11 項) 専利局が出願人の回答を受け取ると、後続の審査手続を開始することができる。後続の審査手続の通知又は決定が発行された後、審査官は、出願人が最初の回答期限内に後から提出した回答を考慮しないものとする。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.1 項)
(4) 補正の却下手続	(1) 「最後の拒絶理由通知」に対する補正により、明細書、特許請求の範囲又は図面に新規事項が追加されているかどうかを判断する。特許請求の範囲については、請求項ごとに新規事項の有無を判断する。この結果、新規事項が追加された請求項については、第 17 条の 2 第 5 項各号及び第 6 項に該当するかどうかの判断は行わない。 (2) 新規事項が追加されていないその他の請求項に係る発明について、続いて「特別な技術的特徴が変更された発明」に該当するか否か(第 17 条の 2 第 4 項)を判断する。この結果、「特別な技術的特徴が変更された発明」については、第 17 条の 2 第 5 項各	最後の拒絶理由通知後の補正又は再審査請求時の補正が要件を満たしているかどうかの判断は、補正要件の順序にかかわらず行う。複数の要件が満たされていない場合、審査官は可能な限り多くの満たされていない要件を指摘し、当該補正を却下する。 (審査基準第 IV 部第 3 章第 3 項)	出願人がオフィスアクションに対する回答で提出した補正の書類は、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答ではなく、前記のような受け入れない状況に該当する場合、審査官はオフィスアクションを発行し、当該補正が認められない理由を記載し、指定の期限内に専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠した補正を提出するように出願人に要請する。一方、指定の期限が満了しても、出願人が提出した補正の書類が依然として専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠しないか、又は補正に、専利法実施細則第 51 条第 3 項の規定に準拠しないような別の内容が含まれる場合、審査官は補正前に提出された書類の審査を続行し、権利の付与又は

	号及び第 6 項に該当するかどうかの判断は行わない。 (3) 新規事項が追加されておらず、かつ、「発明の特別な技術的特徴が変更された発明」に該当しないその他の請求項について、更に、各請求項の補正が、第 17 条の 2 第 5 項第 1 号から第 4 号に規定する事項を目的とするものかどうかを判断する。 (4) 上記(3)の第 17 条の 2 第 5 項第 1 号から第 4 号についての判断の結果、同条第 5 項第 2 号（特許請求の範囲の減縮）に該当する補正がされた請求項がある場合には、更に同条第 6 項の要件（独立特許要件）を満たすものかどうかを判断する。 (5) 上記(1)から(4)に従って判断した結果、補正の制限に違反していると判断された補正事項があれば、そのすべてについて理由を示して補正却下の決定をする。 （審査基準第 IX 部第 2 節第 6.2.2 項）		拒絶査定する。 審査官は、最新の補正後の書類のうち、専利法実施細則第 51 条第 3 項の要件を満たしている部分について新たな意見がある場合、このオフィスアクションに記載することができる。 （専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.1.3 項） 再審査手続において、請求人が提出した出願書類が専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠していない場合、通常、合議体はこの受理を拒絶し、当該補正後の書類が認められない理由を再審査通知書で説明して、事前に受理した書類を審査する。補正後の書類の内容の一部が専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠している場合、合議体は当該部分について審査見解を提示し、請求人に対して、専利法実施細則第 61 条第 1 項に準拠していない当該書類の他の部分を補正し、当該規定に準拠する書類を提出すること、そうしなければ合議体は事前に受理した書類を審査の基礎とする旨を通知することができる。 （専利審査指南第 IV 部第 2 章第 4.2 項）
(5) 補正却下に対する不服申立	特許法第 53 条第 1 項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。 （特許法第 53 条第 3 項）	補正却下の決定に対する不服申立の方法は別途に設けられていないので、補正却下と同時に、補正前の明細書を再審査した上で、特許の付与若しくは拒絶を決定するか、又は拒絶理由を通知する。 補正却下の決定の正当性は、拒絶査定に対する審判が、拒絶の決定が合法かどうかを決定すると同時に決定される。 （審査基準第 IV 部第 3 章第 3 項）	特許出願人は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。 （専利法第 41 条第 2 項） 専利法実施細則第 44 条、第 53 条、第 65 条に従って、第 51 条を予備審査又は実体審査の拒絶理由として使用することも、特許の無効理由にすることもできない。
7. 職権による訂正			
(1) 職権による訂正の背景と目的		このため、前述の問題を解決するために、関係審査官による職権補正が導入されている。審査官が、審査時に、誤字脱字、参照記号の不一致等の明らかな誤りだけを発見した場合、拒絶理由を通知する代わりに、明白に間違って記載された内容を職権により補正することができ、こうすること	

		により、審査の遅延が防止され、欠陥のない登録明細書が作成される。 ○ 職権による補正は、出願人の自己補正の例外として、限られた範囲内で適用される。 (審査基準第 VIII 部第 2 章第 1 項)	
(2) 職権による訂正の範囲	明細書、特許請求の範囲又は図面に不備があり、当該不備が拒絶理由として決定されない場合、審査官は職権による訂正を行うことができる。	特許法第 66 条の 2 でいう明細書、図面又は要約書に「明白に間違って記載された内容」とは、その部分の前後の文脈から判断するとき他に解釈する余地がなく、請求の範囲の特定及び発明の実施において全く問題がないことを条件として、拒絶理由には該当せず、当該特許出願の権利の実質的な範囲に影響を与えない事項を意味する。 職権補正の対象となるのは、標準の韓国語又は文法上の綴りの誤り若しくは単語の欠落、又は図面中の記号の不一致である。 (審査基準第 VIII 部第 2 章第 2 項)	国務院特許行政部門は、特許出願書内の文字と記号における明らかな誤りを自発的に補正することができる。国務院特許行政部門が自発的に補正する場合は、出願人にその旨を通知するものとする。 (専利法実施細則第 51 条第 4 項) 当業者が識別できる明らかな誤り、すなわち文法の誤り、文言の誤り、誤記などは訂正することができる。このような誤りの補正は、当業者が明細書全体及び文脈から推定できる唯一の正解でなければならない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 5.2.2.2 項第 11 号) 審査官は、特許権付与の通知を発行する前に、特許権を付与する書類に対して、以下の補正又は訂正を職権により行うことができる(本章第 5.2.4.2 項を参照)。 (1)明細書：明らかに不適切な発明の名称及び/又は発明が属する技術分野の補正、誤字及び記号やマークの誤りの訂正、明らかに標準ではない用語の補正、明細書のさまざまな部分の欠落している名称の追加、図面中の不要な説明の削除。 (2)特許請求の範囲：誤字及び句読点又は図面の参照記号の誤りの訂正、図面の参照記号を囲む括弧の追加。ただし、保護範囲の変更を招く恐れのある補正は、職権による補正の範囲に含まれない。 (3)要約書：要約書内の不適切な内容及び明らかな誤りの訂正。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 6.2.2 項) 専利法実施細則第 51 条第 4 項に従って、審査官は、発明特許出願書類の中の文字又は記

			号の明らかな誤りについて、出願が予備審査を通過する前に、職権により補正を行うことができ、出願人にその旨を通知する。通常、職権による補正が行われる場合としては以下の場合がある。 (1)請求：出願人又は連絡先の住所中の省（自治区、自轄市）、市名、郵便番号及びその他の情報の記入漏れ、誤記又は重複記入の補正。 (2)特許請求の範囲及び明細書：文字と句読点の明らかな誤りの訂正、明らかな編集上の誤りの補正、及び明らかに不要な情報の削除。ただし、最初の出願書類に記載された開示の範囲の変更をもたらす可能性がある補正は、職権による補正の範囲に含まれない。 (3)要約書：明らかに欠落している内容の追加、明らかな文字と句読点の誤りの訂正、明らかに不要な情報の削除、及び要約書に添付される図の指定。 （専利審査指南第Ⅰ部第１章第８項）
(3) 職権による訂正の手続	原則として、職権訂正は他に拒絶の理由がない場合に限り行う。 一方、審査官は、他に拒絶理由を発見したときは、当該理由を通知し、拒絶理由通知において、明細書、特許請求の範囲又は図面中の不備のある箇所を指摘する。 原則として、職権訂正に先立って電話等により出願人又は代理人に訂正内容についての確認を行う。 （審査ハンドブック 51.01）	(1)職権補正をしようとする審査官は、特許査定の際本を添えて、補正される事項を特許出願人に通知する。 (2)出願人は、職権による補正の全部又は一部を受け入れることに異議がある場合、特許手数料を納付する前に意見書を提出し、それにより、審査官はの職権による補正について選択的決定を行うことができる。 (3)出願人が職権による補正について意見書を提出した場合、職権による補正の対象となる事項は存在しなかったとみなされる。出願人が職権による補正を受け入れることを拒絶する事項を除いて、明細書はデジタル化され、特許公報で公開される。 （審査基準第Ⅷ部第２章第４項）	ただし、明らかな誤りについて審査官が職権による補正（本章の第 5.2.4.2 項及び第 6.2.2 項を参照）を行う場合を除いて、補正は書面でのみ正式に提出することができる。 （専利審査指南第Ⅱ部第８章第 4.11.1 項第 1 号） 通常、数個の単語若しくはマークの変更、追加又は削除、及び発明の名称若しくは要約書の明らかな誤りの補正などについては（本省の第 5.2.2.2 項第 11 号及び第 6.2.2 項を参照）、審査官は、職権による訂正を行い、出願人にその旨を通知することができる。この場合、審査官は、鉛筆ではなくペン、サインペン又はボールペンを使用して明確に区別できるように補正する。 （専利審査指南第Ⅱ部第８章第 5.2.4.2 項） 審査官が行った前記の訂正は、出願人に通知される。 出願人が発明の名称を補正し、検証後優先権が変更された、又は検証後 IPC 分類番号が修

			正された場合、書誌データの変更通知を 2 部作成し、1 部を包袋の第一装丁バンドのフロントページの前に綴じて、もう 1 部を包袋表紙の裏ポケットに入れる。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 6.2.2 項) 専利法実施細則第 51 条第 4 項に従って、審査官は、発明特許出願書類の中の文字又は記号の明らかな誤りについて、出願が国際予備審査を通過する前に、職権により訂正を行うことができ、出願人にその旨を通知する。 (専利審査指南第 I 部第 1 章第 8 項)
(4) その他		職権により補正される事項は、自明の誤りに制限される。審査官は職権による補正を行う場合、特許請求の範囲を変更することはできない。また、職権による補正により別の解釈の可能性が生じる場合、当該補正は認められない。 (審査基準第 VIII 部第 2 章第 3 項) 審査官が、職権補正の対象とはならない事項を補正し、出願人も審査官によるこのような非合法的な補正を見過ごし、明細書が特許公報に公開された場合、補正が後で合法と認められない限り、職権により補正された当該事項は存在しなかったとみなされる。これは、審査官による非合法的な補正によって特許権者又は第三者に不測の損害が生じるのを防止するためである。 (審査基準第 VIII 部第 2 章第 4 項)	保護範囲の変更を生じさせる可能性のある補正は、職権による訂正の範囲に含まれない。 (専利審査指南第 II 部第 8 章第 6.2.2 項)

JPO – KIPO – SIPO

明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

に関する

比較研究の分析

2015年3月

1.明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する法的根拠

(1) 法律及び実施規則における関連条項

法律及び実施規則における関連条項の一覧は対比表に示されている。

(2) 審査ガイドライン、マニュアル、基準など

三庁のそれぞれにおける補正に関する審査ガイドライン、マニュアル、基準などの項目は、対比表に示されている。

(3) 背景

KIPO: 明細書又は図面/説明の補正制度。

JPO: 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面内の補正。

SIPO: 出願当初の書類の範囲を超えてはならない補正。

KIPO、JPO及びSIPOは、先願主義が守られなければならないと記載している。

KIPO及びJPOは、補正を通じて第三者を不測の損害から保護すると記載している（KIPOでは補正の範囲を限定）。

KIPOは、補正は、明細書の不完全性を解消し、最初の出願日に遡及して効果が発生すると説明している。また、補正は、自由に行われる。KIPOによると、補正が審査の開始前又は開始後のどちらで行われるかが重要である。審査結果の無効と審査の遅延を防ぐために、補正期間は厳格に制限される。

JPOは、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、発明の十分な開示を確保し、権利の迅速な付与を保証し、出願時点で発明を十分に開示する出願と出願時点で発明を十分に開示しない出願との間の公平さを確保すると説明している。

SIPOは、2人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権は最も早く出願した者に付与されると記載している。

2.補正の概要

(1) 特許法及び実施規則における主な条項

KIPO – 第46条、第47条、及び第51条を参照

JPO – 特許法第17条の2、第48条の7、第50条、第53条、及び第126条を参照

SIPO – 第33条、第37条、第38条、及び第41条、実施細則第6条、実施細則第43条第1項、実施細則第51条第1項、実施細則第51条第3項、実施細則第51条第4項、実施細則第52条、実施細則第53条、実施細則第61条、実施細則第65条、実施細則第68条、実施細則第69条、実施細則第99条、実施細則第104条、実施細則第106条、実施細則第112条第2項、及び実施細則第113条を参照

(2) 補正の要件

(i) 手続上の要件

三庁すべてにおいて、補正を行う場合、特許出願は係属中で、期限を遵守しなければならない。

SIPOでは、国際特許出願の場合、補正の翻訳文を提出しなければならない。

KIPO及びJPOによると、同一の出願について出願人が2名以上いる場合でも、補正手続を個別に行うことができる。

SIPOによると、実体審査請求時、又は実体審査移行通知を受領してから3月以内に、出願人は、出願を自発的に補正することができる。オフィスアクションを受領した後に補正を行う場合、出願人は、オフィスアクションで指摘された欠陥に対して補正を行わなければならない。

JPOでは、手続の補正を行う場合は、手続補正書を提出しなければならない。

(ii) 実質的な要件

KIPO、SIPO及びJPOは、補正の範囲は制限されると記載している。

KIPOは、補正の範囲は、補正期間に応じて異なる可能性があるとして説明している。補正が、最後の拒絶理由通知に対する意見書を提出する期間内に行われる場合又は審判請求時に行われる場合、補正の範囲はさらに制限され、特許請求の範囲の減縮などのみが認められ、出願への新規事項の追加は禁止される。

SIPOは、補正は、最初の出願の範囲を超えてはならないと説明している。最初の出願の範囲には、特許請求の範囲及び明細書に加えて、出願から直接かつ一義的に確定できる内容も含まれる。審査の基礎となるのは、最初の出願である。補正の範囲は、審査段階によって異なる。

JPOでは、補正の範囲は、補正のタイミングによって異なる。

(3) 許容される補正期間

(i) 自発補正（自己補正）

KIPO及びJPOでは、特許付与の査定の際に補正を受領する前の補正は認められる。

SIPOでは、出願がいったん特許又は拒絶されると、出願人からの補正は認められない。

KIPOでは、自発補正期間とは、特許法第47条第1項に指定された補正期間のうち、韓国特許庁長官が特許付与の査定の謄本を送達する前までの期間をいう。ただし、特許法第47条第1項各号に指定された期間、及び審査官が発送した最初の拒絶理由通知の謄本を出願人が受領するまでの期間を除く。

JPOでは、特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第50条に従って出願人が最初の拒絶理由通知を受領していない場合に限られる。

SIPOでは、出願人は、実体審査を請求する場合又は実体審査段階に入る旨の通知を受領した日から3月以内に、出願書類を自発的に補正することができる。国内段階に移行された国際出願の場合、移行日から2月以内に補正の中国語による翻訳文を提出しなければならない。出願、補正又は翻訳文などの書類を提出する場合、期限を遵守しなければならない。

(ii) 拒絶理由通知に応答する補正（補正提出期間）

三庁すべてが、出願人は、最初の拒絶理由通知又は最後の拒絶理由以外の拒絶理由通知を受領した場合、当該拒絶理由通知に応答して、指定期間内に限り、意見書を提出できると記載している。

KIPOでは、指定された意見書提出期間内の補正範囲はさらに制限される。

SIPOでは、審査官は、審査の結果、出願が特許法に準拠していないと判断した場合、出願人にその旨を通知し、期限内に回答を提出するか又は出願を補正するように要請しなければならない。この期限は、審査官により出願に関連する要素を考慮した上で確定される。最初のオフィスアクションに対する回答の期限は4月で、それ以降のオフィスアクションに対する回答の期限は2月である。

(iii) 再審査請求又は不服審判請求

KIPO及びSIPOは、出願人/請求人は、再審査請求時に出願を補正すると説明している。

JPOは、出願人は、審査官の拒絶査定に対して不服審判の請求と同時に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をできると説明している。

KIPOは、出願人は、拒絶査定の謄本の受領日から30日以内に再審査を請求できると記載している。

SIPOによると、出願人は、拒絶受領後3月以内に、再審査請求を特許再審査委員会に提出することができる。出願人が特許再審査委員会の決定に対して不服がある場合、3月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

(iv) 補正期間の延長

KIPO、JPO及びSIPOは、期間は、指定された期間の延長請求に基づいて延長されると記載している。

JPO及びSIPOの場合、延長を請求する出願人は、その正当な理由を記載しなければならない。

KIPOは、補正又は拒絶査定に対する不服申立のために指定された期間を延長できると記載している。

KIPOでは、指定された期間の延長請求は、特許法第15条第2項に従って出願人により行われる。意見書の提出期間は通常2月であるが、意見書提出の指定期間が4月を超える場合は、審査官が期間延長を許可するかどうかに応じて延長が決定される。

JPOでは、審査官は、特許法第48条の7又は第50条に基づいて期限を指定した場合、請求又は職権により、その期限を延長することができる。

JPOは、出願人が指定された期限内に応答できない正当な理由は2つあると記載している。延長される期間と延長に必要な理由は、出願人によって異なる。日本に居住する出願人は、拒絶理由通知に、本願発明と引用先行技術との対比実験を行う必要があると記載されているという理由（以下「理由1」という）により延長を請求する場合、指定期間について1月の期限延長が認められる。一方、海外に居住する出願人も1月の延長が認められるが、出願人が最大3通の請求書を提出場合、最長3月の延長が認められる。海外に居住する出願人の請求理由は、発明の比較実験だけでなく、JPOによって発行された拒絶理由通知、及び意見書や手続補正書などのJPOに提出する書類の翻訳も正当な理由とみなされる。海外に居住する出願人が理由1により延長を請求する場合、1通の請求書を提出するだけでよい。JPOは、2月及び3月の延長を請求するには、それぞれ2通及び3通の請求書を提出する必要があると説明している。複数の請求書を同時に提出することができる。拒絶理由通知以外の通知に対する回答期間については、海外に居住する出願人は、1通の請求書で3月の延長を取得することができるが、日本に居住する出願人に対しては、3月の延長は認められない。

SIPOでは、出願人は請求により出願の期限を延長することができる。延長手数料が納付されていれば、通常、期限を1～2月延長できる。また、各回答について出願人が期限の延長を請求できるのは、1回だけである。ただし、再審査及び無効請求については、期限の延長を請求することはできない。

3. 補正の範囲

(1) 出願当初の書類

(i) 一般的な実務（当初出願の範囲）

KIPO、JPO及びSIPOは、補正は、最初に特許出願に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面の範囲内で行わなければならないと記載している。

KIPOは、出願日以降に補正によって明細書、特許請求の範囲又は図面に追加された事項は、最初に願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された要素ではないものとする説明している。

KIPOによると、分割出願又は変更出願の場合、最初に願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項とは、分割出願日又は変更出願日に当該分割出願書の願書又は当該変更出願の願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された要素をいい、分割出願又は変更出願の基礎となった出願当初の書類の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項ではない。

JPOによると、分割出願又は変更出願の場合、当該分割出願の願書又は当該変更出願の願書に添付された明細書等に基づいて、補正が新規事項を追加するかどうか決定される。

JPOは、補正が要件を満たさない場合、出願を拒絶する又は無効にする理由となる。最後の拒絶理由通知に応答する補正又は審査官の拒絶査定に対して不服申立を行う際の補正は、要件を満たさない場合、補正の却下の対象とすることができる。

SIPOは、最初の出願の範囲には明細書と特許請求の範囲の内容が含まれるが、要約書は法的効力がないので当該範囲に含まれない。したがって、補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲のみを基礎として行うことができると説明している。

SIPOでは、分割出願の補正は、出願当初の書類の範囲を超えることはできない。

(ii) PCT出願

KIPO、JPO及びSIPOでは、国際特許出願の場合、最初に願書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項は、国際出願日に提出された明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項である。

JPOでは、国際出願日における日本語による国際特許出願の明細書と国際出願日における外国語による国際特許出願の明細書の翻訳文は、特許法第36条第2項に基づいて願書とともに提出された明細書とみなされる。国際出願日における日本語による国際特許出願の請求の範囲と国際出願日における外国語による国際特許出願の請求の範囲の翻訳文は、特許法第36条第2項に基づいて願書とともに提出された特許請求の範囲とみなされる。国際出願日における日本語による国際特許出願の図面、国際出願日における外国語による国際特許出願の図面（図面中の説明文を除く）、及び図面中の説明文の翻訳文は、特許法第36条第2項に基づいて願書とともに提出された図面とみなされる。さらに、国際出願日における日本語による国際特許出願の要約書と国際出願日における外国語による国際特許出願の要約書の翻訳文は、特許法第36条第2項に基づいて願書とともに提出された要約書とみなされる。

SIPOは、国際出願が中国語以外の言語の場合、実体審査はその中国語による翻訳文を対象に行い、審査官は原文を照合する必要はないと説明している。ただし、国際出願書は法的効力を有し、以降の補正の基礎となる。

(iii) 外国語で作成された明細書

SIPOだけが、中国語の出願しか認めないと記載している。ただし、PCT国際出願（外国語による）は法的効力を有し、以降の補正の基礎となる。

(a) 外国語で作成された明細書の法的地位

KIPO及びJPOは、出願人は、特許出願時にその意図を特許出願書に記載する場合、経済産業省令、

及びKIPOの場合は産業通商資源部令で指定された言語で明細書、特許請求の範囲及び図面を作成することができる」と説明している。

JPOでは、外国語の出願書類及び要約書を提出する特許出願人は、特許出願日（優先権を主張する場合は、優先日）から1年2月以内に外国語による出願書類及び要約書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。外国語による出願書類の翻訳文は、願書と共に提出された明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされ、外国語による要約書の翻訳文は、願書と共に提出された要約書とみなされる。

SIPOでは、提出される文書は中国語でなければならない。一部の標準的な科学用語及び技術用語は、使用することができる。外国語の人名又は科学技術用語であって、一般的に認められている中国語訳がない場合には、その旨を明記しなければならない。証明書又は証明書類が外国語による場合、指定された期限内にそれを翻訳し、翻訳文を提出しなければならない。

(b) 許容される外国語

KIPO及びJPOは、指定される外国語は現在英語のみであると説明している。

SIPOでは、いかなる書類も中国語で提出しなければならない。

(c) 翻訳の提出

KIPOでは、出願日から14月になる日までに韓国語による翻訳文を提出しなければならない。

JPOでは、外国語による願書を提出する出願人は、特許出願日（優先権を主張する場合は、優先日）から1年2月以内に外国語による出願書類及び要約書の、日本語による翻訳文を提出しなければならない。

SIPOでは、いかなる書類も中国語で提出しなければならない。出願の翻訳は、外国語によるPCT出願が中国の国内段階に移行したときに提出しなければならない。

KIPOは、条約に基づいた優先権主張または国内優先権主張に係る出願については、最初の出願が提出された国における出願日又は先の出願の出願日、若しくは出願が複数の優先権主張に係る場合は最も早い出願日から公開日を起算すると記載している。出願人以外の者が審査請求を提出した場合は、その通知を受けた日から3月となる日と、出願日から14月の最も早い日までに翻訳文を提出しなければならない。韓国語による翻訳文を期限内に提出した場合は、期限が満了になるまでに新しい韓国語による翻訳文を提出することができる。出願人が韓国語翻訳文を提出した場合、外国語出願の特許出願書に最初に添付した明細書及び図面を当該韓国語による翻訳文に従って補正されたものとみなされる。複数の韓国語による翻訳文を提出した場合は、最後の韓国語による翻訳文以前に提出された翻訳文に従った補正は無効とみなされる。

JPOは、翻訳文提出書中の「【確認事項】」の欄に、翻訳文は外国語書面等に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載しなければならないと記載している。出願人は、外国語書面の内容に従って、日本語として適正な逐語訳による翻訳文を提出しなければならない。発明

の内容についての記載の主要な部分が含まれている外国語書面（図面を除く）については、その翻訳文は合法的に明細書とみなされて、その後の審査、権利設定の対象となる。したがって、その翻訳文が提出されないときは、願書に添付した明細書の提出がなかったことと等しいので、その外国語書面出願は取り下げられたものとみなされる。図面の翻訳については、外国語書面出願制度では、出願日に提出した図面に説明が含まれない場合であっても、当該図面全体を翻訳文として提出することが必要である。図面が翻訳文として提出されていない場合は、出願が取り下げられたものとはみなされないものの、願書に図面が添付されていないこととして取り扱われる。明細書の翻訳文が提出されない場合、結果として、明細書、特許請求の範囲又は図面の記載要件や特許要件を満たさないこととなり、誤訳訂正が必要となる場合がある。要約書は、権利関係の事項に影響を与えるものではないが、出願公開に必須の書類であるため、その翻訳文の提出がない場合は補正命令及び手続却下の対象となる。

SIPOは、PCT出願が中国の国内段階に移行するときに特許請求の範囲及び明細書の翻訳文の提出が義務付けられていると説明している。

中国の国内段階に移行した後、要約書の翻訳文及び要約書の図面が要件を満たさない場合、出願人は、補正後の要約書とその図面を指定された期限内に提出しなければならない。出願人がそれらを提出しない場合、出願は取り消されたものとみなされる。

(d) 誤訳の訂正

三庁すべて、期限内に提出された明細書、特許請求の範囲又は図面中の説明文を含む最終的な翻訳文の誤訳を訂正することができる」と記載している。

KIPOでは、出願人は、審査開始までの自発補正期間内、又は拒絶理由の通知に関する意見書の提出期限内に、誤訳を訂正することができる。

SIPOでは、出願人は、出願の公開前、又は出願が実体審査段階に移行した旨の通知の受領日から3月以内に誤訳を訂正し、提出することができる。

JPOでは、外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。出願人は、期限内又は特許法第17条の2第1項に従って明細書、特許請求の範囲若しくは図面を補正できる期間内に誤訳を訂正することができる。

SIPOでは、出願人は、オフィスアクションに従って誤訳を訂正しなければならない。

(2) 新規事項の追加の禁止

(i) 関連条項

KIPO、JPO及びSIPOは、新規事項の追加は禁止されていると記載している。SIPOは、補正は最初の出願の範囲を超えてはならないと記載しているので、この原則は実際には、JPOとKIPOの「新規事項の追加の禁止」と同じであると考えられる。

JPOによると、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に新規事項を追加すると、出願を拒絶する又は無効にする理由となり、最後の拒絶理由通知に応答する際の補正又は審査官の拒絶査定に対する不服申立時の補正は、補正の却下の対象となり得る。

SIPOでは、最初の明細書及び特許請求の範囲に含まれる開示の範囲には、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された内容と、最初の出願から直接かつ一義的に確定できる内容が含まれる。

(ii) 明示的な新規事項

KIPO及びJPOでは、「当初添付された明細書等に明示的に記載された事項」だけではなく、明示的な記載がなくても、「当初添付された明細書等の記載から自明な事項」に補正することは、新たな技術的事項を導入するものではないから、許される。

SIPOでは、出願の補正は最初の明細書及び特許請求の出願に記載された開示の範囲を超えてはならないのが原則であり、これは実質的に「新規事項の追加の禁止」と同じである。

(iii) 明示的でない新規事項

KIPO、JPO、SIPO – 3.(2) (ii) 「明示的な新規事項」と同じ。

(iv) 新規事項の評価

(a) 原則

KIPO、JPO及びSIPOは、明細書、特許請求の範囲又は図面への新規事項の追加は一切認められないと記載している。

KIPOでは、特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面は、新規事項が補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に追加されているか否かを判断するための比較対象である。新規事項が追加されたか否かは、補正された書類内の要素が最初の出願書類の要素の範囲内であるか否かによって決定される。「明細書又は図面に記載された要素の範囲内」とは、特許出願に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内において外形上まったく同一であるという意味ではない。特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項から判断して当業者にとって自明である事項は、明細書又は図面に記載された事項の範囲内とみなされる。

JPOでは、「当初明細書等に記載した事項」とは、当業者が理解できる技術的事項を意味し、明細書又は図面内のすべての記載が考慮される。補正が、このようにして理解できる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、「当初明細書等に記載した事項の範囲」内においてするものということができる。

SIPOは、補正後、それが最初の発明と異なると当業者が理解し、かつそれが最初の出願から直接か

つー義的に確定できない場合、当該補正は認められない。最初の出願の範囲に優先書類の内容は含まれない。

(b) 優先権主張を伴う出願

KIPO、JPO及びSIPOでは、優先権主張の基礎となる出願又は先の出願は、特許出願書に最初に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面に該当しないので、新規事項が追加されているかどうかの評価の基礎として使用してはならない。

(c) PCTルートを介した出願

KIPO及びSIPOは、PCTルートを介した出願の明細書又は図面の補正は、国際出願日に提出した明細書、請求の範囲及び図面に記載された事項の範囲内でなければならないと記載している。

JPOでは、国際出願日における明細書等に記載されていない事項を含んだ翻訳文を提出すること、その後の補正手続により明細書、特許請求の範囲又は図面に原文新規事項を追加することは認められない。PCT外国語特許出願についても、「原文新規事項」を有することは拒絶理由となる。さらに、PCT外国語国際特許出願の場合、翻訳文新規事項を追加する補正は認められない。PCT日本語国際特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、当初国際出願に添付された明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内でなされるものとする。

(d) 要約書に記載される事項

KIPO、SIPO及びJPOでは、要約書は明細書又は図面に該当しないので、新規事項の追加を判断する基準として使用することはできない。

KIPOは、要約書にのみ記載された事項は、補正により明細書に追加することは認められないと説明している。

SIPOは、要約書は法的効力を有しないので、当初の出願範囲に含まれないと説明している。

(e) 要約書の補正

KIPO、JPO及びSIPOは、一定の制限下で要約書を補正できると記載している。

KIPOは、要約書が要約書作成のガイドラインに従わずに作成された場合、補正要求の対象となり得ると記載している。出願がKIPOで係属中の場合、要約書を補正することができる。すなわち、出願が無効、取下げ若しくは放棄されるか、又は拒絶査定が確定した場合は補正することができない。

JPOは、特許出願人は、特許出願の日（優先権の主張を伴う場合は、優先日）から1年3月以内（出願公開の請求があった後を除く）に限り、要約書について補正をできると記載している。

SIPOは、要約書の補正について、発明の名称及び発明が属する技術分野を明記し、解決される技術的課題や当該課題を解決するための技術的解決策の要点を明瞭に反映させ、商業的な宣伝用語を削除し、要約書の添付図面を変更することにより、発明の主要な技術的特徴を最も反映させることができるようにしなければならないと記載している。

(f) 未完成発明の完成

KIPOでは、未完成発明を完成させる場合、通常、その補正は新規事項を含むものとみなされる。

SIPOでは、最初の明細書、特許請求の範囲及び図面から直接かつ一義的に確定できない追加は認められない。

JPOでは、未完成発明を完成させる補正は、「当初明細書等に記載した事項」の範囲外の内容が含まれる（補正に新規事項が含まれる）ので、認められない。

(g) 抵触する要素の補正

KIPO及びJPOは、明細書又は図面の記載事項から、2以上の矛盾する要素のうちいずれが正しいかが当業者にとって自明である場合、正しい事項に一致させる補正は認められると記載している。

JPOは、当初明細書等に記載した事項と関係のない事項や矛盾する事項の追加は許されないと記載している。明細書等の中に矛盾する2以上の記載がある場合であって、そのうちのいずれが正しいかが、当初明細書等の記載から、当業者にとって明らかな場合は、当該正しい記載に整合させる補正が許される。また、それ自体では明瞭でない記載であっても、その本来の意味が、当初明細書等の記載から、当業者にとって明らかな場合は、これを明瞭化する補正が許される。

SIPOでは、補正は最初の出願の範囲を超えてはならないというのが原則である。最初の技術的解決策を変更しないことを条件として、文言の校正、用語の標準化、技術用語の統一などの補正は許可される。

(h) 除くクレーム

KIPO及びJPOは、除くクレームに対する補正は、ほとんどの場合、新規事項の追加とはみなされないと記載している。

JPOは、除外した後の除くクレームは、当初明細書等に記載した事項の範囲内に含まれると記載している。

JPOでは、(1)請求項に係る発明が先行技術と重なるために新規性等を失う恐れがある場合に、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、当該重なりのみを除く補正を行う。発明が技術的アイデアとして先行技術と著しく異なり、本来、進歩性を有するが、偶発的に先行技術と重なる場合、除くクレームを指定するように請求項を補正することにより、特許性を有するようになる。除くクレームの一部が請求項に係る発明の主要な部分を占めるか、又は多くの部分を拡大する場合、発

明は1つの請求項から明確に特定されないことがある。(2)請求項に係る発明が、用語「ヒト」を包含しているために、特許法第29条第1項柱書の要件を満たさない、あるいは不特許事由に該当する場合において、用語「ヒト」が除かれれば当該拒絶理由が解消される場合に、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、当該用語「ヒト」のみを除く補正を行う。(1)及び(2)は共に、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。

SIPOでは、次に掲げる場合を除いて、特定の数値を基の請求項から除外する場合、除くクレームの補正は、通常、新規事項の追加とみなされる。出願人が、当初明細書等（OAD）に基づき、除かれた数値を採用すると、同発明が実施できなくなる場合、又は、出願人が、OADに基づき、除外後、当該発明が新規性と進歩性を有するということを証明できる場合。

(i) 数値限定の範囲の変更

JPOは、数値限定（範囲）を追加する補正は、その数値限定（範囲）が当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合は、許されると説明している。

SIPOは、請求項の数値範囲に対する補正については、補正後の数値範囲の開始値及び終了値が当初の明細書及び/又は特許請求の範囲において実際に記載されており、補正後の数値範囲が当初の数値範囲内にある場合のみ許可されると説明している。

KIPOは、数値限定の範囲を変更することによって補正された事項が明細書又は図面に記載された事項から自明でない場合、補正は新規事項の追加とみなされると記載している。

(j) 発明における下位概念の上位概念化

JPO及びSIPOは、補正は最初の出願の範囲内でなければならないと説明している。

KIPOは、補正された事項が明細書又は図面に記載された事項から自明でない場合、発明の特徴を上位概念又は下位概念に変更する補正は新規事項の追加とみなされると記載している。

JPOでは、次に掲げる場合、当初明細書等に記載した事項の範囲内とする補正とはいえ、補正は許されない。請求項の発明特定事項を概念的に上位の事項に補正する(発明特定事項を削除する場合を含む)場合であって当初明細書等に記載した事項以外のものが追加される場合、又は、請求項の発明特定事項を概念的に下位の事項に補正する(発明特定事項を追加する場合を含む)場合であって当初明細書等に記載した事項以外のものが個別化される場合。ただし、JPOでは、以下に掲げる場合、補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかであれば、補正は新たな技術的事項を導入するものではない。請求項の発明特定事項の一部を削除して概念的に上位の事項に補正する場合、又は、請求項の発明特定事項の一部を制限し、制限された事項が当初明細書に記載された事項の概念的に上位の事項に該当する場合。これは、補正事項が、当初明細書等に明示的に記載された事項又は当初明細書等の記載から自明な事項のいずれにも該当しない場合であっても、当該補正は認められる。

SIPOは、発明において下位概念を上位概念に補正し、補正後の発明が当初の出願の範囲を超える場合、補正は認められないと記載している。

(k) 発明における上位概念の下位概念化の変更

KIPOでは、補正後の事項が、明細書又は図面に記載された事項から自明ではない場合、発明の特徴を上位概念又は下位概念に変更する補正は新規事項の追加とみなされる。

JPO – 3. (2) (iv) (j)参照。

SIPOは、明確でない内容を明確で具体的な内容に変更することにより、新しい内容を導入することは認められないと述べている。

(l) 実施態様の追加

KIPOでは、補正後の事項が、明細書又は図面に記載された事項から自明ではない場合、実施態様を追加する補正は新規事項の追加とみなされる。

JPOでは、発明の実施例を追加したり、材料を追加したりすることは、当初明細書等に記載した事項の範囲を超えた補正となるので、実施態様を追加する補正は認められない。

SIPOでは、発明が実施可能であることを証明するために、特定のモード、すなわち実施態様を追加することは認められない。

(m) 出願後の実験データの提出

KIPOは、補正後の事項が、明細書又は図面に記載された事項から自明ではない場合、補正は新規事項の追加とみなされると記載している。

JPOは、拒絶理由通知に対して提出される意見書、実験報告書等は、明細書における発明の詳細な説明に代わるものではないが、出願当初の明細書又は図面に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを出願人が反論及び立証するためのものである場合、審査官はこれらの内容を十分に考慮すると記載している。

JPOでは、出願人は、拒絶理由通知の受領時に、意見書、実験結果の証明書などを提出することにより、意見を述べるか、又は釈明することができる。ただし、違反が発明の詳細な説明で記載された事項の欠陥に基づく場合、拒絶理由を克服することはできない。

SIPOは、発明の有益な効果を例示するための実験データを追加することは認められないと記載している。ただし、これは、審査官を納得させるために後で提出する実験データ又は実施態様を証拠として使用しないという意味ではない。

(n) 発明の技術分野の補正

KIPOは、補正後の事項が、明細書又は図面に記載された事項から自明ではない場合、補正は新規事項の追加とみなされると記載している。

SIPOは、公衆や審査官が発明及び関連の先行技術を明瞭に理解できるようにするために、出願人が

、発明が属する技術分野を、IPCの最も低い分類位置で定義される分野に関連づけられるように補正することは認められると記載している。

JPO – 言及なし

(o) 発明の目的若しくは効果の変更又は追加

JPO及びSIPOは、当初出願書類に発明の構造、作用又は機能などの技術的特徴が明示的に記載されている場合、補正は認められると説明している。

KIPOは、補正後の事項が、明細書又は図面に記載された事項から自明ではない場合、発明の目的若しくは効果を追加又は変更する補正は新規事項の追加とみなされると説明している。

JPOでは通常、発明の効果を追加する補正は、当初明細書等に記載された事項の範囲を超える補正となる。

SIPOでは、有益な効果が最初の出願から直接かつ一義的に確定できる場合のみ、補正を「発明の内容」に追加することができる。

(p) 明細書に記載した先行技術の補正

KIPOは、補正は、その追加された事項が、特許出願に当初添付された明細書、特許請求の範囲、図面から当業者にとって自明ではない場合、新規事項の追加とみなされる。

SIPOは、「背景技術」の欄に先行技術を追加する補正は、発明自体ではなく、背景技術のみに関係があり、追加内容はすでに公知になっているため、認められると記載している。

JPOでは、先行技術文献情報（その関連する発明が記載されていた刊行物の名称、その他のその文献で開示されている発明に関する情報の所在）を発明の詳細な説明に追加する補正及び当該文献に記載された内容を明細書の【背景技術】の欄に追加する補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので許される。一方、出願に係る発明との対比など、発明の評価に関する情報、又は発明の実施に関する情報を追加する補正は、新たな技術的事項を導入するので許されない。

(q) 周知の先行技術の追加

KIPOは、補正によって追加された事項が周知の先行技術であっても、当業者にとって、明細書又は図面に記載された事項と同一の追加事項であることが自明ではない場合、当該周知の先行技術を追加する補正は、明細書又は図面に記載された事項の範囲外の新規事項の追加とみなされる。

JPOでは、「当初明細書等の記載から自明な事項」に補正することは、新たな技術的事項を導入するものではないから、許される。ただし、周知又は慣用技術は、その技術自体が周知又は慣用技術であるということだけでは、十分に「当初明細書等の記載から自明な事項」とはいえない。したがって、周知技術又は慣用技術の追加は新規事項の追加とみなされ、認められない。

SIPOでは、補正については、「最初の出願の範囲を超えない」ことが原則である。追加された周知技術が最初の出願から直接かつ一義的に確定できる場合、当該追加は認められるが、追加によって発明が改善される場合は認められない。

(r) 最初の出願書類に記載していない先行技術で、後でサーチされた技術の追加

KIPOは、明細書に先行技術文献の名称を追加するだけの補正は、新規事項の追加とみなされないと説明している。ただし、先行技術文献に記載された事項に基づく補正は、その追加された事項が、当業者にとって、特許出願に当初添付された明細書、特許請求の範囲、又は図面から自明ではない場合、新規事項の追加とみなされる。

SIPOは、審査官が複数の関連文献を見つけた場合、出願人は、当該文献の内容を追加するか、又は当該文献を引用することにより、「背景」を補正するものとする。

JPO – 3. (2) (iv) (p)と同じ。

(3) 特殊な分野の発明に関する新規事項の評価

(i) バイオテクノロジー関連の発明

a. 微生物の寄託

JPO及びKIPOは、当初明細書に明示的又は本質的に開示されていない微生物の菌学的性質の補正は、新規事項の追加とみなされると記載している。

JPO及びKIPOはさらに、微生物に関する一部の情報を変更することは、微生物の同一性が失われないう限り認められると説明している。

- 再分類に従って微生物の名称を変更する (KIPO)
- 保管番号又は参照番号を受託番号に変更する (JPO)

JPOはさらに、明細書等に微生物を特定できるに足る菌学的性質が記載されており、かつ寄託機関名などの記載によりその微生物の寄託が特定できる場合には、受託番号を変更又は追加する補正は許されると記載している。

反対に、KIPOは、最初の明細書に寄託番号が記載されていない場合、その番号を追加する補正は、新規事項の追加とみなされると記載している。

SIPOは、出願人が専利法実施細則第24条の規定に準拠した申請書、寄託証明書及び生存証明書を遅滞なく提出した場合、実体審査段階で関連情報を明細書に追加することは認められると記載している。

b. 配列表

KIPOは、配列表が当初明細書に記載されていない場合、配列表を追加する補正は新規事項の追加と

みなされると記載している。

SIPOでは、「配列表」は、明細書の最後に別個の書類として添付しなければならない。出願人が、ヌクレオチド酸又はアミノ酸の配列表の写しをコンピュータ読み取り可能な媒体に記録して提出する場合、それが明細書及び特許請求の範囲で開始される配列表書と一致しなければ、配列表書が優先される。

c. 遺伝資源の由来を指示する登記票

SIPOは、登記票中の内容は最初の出願の範囲に含まれないと記載している。このため、当該内容を、明細書を補正する基礎として使用することはできない。

(ii) 化学物質の発明

KIPO及びSIPOは、補正された事項が最初の明細書又は図面から明確に理解できない場合、当該補正は新規事項の追加とみなされるので認められないという点で一致している。

JPOは、マーカッシュ形式の請求項において、一部の選択肢を削除する補正は、残った発明特定事項で特定されるものが、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合は許されると説明している。

JPOは、さらに、当初明細書等に化学物質を説明する複数の選択肢が含まれている場合、その特定の選択肢の組み合わせが当初明細書等に記載されていたとは認められない場合があると記載している。とりわけ、補正の結果、出願当初に複数の選択肢を有していた置換基について選択肢が唯一となり、選択の余地がなくなる場合には、そのような特定の選択肢の組み合わせを採用することが当初明細書等に記載されている場合を除き、選択肢としての当初記載は特定の選択肢の採用を意味していたとは認められないので、その補正は許されない。

また、JPOは、他方では、選択肢の削除が実施例の記載を伴った選択肢が残るように行われることにより、このようにして残った選択肢が、当初明細書等全体の記載をもとに判断した場合には当初明細書等に記載されていた事項と認められる場合があるとも記載している。例えば、当初明細書等に複数の選択肢を有する置換基の組み合わせの形で化学物質群が記載されていた場合には、出願当初の明細書中の実施例等で記載されていた「単一の化学物質」に対応する特定の選択肢の組み合わせから成る化学物質(群)の記載のみを請求項に残す補正は許される。

(iii) その他

JPO、SIPO及びKIPOは、プログラムリストが短く、当業者が通常知っている言語で作成され、発明を理解するのに役立つ場合、明細書又は図面に記載することができるという点で一致している。プログラムリストを参考資料として提出することができるが、明細書の補正の基礎とすることはできない。

4. 補正の種類

(1) 自発補正（自己補正）

KIPOでは、自発補正又は自己補正は、韓国知的財産庁長官が特許査定の際の謄本を送達するまでの期間内に行われた補正を意味する。ただし、拒絶理由通知に対応して行う補正は、当該通知後の意見書提出期間内に行わなければならない。

SIPOでは、特許出願人は、実体審査を請求する際、又は実体審査段階に入る旨の通知を受領した日から3月以内に、出願を自発的に補正することができ、審査官は補正を受理しなければならない。出願人は、係属中の出願を補正することができる。これは国際出願にも適用される。

JPOでは、特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、拒絶理由通知を受領していないことを条件とする。

(i) 補正の範囲

三庁は、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、当初明細書等に記載された事項の範囲内で行われなければならないという点で一致している。

SIPOは、外国語による出願書類の内容は、補正が当該基準を満たしているか否かを判断する基礎にすることはできないと記載している。ただし、国内段階に移行された国際出願で最初に提出された外国語書類を除く。SIPOはさらに、国際段階で行われた補正について、PCT第19条又は第34条に準拠しなければならないと記載している。

JPOは、外国語書面出願の場合、明細書等とみなされる外国語書類（明細書等の補正が、誤訳の訂正書、当該翻訳文又は補正後の明細書等の提出により行われる場合）の翻訳文は、当初明細書等に記載された事項の範囲であると記載している。

KIPOは、外国語書面出願の場合、補正は、当初明細書又は図面と、最終の韓国語による翻訳文又は最初の出願に添付された図面（図面の説明を除く）の両方の範囲内で行われなければならないと記載している。

(ii) 複数の補正の取扱い

KIPO及びSIPOは、自発補正（SIPOでは専利法実施細則第51条第1項に準拠）は却下の対象ではない、すなわち自発補正によって補正された出願は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えるか否かにかかわらず、審査対象の書類として使用されるが、自発補正は最初の出願の範囲を超えることができるという意味ではないという点で一致している。

KIPOは、自発補正の場合、提出される補正はすべて、審査開始まで明細書、特許請求の範囲及び図面に累積的に反映されると記載している。

SIPOは、期限内に複数回自発補正が提出された場合（専利法実施細則第51条第1項）、最後に提出さ

れた出願書類を審査の基礎として使用すると記載している。

SIPOはさらに、期限内に提出されない自発補正（専利法実施細則第51条第1項）は認められないと記載している。ただし、補正は期限を遵守していないが、補正後の書類が欠陥を取り除き、専利法第33条に規定される要件を満たしており、補正を受理することにより審査が早まると審査官が判断する場合、当該補正は認められる。

(iii) その他

SIPOは、国際出願が国際段階で補正され、出願人が、補正後の出願を審査の基礎とするように要請する場合、補正の中国語による翻訳文を移行日から2月以内に提出しなければならないと記載している。所定の期限内に中国語による翻訳文が提出されない場合、国際段階で行われた補正は考慮されない（専利法実施細則第106条）。

(2) 最初の拒絶通知に応答した補正

KIPO及びSIPOでは、出願人は、指定期限内に補正を行うことができる。

KIPOは、出願人が拒絶理由通知を受領した場合、当該拒絶理由通知後の意見書提出期間内に補正を行うことができると記載している。

SIPOは、出願人は、オフィスアクションを受領した後に補正を行う場合、オフィスアクションで指摘された欠陥に対して補正を行うものとする旨を説明している。

JPOでは、拒絶理由通知を受領した出願人は、特許法第48条の7又は特許法第50条で指定された期間内に補正を提出しなければならない。

(i) 補正の範囲

KIPO及びJPOは、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、特許出願に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならないと記載している。

KIPOでは、指定期間内における明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、新規事項の追加禁止を除いて補正の範囲に制限はない。

JPOは、記載している新規事項を追加する補正の禁止に加えて、いわゆる「シフト補正」は認められないと記載している。特許法第17条の2第4項によると、補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

SIPOでは、オフィスアクションで指摘された欠陥に回答して補正を行わなければならない。補正の方法が専利法実施細則第51条第3項の要件を満たしていない場合、通常、補正は認められない。ただ

し、補正の内容と範囲が専利法第33条に準拠している場合、最初の出願書類に存在した欠陥が取り除かれ、出願が認められる見込みがあることを条件として、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答として補正された出願書類は認められる。

(ii) 複数の補正の取扱い

KIPOは、1つの拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正書が提出された場合、旧特許法に基づく出願と新特許法に基づく出願では、処理方法が異なると記載している。旧特許法に基づいて提出された出願については、最初の拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正が提出された場合、各補正は累積的に反映される。新特許法に基づいて提出された出願については、拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正が提出された場合、最後の補正以前に提出された補正はすべて取り下げられたものとみなされる。

SIPOは、1回目のオフィスアクションに対する回答が提出された後、審査官は出願の審査を継続し、回答及び/又は補正を考慮すると説明している。同じ審査基準が審査の様々な段階で適用される。

JPO – 言及なし

(iii) その他

SIPOは、具体的な回答内容がない場合でも出願人からの正式な応答になり、この場合、審査官は、出願人がオフィスアクションに記載した意見書に対して特に異議を申し立てておらず、オフィスアクションで指摘した出願書類に存在する欠陥を克服していないとみなすと記載している。審査官は、不十分な翻訳に起因する欠陥を発見した場合、その欠陥をオフィスアクションで指摘する必要がある。出願人がこの欠陥を解消するために出願を補正したいが、補正することにより「最初の出願の範囲を超える」こと（新規事項）になる場合、審査官は、翻訳を訂正した後に欠陥を解消するための出願の補正を行うことを求める通知を出願人に発行する。出願人が期限内に回答することも翻訳を訂正することもしない場合、出願は取り下げられたとみなされる。

KIPO及びJPO – 言及なし

(3) 最後の拒絶理由通知に応答した補正、若しくは、再審査請求又は不服審判請求時の補正

(i) 補正の範囲

KIPOでは、最後の拒絶理由通知に対応した補正、又は再審査請求時に行った補正は、特許法第47条第2項（新規事項の追加禁止）の要件に加えて同条第3項の要件をさらに満たさなければならない。特許法第47条第2項によると、特許請求の範囲に対する補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限られる。1. 請求項を限定、削除又は追加して特許請求の範囲を減縮する場合、2. 明細書の誤記を訂正する場合、3. 明瞭ではない記載を明確にする場合、4. 第2項で言及される範囲を超えた補正について、その補正前の特許請求の範囲に戻すか、又は当該特許請求の範囲に戻す際に第1号から第3号の規定に従って特許請求の範囲を補正する場合。

JPOは、新規事項の追加及びシフト補正の禁止に加えて、特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限られると記載している。(i) 請求項の削除、(ii) 特許請求の範囲の減縮、(iii) 誤記の訂正、(iv) 明瞭でない記載の釈明。さらに、上記(ii)の目的でされる補正の場合、補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際に独立して特許を受けることができるものでなければならない。また、最後の拒絶理由通知に応答した補正又は審査官の拒絶査定に対して不服申立てを行う場合になされる補正は、要件を満たさない場合、補正の却下の対象になり得る。

SIPOでは、請求人は再審査を請求するか、又は特許再審査委員会の再審査通知に回答する時に、特許出願を補正することができる。ただし、補正は出願の拒絶査定又は再審査通知で指摘された欠陥の除去に限られる。請求人による補正は、拒絶の査定で又は合議体により指摘された欠陥の克服に限られる。無効請求の過程において、特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。特許権者は明細書又は図面を補正することはできない。

(ii) 複数の補正の取扱い

KIPOは、1つの拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正書が提出された場合、旧特許法に基づく出願と新特許法に基づく出願では、処理方法が異なると記載している。旧特許法に基づいて提出された出願については、最後の拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正が提出された場合、審査官が認めた補正だけが累積的に反映される。新特許法に基づいて提出された出願については、拒絶理由通知に対して指定期間内に複数の補正が提出された場合、最後の補正以前に提出された補正はすべて取り下げられたものとみなされる。再審査請求の旨が記載された補正書が同日付で複数回提出された場合、2回目以降の補正書は、所定の期間内に提出された補正書とはみなされない。審査官は、2回目以降の補正書を、特許法又は特許法施行令に基づく法令期間後に提出された補正書とみなすため、釈明の機会を与え、2回目以降の補正を返却する。

JPOは、最後の拒絶理由通知に対する応答期間内に数回にわたり明細書、特許請求の範囲又は図面の補正がされる場合、第2回目以降の補正が第17条の2第5項及び第6項に規定する要件を満たしているかどうかを判断するときの基準となる明細書、特許請求の範囲又は図面は、当該第2回目以降の補正の直前に適法に補正がなされた明細書、特許請求の範囲又は図面とすると記載している。ただし、第17条の2第3項については、当初添付された明細書、特許請求の範囲又は図面である。

SIPO – 言及なし

(iii) 請求項の補正に関する制約

KIPO、JPO及びSIPOは、特許請求の範囲についての補正は、請求項を限定することにより特許請求の範囲を減縮するための補正、誤記を訂正するための補正、明瞭ではない記載を明確にするための補正、又は新規事項を削除するための補正のいずれかでなければならないと記載している（JPO - 請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、明細書内の誤記の訂正、及び明瞭ではない記載の釈明）。

KIPOでは、補正要件は、補正後の特許請求の範囲にのみ適用する。この場合、独立項が補正された場合、その独立項を引用する従属項も補正されたものとみなされる。

JPOは、「最後の拒絶理由通知」に応答して補正される特許請求の範囲に「特別な技術的特徴である発明」が含まれる場合、審査官は当該補正を却下すると説明している。特許請求の範囲の補正が、当該目的の要件又は独立して特許を受けるための要件を満たしていない場合も補正の却下の対象となる。

SIPOでは、請求人は、再審査請求の提出時、再審査通知（再審査請求の口頭手続通知を含む）に回答して、又は口頭手続に出頭する際に、出願を補正することができる。ただし、補正は専利法第33条および専利法実施細則第61条第1項の要件を満たさなければならない。補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒絶された請求項と比べて保護の範囲を超えている場合、補正後の特許請求の範囲が、拒絶査定で拒絶された請求項との単一性を有しない技術的解決策から派生している場合、請求項の種類が変更される、又は請求項が増加される場合、又は補正が、明らかな誤記の訂正、又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質を持つ欠陥の補正のみを目的とする場合は除いて、拒絶査定で指摘されていない特許請求の範囲又は明細書を対象としている場合、通常、要件が満たされていないとみなされる。無効請求の審査過程において、特許権者はその特許請求の範囲を補正できるが、特許保護の範囲を拡大することはできない。特許文献の補正は請求項に限られ、次の原則に従わなければならない。請求項の主題の名称を変更することはできない；保護の範囲は、付与された特許の保護の範囲を超えることはできない；補正は、最初の明細書及び特許請求の範囲に記載された開示の範囲を超えてはならない；及び通常、特許を付与された請求項に記載されていない技術的特徴の追加は認められない。特許再審査委員会が無効請求に対する決定を下すまで、特許権者は請求項又は請求項に記載された技術的解決策を削除することができる。特許権者は、次の3つの場合に限り、回答期限内に、組み合わせによって特許請求の範囲を補正することができる。1. 無効請求に対する回答、2. 請求人が追加した無効理由又は証拠に対する回答、3. 請求人は言及していないが特許再審査委員会によって導入された無効理由又は証拠に対する回答。

(iv) その他

KIPOは、特許請求の範囲を補正した事項が上記に列挙したいずれの場合に該当するかは、最終の拒絶理由通知の際に審査の対象となる請求項と同じ番号の請求項を比較して判断すると記載している。ただし、番号が異なっても、補正後の請求項が異なる番号の請求項を補正したという状況が自明であった場合に限り、番号が異なる請求項と比較をし、補正の有効性を判断する。出願人が1つの語句又は請求項全体のいずれを補正するかにかかわらず、当該請求項の補正が特許法第47条第3項各号のいずれかに該当する場合、当該補正は第47条第3項に基づく補正とみなされる。ただし、この場合においても、1つの請求項に2つ以上の発明がある場合（マーカッシュタイプの請求項又は複数の請求項を引用する請求項）、このような発明は個々に評価される。

SIPOでは、いったん拒絶査定又は特許権付与通知が発行されると、出願人からの意見、回答又は補正は一切考慮されない。再審査手続において、請求人が提出した出願書類が専利法実施細則第61条第1項に準拠していない場合、通常、合議体はこの受理を拒絶し、当該補正後の書類が認められない理由を再審査通知書で説明して、事前に受理した書類を審査する。補正後の書類の内容の一部が専利法実施細則第61条第1項に準拠している場合、合議体は当該部分について審査見解を提示し、請求人に対して、専利法実施細則第61条第1項に準拠していない当該書類の他の部分を補正し、当該規定に準拠する書類を提出すること、そうしなければ合議体は事前に受理した書類を審査の基礎とする旨を通知することができる。

(4) その他

JPOでは、審査官は、特許法第50条の規定により特許出願について拒絶理由通知をしようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に特許法第44条第2項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなっているものに限る）についての特許法第50条の規定による通知（当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかったものを除く）に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

SIPOは、分割出願は、最初の出願に記載された開示の範囲を超えてはならないと記載している。

KIPO – 言及なし

5. 追加の通信手段

(1) 意見書/出願人の記載

SIPOでは、出願人の回答は意見書のみでもよいが、補正後の出願書類（差替え頁及び/又は訂正）を含めることができる。出願人がオフィサクシヨンの見解に対して異議を記載するか、又は出願書類の補正を行う場合、意見書に自身の意見を詳細に記載するか、又は補正が対応する規定に準拠しているか否か及び最初の出願書類に存在していた欠陥をどのように克服したかを説明しなければならない。

KIPO及びJPO – 言及なし

(i) 通信の法的地位

KIPOは、拒絶理由通知に対する意見書は、出願の明細書の一部にすることはできないと記載している。出願人が意見書に補正しようとする事項を記載しているが、補正を提出しない場合、拒絶理由通知時の明細書及び請求項に対して審査する。また、意見書に記載された補正の内容と実際の補正に矛盾がある場合、審査は、詳細な説明及び請求項に対する実際の補正を基礎として行われる。

JPOは、審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならないと記載している。拒絶理由通知に対して提出される意見書、実験報告書等は、明細書に代わるものではないが、出願当初の明細書又は図面に記載されていた事項が正しくかつ妥当なものであることを出願人が反論又は立証するためのものであるので、審査官はこれらの内容を十分に考慮しなければならない。

SIPOは、出願人がオフィサクシヨンの指摘された欠陥に対応することなく回答した場合、出願人が審査官の意見に同意し、指摘された欠陥は克服されていないとみなされると記載している。

(ii) 出願後に提出された実験データ

KIPOでは、拒絶理由通知に対して提出される実験報告書は、出願の明細書の一部にすることはできない。ただし、これらの書類は、詳細な説明に記載された事項の正当性を釈明又は立証するためのものであるため、審査官は当該出願の特許性を決定するために参照することができる。

SIPOでは、後で提出された実験データを明細書に追加することはできないが、後で提出された実験データについて意見書で説明されている場合、審査官は、審査において当該データを考慮しなければならない。後で提出された実験データ及び実施態様は、発明が進歩性を有している、又は明細書によって完全に開示されている若しくは裏付けられているという主張の証拠とみなすことができる。審査官はこの証拠を受理し、認めることができる。

JPO – 3. (2) (iv) (m)と同じ

(iii) その他

KIPO、SIPO及びJPO – 言及なし

(2) 電話、ファクシミリ、メール、面接など

(i) 通信の法的地位

KIPO及びSIPOは、出願人又は代理人（以下「当事者」という）の申請があるか、又は審査官が迅速かつ公正な審査のために必要であると認める場合、審査官は、当事者と面談をすることができると記載している。審査官は、電話で出願人と通信することができる。

JPOでは、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段としては、技術説明、面接等がある。迅速・的確な審査に資すると認められる場合には、面接又は電話・ファクシミリによる連絡を活用する。面接等は「面接ガイドライン」に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録・応対記録を作成して公衆の閲覧に供する。

SIPOでは、補正後も依然としていくつかの欠陥が存在する場合、欠陥を解消するように再度出願人に通知する。審査官は電話で出願人と話し合うこともできる。ただし、電話での通信は、軽微な又は誤解を招く恐れのない形式上の欠陥に係わる問題にのみ利用する。審査官は、話し合った事項を記録し、出願ファイルに保管する。電話での話し合いで双方が同意した補正内容について、出願人は、補正後の書類を書面で正式に提出する。審査官は当該補正書に基づいて結論を下さなければならない。審査官が明白な誤りを職権により補正する場合を除いて、審査の基礎は、出願人によって正式に提出された補正書である。面接の請求は、当該面接が有用であると審査官が確信する場合に認められる。面接記録は、オフィスアクションに対する正式な回答又は補正に代わるものではない。面接で補正について合意に達しない場合、審査官はさらに意見書を発行して審査を継続する。最初に指定された期限内であれば、面接を理由に当該期限を変更する必要はないが、状況に応じて1月延長することができる。最初に指定された期限内でなければ、審査官は面接記録に補正又は意見書の提出期限をあらためて指定する。この期限内に提出された補正又は意見書は、オフィスアクションに対する回答とみなされる。出願人が期限内に回答しない場合、出願は取り下げられたとみなされる。面接時に出願人が提出した補正後の書類を審査官が面接前に受け取っていない場合、審査官は面接の中断を決定するこ

とができる。

(ii) その他

SIPOでは、審査官が1回目のオフィスアクションを発行し、出願人がオフィスアクションに対する回答時又はその後に面接請求を提出している場合、又は審査官が面接を行うために出願人を召喚する必要があると考える場合に面接が行われる。面接日は、いったん確定したら、変更することはできない。変更する必要があるが生じた場合、事前に相手側に通知する。出願人が正当な理由なく面接に出席しない場合、審査官は新たな面接の手配を拒絶し、さらに意見書を送付することにより審査を継続することができる。面接は専利局で指定された場所で行わなければならない、当該出願の審査を担当している審査官が進行役を務めなければならない。必要に応じて、経験者であるほかの審査官に協力を要請することができる。出願人が特許代理業者を任命している場合、その特許代理人は面接に出席することができる。面接に出席する出願人又は代理人の総数は通常、2名を超えないものとする。新規性、進歩性又は補正が新規の内容を導入するかどうかなど、面接において討論した事項が多い場合、審査官は討論した事項及び合意に達した内容をすべて記録する。面接において、どのように補正するかについて双方が合意に達した場合でも、出願人は補正後の書類を正式に提出しなければならない、審査官は出願人に代わって補正を行うことはできない。面接で出願書類の補正について合意に達しない場合、審査は、さらに意見書を発行して継続される。審査官の主要な職責は、専利法及びその実施細則の規定に準拠しない出願書内の問題を出願人に指摘することである。出願人が証拠を提出すると決定した場合、証拠は書類又は模型のいずれでもよい。

KIPO及びJPO – 言及なし

(3) 審査官による補正の提案

KIPO、JPO及びSIPOでは、審査官は、出願が拒絶されるのを防ぐために補正を提案することができる。

KIPOでは、発明の内容を理解することができる場合、先行技術の調査が十分に実施された場合、又は出願の発明が、先行技術と区別される技術的特徴を有する場合、補正を提案することができる。補正方向の提示は、明細書の欠陥を訂正できることを前提として、代理人に関係なく実施される。新規性又は進歩性については、理由を説明するために、発明の詳細に記載された特許可能な従属請求項又は技術構成を特定する。補正を必要とする請求項に構成を追加又は制限する補正方向を提示する。欠陥の削除や表現の変更などの補正方向を明確に提示する必要がある。

JPOでは、拒絶理由を通知する際、出願人の対応をより容易なものとし、もって迅速・的確な審査に寄与すると認められる場合には、補正を提案することができる。ただし、この提案には法的効果がなく、補正・分割等については、出願人の責任においてなされるべきものである。

SIPOは、審査官は出願に補正方法を提案できるが、その場合でも、提案を受け入れるか否かを決定するのは出願人であると記載している。

6. 補正の却下

(1)特許法及び実施規則における関連条項

KIPO – 特許法を参照

第47条（特許出願の補正）

第51条（補正却下）

第63条（拒絶理由通知）

第67条（特許性決定の方式）

第132条の3（特許拒絶査定等に対する審判）

JPO – 特許法を参照

第53条（補正の却下）

第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第37条（発明の単一性）

第50条（拒絶理由の通知）

第126条（訂正審判）

審査基準第9部第2章第6.2項 補正の審査

SIPO – 実施細則第51条第1項、第51条第3項、第61条第1項を参照

JPOでは、特許をすべき旨の査定の謄本が送達される前で、かつ願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について行った補正が第17条の2第3項から第6項までの規定に違反していることが認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。補正を却下する決定は、書面で行い、その理由を記載しなければならない。補正を却下する決定は、不服申立の対象にはならない。

(2) 補正の却下理由

KIPO、JPO及びSIPOでは、補正は、却下されないように審査基準を遵守しなければならない。

KIPOは、最後の拒絶理由通知に対する意見書の提出期限内の補正若しくは再審査請求時の補正が特許法第47条第2項及び第3項に違反する場合、又は補正によって新たな拒絶理由が生じることが認められる場合、補正は却下されると記載している。

JPOは、新規事項を追加する補正、発明の特別な技術的特徴を変更する請求項への補正、特許法第17

条の2第5項に規定される以外の目的で行われる補正、又は独立した特許性の要件を満たさない補正は、却下されると説明している。

SIPOは、専利法実施細則第51条第3項に従って、オフィスアクションに応答する場合、オフィスアクションで指摘された欠陥を除外するための補正を行わなければならないと記載している。補正方法が専利法実施細則第51条第3項に準拠しない場合、当該補正は、通常認められない。

次の場合、補正が最初の出願の範囲を超えない場合でも、補正は、オフィスアクションで指摘された欠陥に対する回答で行われたとみなされないため、受け入れられない。(1)出願人が独立請求項から1つ以上の技術的特徴を自発的に削除し、それによって保護の範囲が拡大される。(2)出願人が独立請求項の1つ以上の技術的特徴を自発的に変更し、それによって、請求項で請求される保護の範囲が拡大される。(3)出願人が自発的に、明細書のみに記載され、最初の請求項に係る主題との単一性を有していない技術的内容を補正後の請求項の主題にした。(4)出願人が新しい独立請求項を自発的に追加し、定義された技術的解決策は最初の特許請求の範囲に記載されていない。(5)出願人が新しい従属請求項を自発的に追加し、当該従属請求項で定義された技術的解決策は最初の特許請求の範囲に記載されていない。

(3) 複数の補正の取扱い

KIPO、SIPO - 言及なし

JPO - 4. (3) (ii)と同じ

(4) 補正の却下手続

KIPOでは、最後の拒絶理由通知後の補正又は再審査請求時の補正が要件を満たしているかどうかの判断は、補正要件の順序にかかわらず行われる。複数の要件が満たされていない場合、審査官は可能な限り多くの満たされていない要件を指摘し、当該補正を却下する。

JPOでは、審査官は、最後の拒絶理由通知に対する補正により、明細書、特許請求の範囲又は図面に新規事項が追加されているかどうかを判断しなければならない。その後、新規事項が追加されていないその他の請求項に係る発明について、特別な技術的特徴が変更された発明に該当するか否かを判断する。新規事項が追加されておらず、かつ、「発明の特別な技術的特徴が変更された発明」に該当しないその他の請求項について、更に、各請求項の補正が、特許法第17条の2第5項第1号から第4号に規定する事項を目的とするものかどうかを判断する。判断の結果、特許法第17条の2第5項第2号に該当する補正がされた請求項がある場合には、更に同条第6項の要件を満たすものかどうかを判断しなければならない。補正の制限に違反していると判断された補正事項があれば、そのすべてについて理由を示して補正却下の決定を行う。

SIPOでは、出願人が最初のオフィスアクションで指摘された欠陥に対して補正しない場合、審査官は新たにオフィスアクションを発行し、当該補正が認められない理由を説明し、期限内に専利法実施細則第51条第3項の規定に準拠した補正後の出願を提出するように出願人に要請しなければならない。同時に、審査官は、指定の期限が満了しても、出願人が提出した補正の書類が依然として専利法実施細則第51条第3項の規定に準拠しないか、又は補正に、専利法実施細則第51条第3項の規定に準拠

しないような別の内容が含まれる場合、審査官は補正前に提出された書類の審査を続行し、補正を無視して、権利の付与又は拒絶査定しなければならない。

(5) 補正却下に対する不服申立

JPO及びKIPOには、補正却下に対して不服を申し立てるための手続はない。

KIPOは、補正却下の決定に対する不服申立の方法は別途に設けられていないので、補正却下と同時に、補正前の明細書を再審査した上で、特許の付与若しくは拒絶査定するか、又は拒絶理由を通知すると記載している。補正却下の決定の正当性は、拒絶査定に対する審判で拒絶査定が合法かどうかが決定的なものと同時に決定される。

SIPOでは、特許出願人は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

SIPOでは、専利法実施細則第51条（補正却下）を予備審査又は実体審査の拒絶理由として使用することも、特許の無効理由にすることもできない。審査官は、オフィスアクションを発行し、補正が受理されない理由を記載し、指定された期限内に専利法実施細則第51条第3項に準拠する補正を提出するように出願人に要請することができる。

JPOでは、特許法第53条第1項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判においては、この限りではない。

7. 職権による訂正

(1) 職権による訂正の背景と目的

KIPOでは、審査官が、審査時に、誤字脱字、参照記号の不一致等の明らかな誤りだけを発見した場合、拒絶理由を通知する代わりに、明白に間違っている内容を職権により補正することができ、こうすることにより、審査の遅延が防止され、欠陥のない登録明細書が作成される。職権による補正は、出願人の自己補正の例外として、限られた範囲内で適用される。

JPO – 言及なし

SIPO – 審査を早め、出願を完全なものにするため

(2) 職権による訂正の範囲

KIPO及びSIPOでは、職権による補正事項（明白な誤り）には、文法の誤り、綴りの誤り又は単語の欠落が含まれる。

KIPOでは、その部分の前後の文脈から判断するとき他に解釈する余地がなく、請求の範囲の特定及び発明の実施において全く問題がないことを条件として、拒絶理由には該当せず、当該特許出願の権利の実質的な範囲に影響を与えない明らかに誤った事項。図面内における記号の使用の不一致も職権

による補正事項に含まれる。

SIPOは、審査官は、出願の文字と記号の明らかな誤りを自発的に補正することができ、その旨を出願人に通知すると記載している職権による補正又は構成は、明細書、特許請求の範囲及び要約書に適用される。

JPOでは、明細書、特許請求の範囲又は図面に不備があり、当該不備が拒絶理由として通知されない場合、審査官は職権による訂正を行うことができる。

(3) 職権による訂正の手続

KIPO及びSIPOは、職権補正をしようとする審査官は、補正される事項を特許出願人に通知すると記載している。

KIPOは、出願人は、職権による補正の全部又は一部を受け入れることに異議がある場合、特許手数料を納付する前に意見書を提出し、それにより、審査官は職権による補正について選択的決定を行うことができると記載している。出願人が職権による補正について意見書を提出した場合、職権による補正の対象となる事項は存在しなかったとみなされる。出願人が職権による補正を受け入れることを拒絶する事項を除いて、明細書はデジタル化され、特許公報で公開される。

SIPOでは、明らかな誤りについて審査官が職権による補正を行う場合を除いて、補正は、書面でのみ正式に提出することができる。通常、数個の単語若しくはマークの変更、追加又は削除、及び発明の名称若しくは要約書の明らかな誤りの補正などについては、審査官は、職権による補正を行い、出願人にその旨を通知することができる。

JPOでは、原則として、職権訂正は他に拒絶の理由がない場合に限り行い、職権訂正に先立って電話等により出願人又は代理人に訂正内容についての確認を行う。一方、審査官は、他に拒絶理由を発見したときは、当該理由を通知し、拒絶理由通知において、明細書、特許請求の範囲又は図面中の不備のある箇所を指摘する。

(4) その他

KIPOは、職権により補正される事項は、自明の誤りに制限されると説明している。審査官は職権による補正を行う場合、特許請求の範囲を変更することはできない。また、職権による補正により別の解釈の可能性が生じる場合、当該補正は認められない。審査官が、職権補正の対象とはならない事項を補正し、出願人も審査官によるこのような非合法的な補正を見過ごし、明細書が特許公報に公開された場合、補正が後で合法と認められない限り、職権により補正された当該事項は存在しなかったとみなされる。これは、審査官による非合法的な補正によって特許権者又は第三者に不測の損害が生じるのを防止するためである。

JPO及びSIPO – 職権による訂正又は補正は、軽微で明白な誤りに限り適用され、請求項に係る発明を変更してはならない。